

岡山県立記録資料館

紀要

第11号

【特別寄稿】

生本伝九郎と小野友五郎
—製塩法改良をめぐる交流関係史料の翻刻と解説—
岸田 裕之……………1

【論文】

西山拙斎編著『休否録』の伝本と概要
—備中隠士と白河(桑名)藩の接点—
別府 信吾……………19

【調査報告】

評伝 坂本金弥 —実業家編—
坂本 昇……………33

明治三十五年九月作成の「御所蔵品目録草案」を調査して

—備中足守藩主木下家資料と家老杉原家のかかわり—
杉原 康子……………43

【コラム】

木下公定編纂『新撰自註桑華蒙求』叙文を読む
瀬戸 裕子……………51

【教育現場での記録資料活用案】

高等学校教育における公文書活用試案

—地方自治の学習と主権者教育—
前田 能成……………55

大学生に語った資料保存と整理

—岡山商科大学博物館実習—
上井 良子……………61

【企画展関連研究】

明治初期小田島の地域学習結社

—興譲館と一新社の記録から—
近藤 萌美……………67

平成28年3月

生本伝九郎と小野友五郎

— 製塩法改良をめぐる交流関係史料の翻刻と解説 —

岸 田 裕 之

はじめに

岡山県内においては、近代に開墾や干拓によって移住し農業生産力の向上をはかった地域もあれば、海外移民が行われた地域もある^{o1}。

また、特色ある生業として古来中国山間地域におけるたたら製鉄がよく知られているが、内海沿岸・島嶼部地域における塩業の展開も特徴的である^{o2}。

本稿で史料紹介を行う塩業については、一九七〇年代の『日本塩業大系史料編』（日本専売公社）の刊行や、各地の遺存史料が自治体史等によって公開されたことで多くの関係史料の検索が容易になり、製塩や販売、その経営等の実態研究は一層の深化をはかれる状況にある。とりわけ明治三十年（一八九七）の輸入食塩への関税法の制定、同三十八年の専売制の実施にいたるまで行政の施策が移り変わるなか、塩業界にあって独自に製塩法の改良を行ったり、経営の団体連合等の運営を担当した人々に焦点をあて、その活動実態について解明していくことは、なお課題として残され且つ重要な意味をもっているように思われる。

本稿では、明治維新後に民間人として製塩法改良に一貫して取り組み、天日製食塩の製出実験を重ねて成果をあげ、特許を得て、その普及・指導に尽くした小野友五郎（一八一七〜一八九八）と、十州塩田組合^{o3}の本部長をつとめ、小野式天日製食塩製出の追試験を行い、その好結果に基づいて十州への導入・普及を進めた生本伝九郎（一八四八〜一九〇九）の交流を示

す往復書翰、ならびにその製塩法について記した、小野友五郎から生本伝九郎に渡された覚書、これら三点を翻刻紹介し、若干の解説を付し、その歴史的意义づけを行うことを主たる目的とする。

なお、生本伝九郎は、現在の岡山県赤磐市下市に生まれ、一時官界にあつたが、のち民間人として様々な活動を行っている。本稿では、右の新出史料の歴史的意义づけに関連して、彼の三〇歳から四〇歳代における活動のいくつかにについても叙述しているが、その人物像が岡山県地域の近代史研究の進展にとって少しでも寄与できるならば幸いである。

一 小野友五郎の履歴と生本伝九郎の諸活動

（一）小野友五郎の履歴

小野友五郎の履歴について、その概略を述べておく^{o4}。

『日本塩業大系史料編近・現代（二）』（一九七六年。以下においては『近・現代（二）』のように略記する）の口絵図版として、友五郎の人物写真、ならびに明治三十一年（一八九八）十月一日付の賞勲局総裁名の緑綬褒章裁可書が掲載されている。

友五郎の履歴は、彼によってこの緑綬褒章のための申請資料として作成された「実業者表彰ノ義上申」^{o5}（『近・現代（二）』）によってたどることができる。

この冒頭には、次のように記されている。

右ハ製塩改良法熱心者ニシテ、製塩事業ノ為メ家資数万金ヲ投尽シ、数年間ノ困苦励精ニ依リ成功ヲ遂ケ、国益ノ一部ヲ起シタル者ナリ、友五郎は常陸国笠間藩士であった。江戸詰となり、算術を学び、幕府天文方の手伝いにつき、天文・測量・地理・航海などについて叙述した『渡海新編』を著し、幕府に献じた。

そして長崎の海陸軍操練伝習所の一期生となって航海術に優秀な実践成果をあげ、江戸に創立された軍艦操練所の教授役を命じられた。安政七年（一八六〇）の咸臨丸の渡米航海にあたっては測量を担当し、万延元年（一八六〇）帰国後に将軍に謁見して幕臣となる。江戸湾の測量を行って海図を作成し、『江都海防真論』『江戸海防論』を著し、幕府に献じ、また小笠原諸島の調査も行い、測量図を作成している。

慶応三年（一八六七）に軍艦等の購入交渉を進めるため再度渡米し、ジョンソン大統領に面謁する。この時に鋼鉄艦、小銃、ならびに文学・技芸の書籍類を買付けている。帰国後に勘定奉行並となり、大坂へ出張し、伏見戦争の輜重の任にあたった。

幕府の崩壊によって、明治元年（一八六八）に死一等を減じ永揚屋入りを申付けられるも、間もなく出牢し、謹慎。

同三年に謹慎を解かれ、民部省鉄道掛に出仕し、その識見をもって鉄道敷設の測量に従事するが、同十年に退官した。また政府へたびたび建議したが、その内容は、天文台の設置や天文暦の編纂、漢字の選定（制限）による国民教育の振興、児童への算術教育（珠算の効用を説く）など、多岐にわたる。

そして注目すべきことは、出牢後に千葉県東葛飾郡行徳村（現在の市川市）において「蒸散屋」（技条架）の製塩法を実験して以来一貫して取組んだ製塩法の改良であった。

このことについては、緑綬褒章の授与要件であったため、この「上申」には、略歴を書上げたあとに特に「塩業ニ関スル経歴」と項を立てて詳述

している。

その冒頭には、次のように記されている。

我国ノ食塩ハ従来粗製ニシテ衛生上ノ関係少カラス、是レ改良セサル可カラサルノ要点ニシテ、而シテ、本邦ハ周囲海ヲ繞ラシ、魚類ノ富ヲ以テ魚塩ノ利ヲ起サハ、国益ノ幾分ヲ補フモノナルニ着眼シ、製塩改良ノ挙ヲ発意セリ、

そして具体的に明治二年（一八六九）八月に行徳浜に試験場を設けて以来、同三十一年の死没直前にいたるまでの製塩場の整備状況とそれぞれの費用、数々の業績を列挙している。

主なものをあげると、同十四年の内国勸業博覧会に天日製食塩等を出品して褒状を受けたこと、「降雨之妨害ヲ除ク方法ヲ發明シテ」得た同二十二年五月二十九日の「食塩製造法」の特許証、同二十七年三月二十八日の「食塩製造装置」の特許証（いづれも農商務大臣・特許局長名。期間は十五年）、「小野氏製食塩分析成績」と項を立て「小野氏製造ノ食塩ハ其色質純白結晶形少ニシテ堅実セリ、之ヲ水ニ溶解スルモ其色無色ナリ、其分析結果左ノ如シ」として国内塩・外国塩と含有諸成分の数値を比較し、その根拠付けとしていることなどである。

これらのなかでいま後考のために指摘しておきたいことは、明治二十七年三月二十八日の「食塩製造装置」の特許証をあげたのにつづいて、次のように記されていることである。

此改良ハ、先キニ出願中ヨリシテ屢試験ヲ積ミ実効ヲ重ネタレハ、此砂取法ニ於ケル焚上ケ方ノ改良ヲ全般ニ推シ広メ、食塩改良ニ着手セント決意セリ、

赤穂・斉田其他各地ニ技手ヲ派遣シ砂取法ニ於ケル焚上ケ方ノ改良方法ヲ示授シ、遂ニ能ク食塩改良ノ実効ヲ奏シ、而シテ十州塩田本部長石崎保一郎氏ニ依托シテ数多ノ改良塩ヲ製出スルニ至レリ、

明治二十六年七月十日兵庫県赤穂・網干浜ニ於テ、技手派遣試験ノ結果、左ノ如キ証明書ヲ得タルニ因リ、農商務省水産調査所へ参考トシ

テ届置キタリ、

試験結果

一改良塩 壹釜ニ付、製塩四斗五升三合三勺

此水量一石四斗ボーメー比重十九度

一在来塩 壹釜ニ付、製塩四斗三升三合三勺

此水量一石四斗ボーメー比重十九度

差引増塩式升

右之通り相違無之候也、

明治二十六年七月十日

網干製塩会社 印

小野友五郎殿代理

中村真齋殿

付言 壹釜ニ付製塩四斗五升三合三勺トナリ、増塩ハ式升、壹石ニ付テハ増塩四升四合余ニ当ル、

すなわち、小野友五郎は、改良製塩法を「全般ニ推シ広メ」るため、赤穂・芥田（現在の徳島県鳴門市撫養町）など「各地ニ技手ヲ派遣シ」、その指導・普及をはかった。そのなかに十州塩田組合の部長長石崎保一郎に委託した件があった。赤穂・網干浜において行われた試験は、在来塩に比べ増塩という好結果をおさめ、明治二十六年（一八九三）七月十日に網干製塩会社は小野友五郎代理中村真齋に宛てその証明書を提出したのである。この試験の好結果を示す証明書は、また農商務省に届けられたのであり、特許への有力な根拠になったことは十分に考えられる。

(2) 生本伝九郎の諸活動

この小野友五郎の製塩法改良に注目したのが、生本伝九郎である。

生本伝九郎は、岡山県職員として明治十三年（一八八〇）に士族授産の事に関して県令高崎五六（旧薩摩藩士）に児島湾の干拓を企画して進言し、実施した人物として知られている。ここでは、これ以後、右掲の網干製塩会社証明書が提出された同二十六年頃までの生本伝九郎の主な活動につい

て述べておきたい。

I 児島湾の開墾事業

『児島湾開墾史 全』（一九〇二年）⁶には、生本伝九郎が企画した時点からの関係史料を掲示し、それに拠った叙述がある。

同書によると、生本が大阪の藤田伝三郎（旧萩藩の奇兵隊士）、東京の鹿島岩蔵に干拓の起業を進めたのは、明治十五年十二月のことであったとする（八八頁）。そして同十七年十二月五日に生本伝九郎が願人となり、保証人の東京府鹿島岩蔵、大阪府藤田伝三郎と連署し、県令高崎五六に宛て、児島湾開墾許可願を提出する（九〇・九一頁）。この請願には、生本・藤田・鹿島のほか、大阪府の杉村正太郎・田中市兵衛、東京府の阿部浩の六名が連署した五カ条の約定書が副えられており、この六名の「組合事業にして各自同等の権利義務を有する者とす、而して組合人各地に散在するに付、差向藤田伝三郎を以て総理者として、生本伝九郎は藤田の指揮を得て実施する者とす」（第一条）、事業費は「凡六拾万円と見込み」、持株数に応じて年々出金すること（第二条）などを定めている（九一―九四頁）。このなかで「生本氏は此時を以て岡山県の官を辞し、以て起業の出願人たりしなり」とある（九五頁）。民間人となったのである。

この願をうけ、県令高崎五六は、同十二月二十五日に事業着手の順序、工事費の詳細、組合人各自の持株数を定めるよう指令する（九五頁）。

しかし、出願にいたるまで年月を要した（九四頁）のと同様に、この協議を行うための組合の会合は各自繁忙のため順調には進まず、停滞する状況となるなか、藤田伝三郎は技師を現地へ派遣して調査を行う動きを示し、生本伝九郎は次のような有様であったと述べている（九五・九六頁）。

生本氏の如きは、暫く時機を待つより外なしと信じてか、同年八月（明治十八年）に至り、滋賀県に到り、時の県令中井弘氏（旧薩摩藩士―引用者注）に頼りて仕官を求め、同県犬山郡長となり、職を奉ずる殆んど一年、翌十九年六月藤田伝三郎氏の斡旋に由り、兵庫県勸業課長となれり、そして様々な動き（東京へ転任し政府高官となっていた高崎五六が阿部

浩と結び、三菱社を勧誘して事業に関与させんとする。これに対して、今日においては他人への譲与は承諾しがたいとする藤田伝三郎は上京。願人生本伝九郎も上京。これを松方正義・税所篤が審判者となって調停)を経て、藤田伝三郎が事業を単独で経営する約定が成立した(九六〇九八頁)。

これによって、藤田伝三郎は願人生本伝九郎・組合人阿部浩に金員、従来の関係者に対しても金員と耕地一〇〇町歩を得られる未開地を贈与することになり、そのため「生本氏は兵庫県の官職を辞して、従来の関係者に対する処置を付くることに尽力した。従来の関係者とは、士族団体として児島湾の開墾計画に関わった、たとえば伊木社(旧岡山藩家老伊木三猿齊に由来)の久岡幸秀・大橋正香らのことであるが、生本伝九郎は彼らと協議を重ね、藤田伝三郎贈与分を基準を定めて各自に配分し、事態を収拾したという(九八・九九頁)。

この結果、明治二十年(一八八七)七月付で「起業者 藤田伝三郎」として、前願人生本伝九郎、前願保証人及組合人鹿島岩蔵、組合人阿部浩、同田中市兵衛、同杉村正太郎と連署し、県知事千阪高雅に宛て、開墾事業の起業者名義の変更願を提出した。これは八月二日付で受理された。この変更願には「今般右関係の者一同熟議の上、該事業に関する一切の権利を藤田伝三郎へ譲渡」と記されている(九九〇一頁)。

このあと児島湾視察を行った藤田伝三郎は、官民の関係者に「児島湾開墾事業は一己営利の目的に外ならずと雖も、其性質国家の公益に属し、起業者は幾十万の資本を投じ、数十年の後に至て僅に其の資本と利子とを回収するに過ぎず(中略)余は信ず、地方人民は必らず此事業の企画を歓迎するならん、余も亦地方人士と共に永く慶福を受けんことを望む」と自らの思いを述べている(一〇二頁)。

しかしながら、明治二十二年五月二十三日に岡山県知事千阪高雅が藤田伝三郎へ起業許可を行った旨の告示を出すと、岡山県会をはじめ関係の農漁村から許可取消や開墾の延期の願いが内務大臣・知事宛に多数上申された。一方に漁業権や転業、排水等の水利整備に適切な措置を行うことを条

件に賛成意見もあったが、翌二十三年には藤田伝三郎は起工延期を出願して許可を得、また関係農漁村の住民は知事を被告として開墾許可取消請求の行政訴訟を提起した。事態は困難をきわめ、その都度一つ一つに対応することに迫られ、調停・契約が行われ着工にいたるまで約一〇年を要することになった(一一〇頁以下)。

本稿は、こうした経緯に立入るのは目的ではない。わざわざ百十数年前に貴重な関係史料を翻刻して刊行された『児島湾開墾史 全』を引用し、既に周知のことを簡略ではあるがたどったのは、生本伝九郎がこの事業の過程で形成した人脈が、以後の彼の諸活動においても有効にはたらき、大きな影響を及ぼしたであろうと考えるからである。

II 十州塩田組合の本部長

さて、兵庫県の官職を辞した生本伝九郎は、直後の同二十年十二月には十州塩田組合の本部長として活動している。

『近・現代(一)』の解題には、「二 十州塩田組合紛争関係史料」として一連の文書目録があげられているが、次の書冊(史料七八。原本は国立国会図書館蔵)は、その早いものである。

(表紙)

前篇及付録
塩業利害説明并 東讃紛議実歴
明治二十年十二月
十州塩田組合本部長
生本伝九郎誌

政府は、明治十八年(一八八五)八月一日付の農商務省特達で十州塩田同業会を十州塩田組合と改称し、十州の塩田所有者の全てを加入させ規約に従わせること、本部と各地に支部を置くこと、「製塩ノ事業ハ一ヶ年間六ヶ月ニ限り、猥ニ其ノ制ヲ超ル事ヲ得ス」といういわば生産制限を命じ

た。その後には組合は規約を審議・決定し、翌十九年四月九日に認可されて正式に発足する。⁹⁾

右の書冊は、こうした役割をもつ十州塩田組合の本部長生本伝九郎が「十州塩田組合塩業ノ利害得失及東讃支部ノ紛議ハ社会ノ一問題トハナレリ」という認識をもって、当時の塩業の実態について五項目にわたって数字を駆使して詳細に述べたものである。

生本は、生産制限は「全ク生産費ヲ減スル良法」(第一項)、「価格ヲ騰貴セシムルモノニアラス」(第二項)とし、歴史的にみると「全ク十州中ニ百余年間行ハレタル慣習法ヲ保護セシニ止リ、更ニ政府ガ制限ヲ設ケタルニアラス」(第四項)と説く。

第五項の「東讃支部紛議ノ由来及其実歴ヲ説明ス」では、組合本部長生本伝九郎と東讃支部長井上甚太郎らとの問答を書き連ね、生本が「予ハ十州塩田所有者ノ代表人ガ決議シタル規約ヲシテ円滑ニ施行スル責任ニアリテ、他ニ権力ナシ」という姿勢で臨んだのに対し、井上は「組合ハ如何ニモ必用ナリ、然レトモ、予ハ組合規約ノ制限法ヲ以テ有害無益ナリト云ニ過ギス」という立場をとって行動した。その背景には、強大な塩田地主が存在する一方に零細者も多いという東讃の事情があったと思われるが、それは東讃だけが抱える事情ではなかった。

本稿は、この紛争の内容に立入るのには目的ではないので差し控える。なお、この紛争については、後述するが、十州塩田組合本部が訴訟を起こし、結果勝利している。

日本塩業には、輸入塩とも対抗できる品質の改良、生産性向上による価格の低減という大きな課題があった。第二章に翻刻紹介する史料は、生本伝九郎がそうした重要課題である製塩法改良に注目し、その情報を手し、行動していたことを示す貴重なものである。

ところで、十州塩田組合は、『近・現代(一)』の解題(一二頁)によれば、明治二十一年十二月の組合臨時会において「将来政府特別ノ保護ヲ辞シ、組合ハ組合ニ於テ保守」することを決議している。これに基づいて、

右述した同十八年八月一日付の農商務省特達の取消を申請し、翌二十二年にはこれを認められた。

それによって、「十州塩田組合は本来有していた休浜同盟推進の母胎としての本質を失い、明治二三年五月の臨時会を最後に自然消滅するに至った」と述べている。

ただ、ここで後考のために留意しておくべきことは、十州塩田組合として「解散宣言」のような決議めいたことをしなかったことである。次章に翻刻紹介する史料は、その後も生本伝九郎ら十州塩田組合本部が、製塩法改良という重要課題に関して組織として機能し、その役割を果たしていたことを明示するものである。

Ⅲ 移民会社の設立

生本伝九郎は、国会が開設されるにあたって、政界に関心を示した。明治二十三年(一八九〇)七月の第一回帝国議会衆議院議員選挙、つづく同二十五年二月の第二回選挙の両度、岡山県第二区(津高・赤坂・磐梨・和氣の四郡)から立候補する。結果は、両度とも閑谷鬘長をつとめた西毅一と競ったものの敗れている。西は大成会に属した。

この第二回選挙の直前の頃のことであるが、生本伝九郎は神戸で移民保険会社を設立している。神戸の「又新日報」¹⁰⁾には、次のような関係記事が掲載されている(引用にあたっては、ふりがなは省略した)。

(明治二十五年一月十七日付の二面)

移民保険会社に係る件、彼の生本伝九郎、山口栄之丞等の諸氏が出願中に係る移民保険会社の定款に付帯する渡航手続規則の事に付、本県庁中に於て詮議中の由なりしが、聞く処によれば、本件に就ては目下知事より外務大臣へ何か伺ひ中なりといふ、

(明治二十五年二月五日付の二面)

移民保険会社の定款認可、生本伝九郎、山口栄之丞、伴新三郎等の諸氏より予て、移民保険会社定款認可の儀を出願し、県庁に於ては外務

省へ伺中なりしが、右は今度一万円の保証金を県庁へ預けしむる事となし、又た定款に付属する渡航手続規則中差支なき条項のみを定款に加へしむる事となり、一兩日前認可せられしといふ、

日本における最初の移民会社は、明治二十四年（一八九一）十二月に設立された日本吉佐移民会社である。¹¹ ほぼ同じ頃、生本伝九郎は山口栄之丞・伴新三郎とともに神戸で移民保険会社を設立している。

この移民保険会社については、佐々木敏二「榎本武揚の移民奨励策とそれを支えた人脈」（一九八九年）¹² のなかに、明治二十四年五月に外務大臣に就任した榎本武揚が八月に移民課を設置し、課長に安藤太郎を任じたこと、そのもとで吉佐移民会社と神戸の移民保険会社が設立されたこと、神戸の会社は社長が山口栄之丞、副社長が伴新三郎であり、山口は旧薩摩藩士、伴は旧幕臣で外務省職員を経た実業家、クリスチャンであったこと、両人とも移民（榎本がいう「殖民」）に積極的であった榎本武揚の人脈に連なっていたこと等々の指摘がみられる。

そして詳しくは、同『日本人カナダ移民史』（一九九九年）¹³ の第一章「カナダ・ユニオン炭坑契約移民と神戸移民会社」にまとめられている。次に、それを年表風に簡単に整理する。

〔1〕 生本・山口は、この移民保険会社の設立以前の明治二十四年（一八九一）七月に英国人アプトンと協議のうえ米国への移民送出の「約定書」を結ぶ。¹⁴

なお、これとは別に同年十月には、山口栄之丞・二宮行篤・野村四郎助の三名がアプトンとの間でカナダ・ユニオン炭坑への移民送出の契約を結んでいる。のち伴新三郎も加わる。

〔2〕 会社の設立認可願は、明治二十四年十二月二十六日に兵庫県知事周布公平宛に提出され、知事は翌二十五年二月二日に認可した。十二月二十六日付の認可願（表題は「有限責任移民会社認可願」と記されている）の願人は、岡山市の生本伝九郎を筆頭に岡山県哲多郡の矢吹徳郎、神戸市の山口栄之丞、東京市の伴新三郎ほか

三名である。¹⁵

〔3〕 明治二十五年（一八九二）の五月五日の「営業報告書」では、生本は顧問、矢吹は相談役となっており、社長は山口栄之丞、副社長（在ポートランド）は伴新三郎である。

〔4〕 同年五月十四日に外務省の安藤移民課長から和歌山県をはじめ関係する各県知事に宛てられた「海外渡航者取締ニ関シ通知ノ件」¹⁶ には、東京の吉佐移民会社と神戸の移民保険会社を参照するように述べ、先行する両会社を評価している。

〔5〕 同年五月中旬に契約書の改正として外務省に提出された「契約証」では、移民に関わる諸条件が悪化している。

〔6〕 同年六月中旬までに社名が「日本明治移民会社」に変更された。

〔7〕 この頃、カナダ・ユニオン炭坑の現地では移民の逃亡などの事態が起き、六月二十一日に一時間閉山を決定している。

〔8〕 現地から明治移民会社の移民送出を中止するよう電報があったが、会社側の責任者（二宮行篤）は募集のうえ七三名を送出する。彼らは現地で生活に困窮した。このことについて、現地の領事館は厳しく批判している。

〔9〕 現地領事館は伴新三郎をポートランドから呼び寄せて協議する。伴の尽力でこの七三名に関わる事態は收拾されるが、そのあと伴は明治二十五年十一月六日付でバンクーバー港から社長山口栄之丞に宛て、「取締役の職を辞して会社一切の関係を断つ」と明記した辞表を提出する。

〔10〕 山口栄之丞は、明治二十六年（一八九三）六月二十三日に開かれた株主総会で病気を理由に社長を辞任した。¹⁷

〔11〕 明治移民会社は、明治二十七年（一八九四）四月に公布された移民保護規則に違反したことを問われ、同年七月の営業期限満期にあたって営業継続不許可とされた。

以上が、設立から営業継続不許可まで、わずか二年半の出来事である。¹⁸

こうした経緯からすると、生本伝九郎が移民保険会社を「願人」の一人として設立したことは事実であるが、設立直後の立場は「顧問」であり、経営の実務には関与していないと考えられる。また〔3〕以降の時期においても見あたらない。

ところで、佐々木前掲書『日本人カナダ移民史』の第一章によれば、明治二十六年（一八九三）の夏のことであるが、明治移民会社については、サンフランシスコの現地領事館から外務省に宛て、日本の地方民がアメリカの事情に通じないのを奇貨とし、あるいは労銀の多を偽示し、あるいは労働の需要を過称し、利言をもって巧みに移民を募集し、それによって過分の手数料を貪り、その結果渡航移民を現地で悲惨な状態に陥れているとの報告があった。当時カナダ経由でアメリカへ入国する計画で日本からバンクーバーへ渡航する者も多かったのである。

この報告に基づいて、外務省は兵庫県知事に宛て、明治移民会社による各回の渡航者の人数・行先などの実態調査を命じた。その回答によると、たとえば、神戸港からカナダ・ヴィクトリアへの渡航者のうち、明治二十六年の六月（四日と二十四日出航の二回の合計）のなかには、広島県人（二〇名）・熊本県人（六三名）とともに、岡山県人九名もいた。この実態調査は、六月二十四日出航したなかの熊本県人阪本鉄蔵ら二〇名が職を求めてサンフランシスコへ転航したものの生活に困窮し、現地の領事館に実状を述べて仕事の斡旋を願出たことが契機となって、行政ルートで進められたのであった。

つづく七月二十九日出航した渡航者八八名（熊本県人五九名、広島県人一三名、岡山県人・鹿児島県人各三名、和歌山県人二名、滋賀県人八名）のうち五五名は、サンフランシスコで上陸を拒否され、ヴィクトリアへ送還されている。

こうした事情は、十月十九日に外務省から広島・熊本・岡山・和歌山・福岡・滋賀・神奈川・新潟・山口など移民送出の多い県の知事宛に連絡された。

こうしたことによる業務評価の低落が、明治移民会社の営業継続不許可へとつながっていく。

当該県知事ら行政関係者が、県民の渡航移民についての確な現地情報を有しないままその募集に協力していたことなどの問題もあるが、移民の初期において留意すべき課題はきわめて多かった。

以上が、新出史料の解析にあたって踏えておくべき生本伝九郎の三〇歳から四〇歳代の活動の主要なところである。土族授産に始まる児島湾開墾事業も、製塩法の改良をともなう塩の生産性の向上も、移民の送出も、いずれも政府が抱えた課題に通じるものであった。

こうした推移からもうかがわれるが、生本伝九郎が持てる力を傾けたのは、次章において具体的に述べるように、十州塩田組合における製塩法の改良であった。

二 製塩法改良関係史料の翻刻と解説

（1）『小野友五郎家文書』の翻刻

本章では、前述してきたように、『小野友五郎家文書』（広島県立文書館蔵。仮目録〈二〇〇七年〉の請求記号一九八九〇九）中に収められる①生本伝九郎書翰（番号二四〇―一三）と②小野友五郎書翰（同二五五）、ならびに③製塩法改良について小野から生本に渡された覚書（同三五）の三点を翻刻紹介する。なお、生本と小野の往復書翰は図版として掲載した。

この文書群（一〇二三点）は、小野友五郎が記した文久四年（一八六四）から明治三十一年（一八九八）にいたる日記や、各地の塩田業者に宛てて天日製食塩の普及を依頼した多くの自筆書翰などを含み、民間で三〇年にわたって製塩法改良に取り組んだ彼の活動ぶりを示す貴重な史料である。

なお、翻刻にあたっては、原則として通字を用いたが、助詞として用いられる江（え）などは原形を残した。また、本文には読解のための便とし

(端裏書)

生本伝九郎書翰

倍御清適奉賀候、陳者今般中村真齊殿ト御同行致、貴老年來御試験之結果として得られたる食塩焚上方法ニ依リ、赤穂并ニ綱干浜ニ而試験仕候処、塩質良好且升量も聊増加し、有益之結果ニ有之、就而者小生之愚考ニハ広ク十州中ニ及し申度与存候付、幸現任之十州組合本部長石崎保一郎氏も在坂中ニ付、協議候処、同感ニ付、追テ其手続相試度ト申事ニ有之候、詳細之儀ハ中村君江申上置候間、御聞取可被下候、何レ組合重立タル人々之同意ヲ得候上ハ、更ニ何分之御協議可申上候得共、今般之結果御報道ヲ兼、一書得貴意候、

蘇穂并ニ綱干浜ニ而試験仕候塩質良好且升量ト聊増加し有益之結果ニ有之就而者小生之愚考ニハ廣ク十州中ニ及し

中村真齊殿ト御同行致貴老年來御試験之結果として得られたる食塩焚上方法ニ依リ、赤穂并ニ綱干浜ニ而試験仕候処、塩質良好且升量も聊増加し、有益之結果ニ有之、就而者小生之愚考ニハ広ク十州中ニ及し申度与存候付、幸現任之十州組合本部長石崎保一郎氏も在坂中ニ付、協議候処、同感ニ付、追テ其手続相試度ト申事ニ有之候、詳細之儀ハ中村君江申上置候間、御聞取可被下候、何レ組合重立タル人々之同意ヲ得候上ハ、更ニ何分之御協議可申上候得共、今般之結果御報道ヲ兼、一書得貴意候、

七月十四日

草々敬具

伝九郎

小野老台侍史

① 生本伝九郎書翰 (1/2)

て適宜読点を付した。

① 生本伝九郎書翰

(端裏書)「生本氏之返事」

倍御清適奉賀候、陳者今般中村真齊殿ト御同行致、貴老年來御試験之結果として得られたる食塩焚上方法ニ依リ、赤穂并ニ綱干浜ニ而試験仕候処、塩質良好且升量も聊増加し、有益之結果ニ有之、就而者小生之愚考ニハ広ク十州中ニ及し申度与存候付、幸現任之十州組合本部長石崎保一郎氏も在坂中ニ付、協議候処、同感ニ付、追テ其手続相試度ト申事ニ有之候、詳細之儀ハ中村君江申上置候間、御聞取可被下候、何レ組合重立タル人々之同意ヲ得候上ハ、更ニ何分之御協議可申上候得共、今般之結果御報道ヲ兼、一書得貴意候、

七月十四日

小野老台侍史

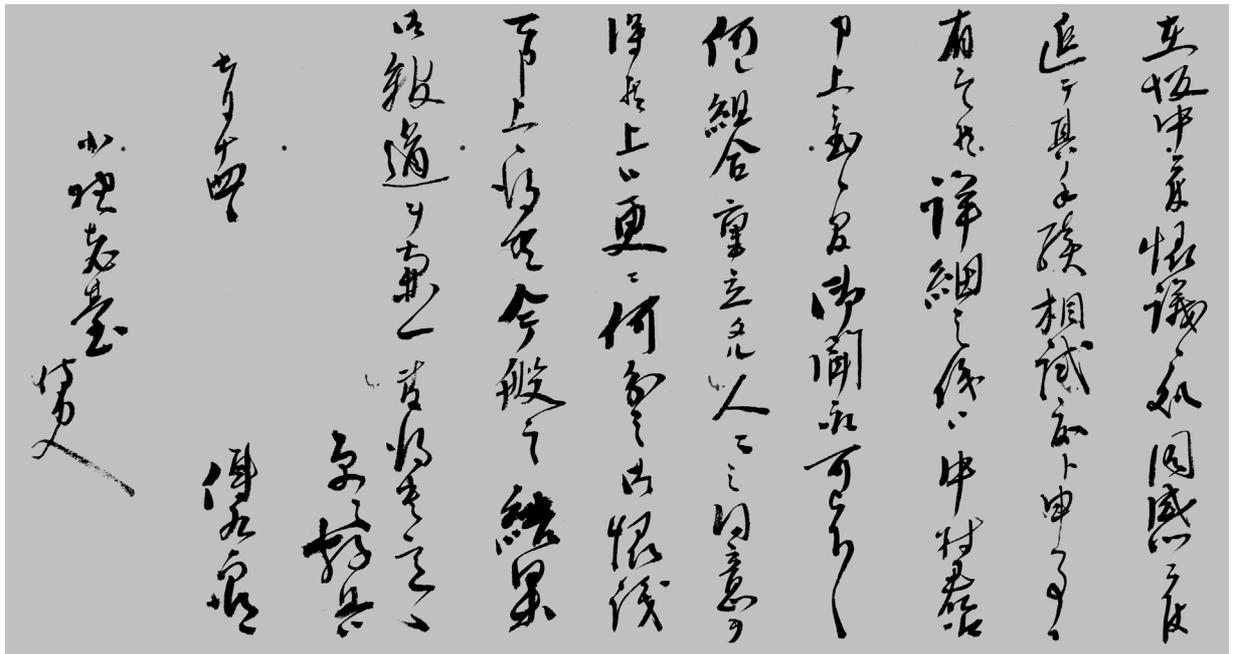
草々敬具

伝九郎

② 小野友五郎書翰

(端裏書)「生本氏江之書翰」

酷暑之際愈御清適御起居可被為遊候段、奉賀候、却說過般來ハ中村真齊義罷出、種々御配慮ヲ以テ改良法試験ノ手続ニ相成候処、各地共試験之結果ハ至極好都合之趣キ、且又石崎保一郎殿等ト御協議之上、来月ハ十州御組合御集會之節、右試験之結果御報道被成下、改良法実施之御計画被成下候趣キ、御懇書ニ預リ奉謝上候、且中村君委細聞取大ニ安堵仕候、猶此上共御引立之程奉願上候、就而ハ来月御組合御集會之際ハ、可相成ハ、貴下御出席御尽力被成下候様、相願度、左候得ば、自然実施上ニ付好都合ニ相運可申遠察罷在候、右ハ誠ニ恐入候義ニ御座候得共、此上共御尽力御引立之程相願候、先ハ御回答御礼旁御依頼迄、



① 生本伝九郎書翰 (2/2)

七月廿四日

生本伝九郎殿

早々拜復

友五郎

二伸、此程来ハ水産調査ノ為メ、遠洋漁業用トシテ農商務省水産科ヨリ改良食塩注文ニ相成、聊ニハ候得共、自分方製塩場ニテ製造共一々ニ上納候、兼而中村ノ御聞取ノ通り自分製塩場ハ至テ手狭ニ付、迎も多額ノ注文ニハ難応始末ニ付、何分宜敷御含、改良実施相成候様、偏ニ奉願度候也、

③製塩法改良覚書(仮綴)

〔朱書〕
「塩田会長生本伝九郎氏江渡」

天日製食塩

千葉県下上総国元大堀村海岸に製塩場を建築して引続き営業し、専ら食塩を改良して製造費用を減少せんと欲す、元来我国の食塩ハ舶来の如く品位善美ならずして価ひ易からず、其質善良ならずして、衛生の害少なからざるべし、正に食塩ハ人生必需の品にして其精粗ハ人身生理に關ず、宜しく是か改良の効を奏さば特り人民の幸福而已ならず国家の公益少なからざるべし、製造消費の第一等に於る薪石炭の価格ハ連年騰貴し、在来の製塩の如きハ多くの製造人夫を要す、尋常にてハ到底改良の好結果を奏すべからざるを察し、嚮に天日製食塩に注目し、既に燃料を用ひず之を製造して、明治十四年第二内国勸業博覽会に食塩数品并天日製食塩を出品して、左の褒状を給りたり、

善ク良品ヲ製出ス、他日器械整頓価値其当ヲ得、製額從テ大ナルニ至ラバ、果シテ国ニ益アラン、其用意頗ル嘉スベシ、

天日製食塩ハ利潤多くして其質の純良なるハ識者の能く知る所なれ共、我国ハ外国と氣候異り雨天多くして連日の労力を皆無にせし事少なからず、是に拠て天日製食塩ハ我国に於て普通の洋法に模擬して施行す

(端裏書)

小野友五郎

...

存書一除色落道
 此拓之...
 即...
 定...
 学...
 之...
 結果...
 受...
 以...
 以...

② 小野友五郎書翰 (1/3)

減...
 少...
 中...
 小...
 此...
 中...
 此...
 自...
 此...
 此...
 此...

② 小野友五郎書翰 (2/3)

先...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...

② 小野友五郎書翰 (3/3)

べからざるを悟り、完全の製造法を研究せんと欲して困苦すれ共、容易ならずして荏苒幾多の星霜を経て漸く近時に至て降雨の妨げを避け、完全の方法を得たり、

此方法ハ新規有益の發明にして明治二十二年五月二十九日専売特許を受けたり、

完全の製造法ハ、薪石炭を用ひずして、殊に多くの製造人夫を省く、而て製造せし食塩ハ、所謂品位善美にして価ひ易く、其質純良にして衛生に害なし、加之、全く焼滅する燃料を残存なす者にして、漸次改良の効を奏さば、全国人民の幸福ハ勿論、燃料の残存する総数、年々莫大の国益に至るべし、改良ハ成丈準備整頓して漸次に運ぶを好とし、而て先づ食塩の欠乏を告る外国に輸出し、或ハ魚塩の改良を始めとして諸製造の用に充てんと欲す、

東京府日本橋区本銀町壹丁目壹番地

明治二十二年六月

發明人小野友五郎述

明治二十二年五月二十九日第六八一号

専売特許十五年

食塩製造法

食塩製造法の概略

此方法ハ太陽熱を利用して海水を蒸発し、塩液を得るに当り、降雨に遭ふも此塩液に雨水を混和せしめざるを専要とす、塩液ハ重く雨水ハ軽くして仮令塩液ハ薄液なるも雨水より必重し、既に水中に溶解する塩分ハ必降て水底に至らんとす、此軽重の自然に従て、塩液と雨水の混和を防ぐに砂又ハ小石を用ゆ、其法先づ堅実にして角ある砂を撰み、而して之を集合なす空罎に逐次蒸発せし海水の塩液を充実なさしめて後ちこれを流出なす者とす、

水分を含む砂の表面ハ至て堅硬なる者にして、例せば車輪の齒も嵌入せざる程なれば、今此砂の表面を以て塩液と雨水の所在を分つ限界となす、乃ち塩液をして限界の下に居らしめ、雨水ハ其上面に居らしむ、これ此装置の因て起る処にして主要なる部分なり、

蒸発場ハ漏液を防ぎて前記の砂を平坦に敷き、其底部に当る所を下とし、又砂の表面に当る所を上として、此上下二個所に小孔を穿ち、而て先づ砂の表面に適宜に海水を注入して蒸発なさしむ、此蒸発の度に從て之を反覆して逐日蒸発なす時ハ、其塩液をして終に濃厚となりて、皆限界の下にて砂の内部に充実すべし、

濃厚の塩液をして砂の内部に充実する時ハ、此塩分ハ終に損する事なかるべし、而て一日毎に蒸発し得る塩液ハ一日毎の取獲にして、是か結晶に適宜と知る時ハ度毎に下孔を開て流出して結晶場に移すを常とす、然れ共、又日子を重ねて多く塩液を充実なさしめて其程に流出なすも妨げなき者とす、

蒸発場の装置ハ素より降雨を受けて塩分を損せざる準備なる故、降雨の時ハ唯事業を休むべし、而て更に晴天となる時ハ上孔を開て雨水を流出なさしめ、其跡に又常の如く海水を注入して之を蒸発なさしむ、乃ち塩液と雨水ハ軽重の自然に従て仮令風波の動揺を受るも互に上下入違ひに限界を通過して混和せざる者とす、若し此限界なき時ハ動揺の爲めに必混和を免かれず、爰に於て前記に塩液と雨水の所在を區別せし方法の緊要なるを知るべし、

結晶場に塩液を移して結晶なさしむハ必一日を期して事業を果さざるべからず、此塩液ハ最も濃厚にして其用に当るを要す、而て該場の地位を撰らみ、或ハ地磐ツツミの乾燥を驗し、又ハ緻蜜ツツミを専らとして漏液を防ぐ等、其法種々ありて、爰に一々挙げざる也、

付言

海水百分に付三分より少なからざる食塩を得るとして、海水溜の塩分常に適宜にある時ハ、反別壺町五反歩にて食塩凡式千五百石を得る計

算なり、

但、地勢ニ因て異なる事あり、

製造場の装置ハ普く下水を通して地盤を乾燥なましめ、而て海水を注入する全部をして悉く漏液を防がざるべからず、其費用少なからずと雖モ、幸に適宜の粘土等ありて該用に充る便宜を得る時ハ必多くの費用を要せざるべし、此装置ハ一旦堅固に構造なす時ハ、容易に破壊せざる者とす、

蒸発場の汐入ハ低地にて直に注入し、又ハ高地にて汲上げにするも、互に得失ありて大差なき者とす、

明治二十二年六月

〔此已下 書載ず〕

見込要件

食塩改良と俱に、製造元共立売捌所設立之事、

東京

大坂

箱館

右者、製造元より出張売捌方一切取扱候事、

但し改良合書相定候事、

一若シ此設立無之時者、仮令食塩之品位善美にして何程低価に製出するも詮なき者の如し、何んとなれば製造元之丹精を知らざる問屋、勝手之相場に之仕切、金を寄取、又者運搬着荷之上取扱方は迄之有様ニ而ハ改良之効力無之候事、

一毎歳之製造高に応し、改良之総町歩取極之事、

一専売ハ本年より十五ヶ年之事、

右、御相談申上候也、

明治二十二年七月

発明人

(2) 翻刻史料の解説

まず、①七月十四日付の生本伝九郎書翰は、これ以前に受取っていた小野友五郎書翰への返書にあたる。両者がこれ以前から関係を取結んでいたことを示している。

この内容は、小野友五郎の食塩焚上方法によって、赤穂・網干浜において試験をしたところ、塩質良好・升量増加という有益な結果を得られたこと、については生本の考えとしてこれを広く十州塩田組合中へ普及したいこと、幸い現任の組合本部長石崎保一郎氏も在坂中なので協議をしたところ、同感につき、その手続きをしたいとのこと、詳細は同行した中村真斎氏から聞取っていたきたいこと、いづれ組合の主要な人物の同意を得て協議をしたいことなどを述べている。

「現任之十州組合本部長石崎保一郎氏」については、『近・現代(一)』の史料七九として明治二十一年(一八八八)二月の裁判言渡書(松山始審裁判所)があるが、そのなかに次のように記されている。

原告人兵庫県神戸区下山手通七町目六百二拾一番地寄留平民十州塩田組合本部長生本伝九郎、代理愛媛県伊予国和気郡興居島村八百八拾五番地平民十州塩田組合本部長

石崎保一郎

したがって、この生本伝九郎書翰は、これ以後に生本が組合本部長を退任し、生本のもとで「副長」であった石崎保一郎が本部長に就任していた時期のものである。

なお、この裁判は、前述した明治二十年十二月の「塩業利害説明」并東讃紛議実歴」に関わる訴訟の結果を示すが、被告人として記されているのは、東京府華族松平頼聡(旧高松藩主)や同平民井上甚太郎ら、讃岐国内に塩業権益を有する人々であった。結果は、被告人側の敗訴が言渡され、被告人側による違約金の弁償、訴訟費用の負担が命じられた。

次に、②七月二十四日付の小野友五郎書翰は、この生本伝九郎書翰への

返書である。

過般来、中村真齋も出向いて製塩法改良の試験が行われた結果は至極好都合であったこと、また石崎保一郎氏らと協議のうえ、来月の十州塩田組合の集会の節、この試験結果を報告し、改良法を実施していく計画であるとの趣旨の懇書をいただいで感謝していること、中村からも委細を聞き取り安堵したこと、ついでには来月の組合の集会にできれば生本氏自ら出席して尽力下されば、実施上好都合に運ぶと遠慮していること、このうえとも引立を願いたいと、礼に合せて依頼を述べている。

友五郎としては、二伸に述べるように、遠洋漁業用として農商務省の注文に応じ改良食塩を製造の都度全て納めたものの、自分の製塩場は手狭であり、多額の注文には応じがたい状態であったため、十州塩田組合と緊密な関係を取結び、天日製食塩の良さを追試験によって確認させ、その普及をはかるため、代理として中村真齋を派遣したと考えられる。

一方の生本伝九郎は、十州塩田組合本部の立場から、技術面における塩質の向上と升量の増加、重労働の軽減をめざしており、小野の思いと合致するものがあつた。

ところで、③の小野友五郎の製塩法改良覚書（仮綴）には、日付が明治二十二年六月とあるが、これは、覚書中に記されているように、同年五月二十九日に食塩製造法の特許を得た直後のことである。

また、小野友五郎は「塩田会長生本伝九郎氏江渡」と朱書しているが、その時期は、右の生本と小野の往復書翰では、既に赤穂や網干浜における試験の好結果を確認し合い、今後の進め方を述べているのであるから、それ以前に遡ることは明らかである。

なお、末尾に添付された同年七月の「見込要件」（切継紙）の内容からは、小野友五郎が、製塩法改良によって製出された善美で低価な塩が消費者のもとに届けられるためには、売捌所を設立すること、それによって問屋が勝手に相場を決めることを排除することが大切であると考えていたことがうかがわれて興味深い。

小野友五郎は、天日製食塩の利点として石炭・材木などの燃料が不用、労働力の省力化などをあげ、「人民の幸福而已ならず、国家の公益少なからざるべし」とする。良質・低価の食塩を多量に生産することによって、それを外国へ輸出することも見通している。

当時の塩業労働者の過酷な重労働の実態を考えるとき、技術革新による設備投資を行って環境破壊の防止、労働生産性の向上、そしてまたその成果の享受等々を進めていきつつ、そこからの脱却をはかっていたことは、個々の経営者や業界団体側に負わされたきわめて重要な課題であった。

さて、それではこの生本と小野の往復書翰はいつのものであろうか、考えてみたい。

それには、後考にそなえて第一章に『近・現代（二）』からその部分を転記しておいたが、小野友五郎が「上申」した履歴中に記されていた明治二十六年（一八九三）七月十日に網干製塩会社が小野友五郎代理中村真齋に宛てた赤穂・網干浜における製塩試験の結果の証明書が参考になる。

生本伝九郎は、小野友五郎と打合せ、既にこれ以前に現地にいわば追試験を指示していたのであり、その結果が良好であったことを踏えて①の七月十四日付の書翰を認め、またそれを受けて②七月二十四日に小野友五郎も返書したのである。

この製塩試験のことについては、小野友五郎の日記にも記述がある。友五郎は、明治二十六年六月十日条に中村より届いた郵便の内容として次のように記している。

中村、旧友松井千二郎と云者紹介にて、十州塩田会長生本伝九郎氏ニ面会云々、

これ以後、中村より状況報告の郵便がたびたび到来するが、日記には、六月十五日条に「近々赤穂江出張」、六月二十五日条に「結果上々」、六月三十日条に「試験上々」、七月十三日条に「網干場試験好結果」などと記され、簡潔ではあるが、その過程をたどれる。

このように日記（番号四三二）の内容からは、六月初旬に中村真齋が生

本伝九郎に面会したことによって、十州塩田組合において小野式製塩法による食塩改良に向けた追試験に始まる取組みが具体的に動き出したことが確かめられる。

したがって、この①②の交わされた生本と小野の両書翰は、ともに明治二十六年のものに比定できる。

なお、ここで生本伝九郎と小野友五郎が初めて面会した時のことについて、述べておきたい。

右掲の日記中の中村真齋が生本伝九郎に面会した記事に続いて、友五郎は、生本伝九郎とは明治二十二年（一八八九）七月十六日に南鍋丁（現在の銀座）の旅館において大門専孝の紹介にて面会したと記している。

そこで日記の明治二十二年七月（同四三〇）をたどると、七月十五日条に「十州塩田本部農商務省 罷出、面会之事」、「農商務 罷出、大門面会、又局長課長面会」、「十州塩田組合本部 長生本伝九郎」と、三項を順にあげ、そして翌七月十六日条には次のように記している。

大門 江行、南鍋丁元千葉紘業社跡にて大門一同生本伝九郎二面会、何れ帰国、衆会ノ上と申事、返事ハ大門方、

前日の七月十五日からの流れでいうと、十州塩田組合本部長の生本伝九郎が農商務省へ出向いてきたこと、同日に小野友五郎も農商務省へ行き、大門に面会したこと、その際にそれに関して何らか打合せも行われたことがうかがわれる。大門とは、友五郎がこの時にまた局長・課長にも面会していることからすると、担当者であると考えられる。そして、当日に打合せがなされていたのであろう、翌十六日に生本伝九郎と小野友五郎の初顔合せが実現した。

これは、小野友五郎が明治二十二年五月二十九日に「食塩製造法」の特許を得た直後のことである。この時期に組合本部長の生本伝九郎が上京し、農商務省の仲介によって小野友五郎に面会したことから考えると、「何れ帰国、衆会ノ上と申事、返事ハ大門方」とは、この改良製塩法の十州塩田への導入については、生本が組合の集会にはかつたうえで結果を大門へ返

事すると述べたことを示すものと思われる。上京した生本伝九郎の主要な関心事と組合内における合意形成への姿勢がうかがわれる。

さて、製塩試験の結果が良好であったことは、その後の生本伝九郎と小野友五郎の交渉を順調に進めた。既に第一章において翌二十七年三月二十八日付で小野友五郎が「食塩製造装置」の特許証を得たことを指摘しているが、それについて契約を結ぶにいたるのである。

次に、明治二十七年七月十五日付の小野友五郎・鶴岡助次郎・同道太郎と石崎保一郎が締結した契約証の一つの冒頭をあげる（同九五）。

為取替契約証写

今回特許共有者小野友五郎・鶴岡助次郎・同道太郎ト石崎保一郎ノ間ニ、小野友五郎カ發明特許ヲ得タル改良食塩製造装置ヲ、関西十洲各製塩地ニ実施スルニヨリ、契約ヲ締結シタルヲ以テ、該法ニヨリ各製塩者ヨリ製出スル食塩ヲ鶴岡商店ニ於テ買入ル、方法ニ付、前記当事者間ニ契約ヲ締結スルコト如左、

枠外に「二十七年七月十五日石崎氏旅宿関根屋ニ於テ契約」と朱書があるこの契約証は、一四箇条からなる。

その内容は、小野改良食塩製造装置法によって各製塩地において製出された改良食塩は、製塩地から特許共有者商店たる東京市日本橋区の鶴岡商店へ直輸送、または石崎保一郎において直買付をしたうえで輸送するなど、その買付から輸送、それに関わる金銭出納の方法等についてである。

また一つ（同九六。双方の契約者は九五に同じ）の冒頭には、次のように記されている。

為取替契約証写

明治廿七年三月廿八日付小野友五郎カ發明ニ係ル農商務省特許第二号八号号ヲ以テ特許ヲ得タル改良食塩製造装置法ヲ関西製塩地ニ実施スルニ付キ、特許共有者小野友五郎・鶴岡助次郎・同道太郎ト石崎保一郎ノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス、
この契約証は、一五箇条からなる。

その内容は、十州内の各製塩地における改良食塩製造装置の実施方は石崎保一郎に全権を委任すること、石崎保一郎は特許許可報酬を食塩にて各製塩者より徴収し取纏めたうえで鶴岡商店へ輸送すること、特許許可報酬の結約当事者間における配当、本契約の期限は特許年限が明治四十二年三月二十七日までの満十五年であるのでこれと同一期限と定めることなどである。

このように締結された契約は、改良食塩製造装置の特許契約と、それによって製出される改良食塩の買付・輸送の取扱いについての契約の二つからなっていた。²⁰

この二つの契約証を合せみると、石崎保一郎においては、鶴岡商店の注文によって直買付をして輸送する場合には、たとえばその差直注文の差直以下で買付けること（九五の第二条）、模造品を防ぐため改良食塩の衣装には「小野改良」の焼印（寸法・文字は一定のものをを用いる）を遺漏なく押捺すること（九六の第八条）と定められているが、これは、右述した「見込要件」に記された改良食塩を低価で消費者に届けるため売捌所を設立して一切取扱わせ、それによって製造元の丹精を知らない問屋が勝手に相場を決めることを排除するという、小野友五郎の意識の反映であると考えられる。改良食塩の販路拡張は大きな目標であるが、その流通に関してはこうした方針をそなえていた。

石崎保一郎の住所は愛媛県和氣郡興居島村であり、両契約証の内容は彼が十州塩田組合本部長の立場で締結したことを明示している。

石崎保一郎は、その後も小野友五郎と付き合いを絶やさなかったと思われる。

明治二十九年六月二十三日付で友五郎夫人うたが病氣養生叶わず逝去したことについて弔詞（同七二二）、また同三十一年十月三十一日付では、父友五郎が永眠したとの同二十九日投函の熊二郎よりの葉書を受け、「御尊父様御在世ノ頃ハ格別ノ御懇情ヲ賜」と弔詞（同七二二）を送っている。

こうしてみると、第一章において『近・現代（一）』の解題中の「十州

塩田組合は本来有していた休浜同盟推進の母胎としての本質を失い、明治二三年五月の臨時会を最後に自然消滅するに至った」を引用し、後考にそなえて十州塩田組合として「解散宣言」のような決議めたことをしたわけではなかったと注記しておいたが、それ以後においても十州塩田組合は実態として本部組織もあり、組合集会所も開かれており、そこで製塩法の改良なども議し、同意を得ればその実施計画を立て、そして特許を有する小野友五郎と契約を結ぶという、重要な機能・役割を果たしていたことを確認できるのである。

この歩みこそ、明治二十一年十二月の組合臨時会において決議し（この時の組合本部長は、前掲の小野友五郎日記の同二十二年七月十五・十六日条の記事からすると、引き続き生本伝九郎であったと考えられる）、農商務省特達を取消す根拠ともなった「将来政府特別ノ保護ヲ辞シ、組合ハ組合ニ於テ保守」するという、新たに立てた基本方針の具現化であったといえる。

こうした動きに組合本部長であった生本伝九郎は、退任後も「会長」として広い視野からその人脈を活かし、後任の本部長石崎保一郎と連携しながら積極的に関与していたのである。

その後政府は、明治三十年（一八九七）に輸入食塩への関税法を制定し、つづいてこの頃には既に論議が起こっていた塩の専売制を同三十八年になって実施している。これには塩業界の課題への対応だけではなく、日露戦争の軍費調達という差し迫った意味合いもあった。

こうした塩をめぐる内外の情勢のなかで、政府の動きとは異なり、小野友五郎の製塩法改良の活動は特許を得ながら着実に進められていたこと、またその改良法を十州塩田組合が有効な方法として受容したことは、注目しておかなければならない。

なお、生本伝九郎に宛てた小野友五郎書翰からは、改良法の普及にかけ熱意が伝わってくるが、『小野友五郎家文書』中には、そのために友五郎が各地の塩田業者に宛てた多くの書翰が遺存している。近辺では児島の

野崎武吉郎(同二五八)や、坂出の鎌田勝太郎(同二四〇―四、二六一―二)らがみられる。また友五郎は、晩年になってもわざわざ現地へ指導に向き、その普及活動を行っている。明治三十一年(一八九八)八月に兵庫県大塩村(印南郡。現在の姫路市大塩町)において炎天下で天日製塩法の講習を行ったことが障り病臥し、十月二十九日に死没した。

ほぼ三〇年間にわたって製塩法の改良に巨額の私費を投じ、またその資金調達に苦心しながら取組み、顕著な貢献をなした小野友五郎にとっては、その普及に向け、生本伝九郎は、十州塩田組合本部における彼の立場からして欠かせない人物であったと考えられる。石崎保一郎による契約の締結は、そうした小野友五郎の思いを实践した生本伝九郎の活動の帰結を示すものである。

おわりに

小野友五郎が多様な分野において日本の技術革新をリードした人物であったことは言うまでもない。幕末の軍事面に対して、明治に入っては民間人として一貫して製塩法改良事業に没頭した。そこには時代のなかで民の豊かさを追求する姿勢がうかがわれる。

生本伝九郎もまたそうした面をそなえていた。官から民に転じたが、児島湾開墾事業、十州塩田組合の本部長、そして移民保険会社の設立にもあつた。とりわけ十州塩田組合においては、本部長を退任したあとも「会長」として後任の本部長とともに製塩法改良に尽力している。いずれも、明治政府のもとにおいて諸階層が営む生活に大きな影響を与える重要な事業であった。

生本伝九郎は、『児島湾開墾史 全』という刊行物もあつて児島湾干拓に特化して語られてきたが、それは彼の活動の一面にすぎない。

本稿で取上げた移民保険会社の問題は、なお外務省外交史料館蔵の関係史料などの調査・蒐集を進め、それに基づいて何よりも岡山県の渡航移民の実態解明を行う必要がある。アメリカ・カナダ・ハワイへの県内の渡航

移民は、早い時期から広島・山口・熊本・和歌山四県と並んで多かった。生本伝九郎が移民会社に関心を寄せた背景にあたる。県人の渡航の背景から、渡航目的、渡航の手続き、現地における労働、渡航後の郷里との関係等々、総合的に明らかにしていく必要があると考えられる。

これに対して、日本塩業史はその関係史料の刊行において蓄積がある。十州塩田組合の本部長としての生本伝九郎の活動については、『日本塩業大系史料編』所収史料をはじめとして、自治体史等によって各地の関係史料の検索は比較的容易であり、また未刊の公開史料にも貴重な内容が含まれており、研究の一層の進展をはかる条件は整っているように思われる。当時の多様な個々の塩田ごとの実態とそこにみられる特色を踏えて研究を進めていくことはもちろんであるが、塩業界の一時期の動向を担った人物として、そこに視座をすえて明らかにすることにも大きな意味がある。

本稿において翻刻紹介した史料も、そしてその近代塩業史への意義づけも、その一助となるであろう。

歴史上の人間の生きざまは、地域や時代の社会構造、社会情勢のなかで語るしかない。人間は、地域性・時代性の制約のなかでどのように生き抜いたか、まずこの視点は欠かせない。

そうして個別の営みの過程を一次史料に拠って年次的にたどり、個々の具体的な動きの背景にある様々な関係性を見極め、それらの成果のうえに人物像の総合化を成しとげる必要がある。それによって、その人物の成果と限界、あるいはその深奥にある意識や基本的な不断の姿勢もみえてくると思われる。

こうした実態の解明に基づいた全体像が果たされてこそ、その人物の評価も可能となる。その場合も、評価の視点や基準は的確に定めておく必要がある。

日本の近代社会、とりわけこの時期の仕組みのもとにおいては、労働の過酷さにもかかわらず貧困、また感染症が多発する衛生環境等が断ち切れず、その一方で強力な軍事的拡張によるいわゆる国威発揚が進められ、そ

の時代性は固定化していく。それでも、各分野においては、そうした状況からの脱却、より良い生活の営みに向けて叡智を傾けて活動した指導的人物はみられる。

時代の仕組みの変更を進めることは容易なことではないが、各分野・各地域においてそうした活動をした人々の存在を確かめること、そこに貫かれた時代の変革に立向う深い思慮やたえざる姿勢から学ぶことには、大きな意味があると思われる。

小野友五郎が取組んだ製塩法改良事業、そして生本伝九郎・石崎保一郎らと協力したその普及活動は、塩業界におけるきわめて注目すべき事例である。

〈注〉

- (1) 児玉正昭『日本移民史研究序説』（溪水社、一九九二年）の表一—42（一一頁）、表二—6（二六八頁）参照。前者は明治十八年（一八八五）のハワイへの第一回渡航移民の府県別内訳であり、後者は同三十二（一八九九）から同四十三年にいたる府県別累計移民数である。岡山県は、移民送出のベストテンに入っている。
- (2) たたら製鉄も、塩業も大量の燃料を必要とした。そのため森林資源は枯渇した。
- (3) 十州とは、播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・阿波・讃岐・伊予の一〇カ国をいう。
- (4) 読みやすい著作として、藤井哲博『咸臨丸航海長 小野友五郎の生涯—幕末明治のテクノラト—』（中公新書782、一九八五年）がある。
- (5) 『近・現代（二）』三四九頁以下参照。
- (6) 『児島湾開墾史 全』（一九〇二年）は、編輯井土経重、発行金尾種次郎にみる。
- (7) この原本は、国立国会図書館の近代デジタルライブラリーで閲覧できる。
- (8) 『近・現代（一）』の解題一〇頁参照。
- (9) 相良英輔『近代瀬戸内塩業史研究』（清文堂出版、一九九二年）の四章「香川県における製塩業の展開」参照。

なお、井上甚太郎については、その生涯にわたって活動をたどってみる必要がある。

(10) 神戸市立中央図書館蔵（マイクロフィルム）。同利用サービス課に感謝したい。

(11) 前注（1）所引の児玉『日本移民史研究序説』の二四四頁参照。社名は、日本郵船副社長吉川泰次郎と秀英舎社長佐久間貞一の各一字を合せている。移民会社の実態については、同第二編「移民会社と移民」に詳しい。

(12) 佐々木敏二「榎本武揚の移民奨励策とそれを支えた人脈」（同志社大学人文科学研究所『キリスト教社会問題研究』三七、一九八九年）。

(13) 佐々木敏二『日本人カナダ移民史』（不二出版、一九九九年）。

(14) 明治二十四年（一八九一）七月に生本伝九郎・山口栄之丞両人と英国人フランク・アプトンは、「日本人が米國エ出稼ヲスル事ニ付」、一箇条からなる「約定書」を結んでいる（英領ウイクトリア州コモックス・ユニオン炭坑本邦人出稼一件」（外務省外交史料館蔵））。

アプトンが保証することは、移民が、米國で上陸を拒否されることなく、上陸後には一人一カ月二五ドル以上の賃金または雇給を得られること、および労働者の権利地位において困難に陥ることなく、日本国の国恥となるような取扱いを受けないことであり（第一条）、生本・山口両人は、取扱う移民を全てアプトン所有の汽船に乗船させること（第二条）、それは神戸労働保険会社の保険に加入し保険証書を有するものに限ること（第四条）が主要なところであった。それに関して、アプトンと生本・山口両人は、神戸労働保険会社と約定を結び、米國における移民の保険掛金徴集の実務を分担し、それによる利益の部分は別途保険会社と約定を結ぶこと（第五条）、この約定は満三カ年間違背なく履行するものとするが、違背した時は料怠料として一方へ対し金五〇〇〇円を弁償すること、そのため双方より二五〇〇円づつを日本の国立銀行に預金する（第一〇条）などもある。ただ、第一条には、「此約定ハ米國殖民条例抵触ノ廉ナキヲ保シ難シ」「双方協議ノ上ニアラザレバ他人ニ示ス事ヲ禁ズ」とあり、このことには留意しておく必要がある。

こうした約定書の内容からすると、生本伝九郎・山口栄之丞らが設立した移民取扱いの会社が、「移民保険会社」と呼称された理由がよくわかる。なお、次注（15）参照。

ところで、移民を強制的に保険に加入させる方法は米國の移民法に違反するため廃止され、移民取扱人に保証金を預入させる制度となる。契約が不履行と

なった場合に移民を救助したり帰国させる費用に充てるためである。明治二十四年十二月に設立認可された吉佐移民会社では一万円の営業保証金の前納が認可の前提となっており、また本文中に掲載した「又新日報」の記事から移民保険会社も同様に一万円の保証金を県庁へ預けていることが知られる。

(15) この「有限責任移民会社」は、以下本文中に述べるように、同年六月になって社名を「日本明治移民会社」に変更する。それまで「又新日報」も外務省も正式名称を使用せず「移民保険会社」と呼称していることは、前注(14)に記したことから、それまで移民の送出行っていなかったことによるものと考えられる。次注(16)参照。

(16) 『日本外交文書』第二五巻の三二二には「東京ニテハ吉佐移民会社、又神戸ニ於テハ移民保険会社等之企業ニ及ヒタル前例モ有之候ニ付、即チ御参照之為メ、右二会社ニ関スル書類一括及御送付候間、篤ト御一覽有之度、此段申進候也」と記されている。

先行する両会社が前例として挙げられたのは、榎本武揚外務大臣が、外務省の方針として、一万円という高額な営業保証金を前納させ、それを移民が渡航地において困難に陥った場合の保護・救済の資金に充てるとともに多数の移民を送出するための営業資金とし、移民取扱会社の育成を促進するにあたって、そのモデルとしてであった。

なお、この高額な営業保証金を前納する方法は、明治二十七年四月に公布された移民保護規則、つづいて同二十九年六月に施行された移民保護法に活かされる。

(17) 山口の後任の社長には寺島盛が就任したが、間もない九月の株主総会で辞めさせられている。十月九日付の外務次官宛の兵庫県知事書簡によれば、その事情は、山口の申立てによれば、山口らは定款と申合規約の主意に添って誠実に営業しようとする努力してきたが、前社長寺島が営利的目的で漫然と募集し出張員の斡旋能力以上に送出したところにあったという。

(18) この間の明治二十五年(一八九二)八月に榎本武揚は外務大臣、安藤太郎は移民課長を辞任し、それぞれ陸奥宗光、原敬が就任する。この交替によってそれまでの移民奨励策は大きく後退し、翌二十六年十月には移民課は廃止される。

(19) この書翰は、小野友五郎の自筆控と判断できる。日記や他の多くの書翰(たとえば後述する児島の野崎武吉郎や坂出の鎌田勝太郎宛)の筆跡と比べてみると、なかに友五郎の特徴的な字体を確認できる。このように友五郎は、重要な書翰を送るにあたっては自筆控をとっていた。

(20) 日記の明治二十七年七月十五日条(番号四三三)には石崎氏の旅宿関根屋に関係者が寄合ひ、「証書出来」「宴会」、また翌十六日条には「石崎氏行徳行ニ付熊次郎案内」「明十七日石崎氏帰坂」と記されている。

(21) 野崎武吉郎宛書翰の冒頭には「此程高松より申上候天日製塩試験之結果、御承知被下候義ト存候」とあり、鎌田勝太郎宛(同二四〇―四)は「過日申上候天日製塩試験之結果ハ左之通」で始まる。両通とも「此先天日製塩都合能く施行相成候共、二年三年ハ石炭之世話ニ可相成」と見通しも述べているが、天日製塩による方法については「無報酬にて御伝へ」と約束している。また鎌田宛(二二六―一)には、この方法が「随分外国塩輸入防止之方策ニ可然と存候」とし、自ら高い評価を与えている。

〈付記〉

本稿の作成にあたっては、『小野友五郎家文書』の調査にあたって広島県立文書館の西村晃氏、また塩業について広島大学大学院文学研究科の中山富広氏、ならびに『近代瀬戸内塩業史研究』の著者である相良英輔氏、移民については『日本移民史研究序説』『日本人移民ハワイ上陸拒絶事件』(不二出版、二〇一一年)の著者である児玉正昭氏、各氏から多大な御高配・御教示をいただいた。ともに心からお礼を申し上げたい。

また、本稿は、岡山県地域の史資料の調査・蒐集・研究・公開等を担う岡山県立記録資料館の紀要に掲載していただけることになった。御高配をいただいた館長定兼学氏に感謝申上げたい。

(きしだ ひろし 広島大学名誉教授)

西山拙斎編著『休否録』の伝本と概要

— 備中隠士と白河（桑名）藩の接点 —

別府 信吾

はじめに

辻善之助『田沼時代』^①は田沼時代に関する古典的著作だが、第一章「意次の専権」に、「大奥との結托」として次のようにあるのが目に留まる。

その事は『休否録』にも記してあって、田沼が盛んであった時には、宮嬪と相声援して表裏寵を固めた。故を以て晨牝頗る恣にして、動もすれば政を乱るといふ事が書いてある。

『休否録』の「不」は「否」に通じ、『休否録』であることは、のちに紹介する「休否録引」の一節によっても明らかだが、中央の政情を説く部分でこれを引用した辻氏は、この筆者「緑天外史」が、江戸から僻遠の地備中鴨方藩（岡山支藩）領の隠士、西山拙斎（一七三五～一七九八）であることを知っていただろうか。

『休否録』については、近年、朱子学正学派の政治認識を示すものとして、また菅茶山（一七四八～一八二七）の政治論に関連して、言及される^②ことが多くなっている。この契機となったのは、『休否録』を収めた『西山拙斎全集』第二卷^④の刊行である。しかしここでは、第一卷所収「早春詩」（『拙斎西山先生詩鈔』）、及び「述感篇」との重複を避けた処理が行われており、全体像を把握しにくい。また、末尾の「寛政丁巳（九年、一七九七）初春 横溝恒拝書」に続く、「祭拙斎先生文」は何なのか、その位置づけがわからない。同書巻末「後記」には次のようにあり、これが解題の全てである。

宮内庁書陵部。『休否録』写本。「古心堂」の印があり、古賀侗庵の旧蔵本であろう。拙斎の門人横溝藿里（恒）の写本に拠るもので、「述感篇」の「補遺」が完備し、長文の「引」と共に寛政の改革を休否とする拙斎の感慨を見る上で貴重である。

ともあれ、辻氏が注目したように『休否録』、特に序文である「引」の記述は、具体的な時事情報を盛り込んだ興味深いものである。おのずから情報源に関心がかうとところだが、ここはひとまず『休否録』の基礎的理解を目指して、主要と目される各種伝本、拙斎人脈の一端、「引」と「述感篇」の示す時代認識、について見てゆく。そして、この検討結果が暗示する、西山拙斎によるこの秘本と白河（桑名）藩^⑤の繋がりについて言及する。最後に、これと同時期に同趣旨で編纂された史料・風聞記録が複数存在し、そのいずれもが備前・備中（岡山藩領）の、拙斎人脈の者によるものであることにも目を向けたい。

一 『休否録』の伝本

A 宮内庁本 書陵部図書寮所蔵

まず、『西山拙斎全集』二（以下、全集本）が底本とした、宮内庁本を見する。

書陵部の目録は「休否録引」とする。題簽に「休否録引 附詩文 単」とある。『国書総目録』（岩波書店）が、「休否録引」（詩文一卷を付す）と

して載せるのは、これを受けているのであろう。しかし、「引」と「詩文」を合わせ、全体として「休否録」とすべきものである。二四×一六センチメートル。本文四〇丁。冒頭に「古心堂」の印記がある。古心堂は、文化六年（一八〇九）昌平齋に出仕、教授となり、弘化四年（一八四七）に没した古賀侗庵の号。用紙は黒一〇行罫紙で、柱には「愛月堂」とある。筆跡から見て四〇五名が書き継いだ分担筆写と思われる。誤脱がやや目立つが、それを校訂している（全集本では校訂の跡を残さず本文を整えている）。全体に朱の圈点、人名には青の線が施されている。異学の禁発令記事の箇所付紙があり、当時の大学頭林信敬が弱冠ゆえ、なお田沼派の影響を脱していなかった旨を「河通恭」が記している（全集本では省略）。そして前述のように「寛政丁巳初春 横溝恒拝書」の後に、「祭西山先生文」があり、「眉山河通恭再拜」と結んでいる。この祭文によれば、まだ弱冠のころの寛政二年（一七九〇）、「東武」に学ぼうとした通恭は、「同遊者」とともに「先生之里」を「過」ぎ、拙斎に面会して畏敬の念に打たれた、という。東武に出る途次鴨方村を訪れたのだから西国の人物か、眉山とあるから阿波の人物か、とも思えるが未詳。おそらくこの通恭が、横溝恒による写本の転写本を校訂し、付紙を付け、最後に「祭西山先生文」を置いたのではなからうか。

B 桑名図書館本 桑名市立中央図書館所蔵（秋山文庫）

同館のHPに、「歴史の蔵 デジタル化資料」として公開されている。これを閲覧したのち、実見に及んだ。

題簽に「不刺紙否録 単」とある。二三×一六センチメートル。見返しには反古紙が使用されており、「天保甲辰三月 新井川順書／土呂易天眼通凡例」等の文字が見える。扉に「休否録」とある。冒頭「休否録引」という題の下に「白賁書院」の印記がある。本文三二丁。二〇字×一〇行で、端正に全体を一人で筆写しており、誤脱修正の跡もほとんどない。全体に読点が打たれている。筆写年月、筆写者に関する奥書はない。末尾に「柳原秋山氏秘蔵」とある。

秋山文庫は、桑名藩儒秋山白賁堂（一七八九～一八七四）、その長男寒緑、次男罷齋の三人の蔵書から成る。昭和三年（一九二八）、罷齋の門下生がその保存を図るために書庫を設置したが、後継者もないまま、第二次大戦後荒廃していたため、桑名市に移管されたもの。朱子学関係の板本、桑名藩関係史料が多いとされ、中には『拙斎西山先生詩鈔』も見受けられる。

白賁堂の父秋山勝往は、松平定信に重用され、「貫道齋」の号を賜った。五男である白賁堂は、白河藩儒広瀬蒙齋（一七六八～一八二九）に学んで秀才の誉れ高く、若くして藩校立教館の学頭に抜擢され、昌平齋にも遊学。文政六年（一八二二）、藩主定永（定信嫡子）が白河から桑名に移封になり、立教館も桑名に移されると、その教授となる。前記「柳原秋山氏」の柳原は、秋山家が住した桑名城下の地名である。総合的に判断してこの写本は、天保・弘化期以降に秋山白賁堂もしくはその周辺人物により作成されたものであろう。秋山文庫には、これと同じ筆跡で、広瀬蒙齋の紀行『有方録』もある（後述）。

C 関西大学本 同大学総合図書館所蔵

CIZ:図書として所蔵を知り、書誌事項も興味深いので、実見した。

図書館の目録には、標題「休否録一卷補遺一卷」、その他のタイトル「拙斎先生述感篇」、形態事項「一冊、二六センチメートル」とある。「補遺一卷」とは「述感篇」の補遺を意味すると思われる。「述感篇」を別タイトルとすることともに、適切ではない（後述）。題簽に「休否録 完」とある。扉に「吉村秘庫／永伝子孫」の印記がある。本文三三丁。二〇字×一二行で、丁寧な楷書体でほとんど誤脱修正の跡もなく、一人の筆跡で通し、最後に「横溝恒拝書」とある。頭書として、冒頭部に「是ハ備中国鴨方村ノ隠士西山拙斎ノ著述、時事ヲ云故ニワサト名ヲ隠ス」、菅茶山詩の一つに「是ハ備中福山領百姓騒動之作」とある。いずれも本文と同筆である。全体を通じて圈点・読点・朱引きなどはない。

横溝は天明二年（一七八二）備中浅口郡阿賀崎新田村の生まれ。拙斎門

下の英才と目され、拙斎没の翌年（寛政十二）、十八歳で出府し、松平定信に謁見したのち昌平黌に入り、古賀精里に師事したが、帰郷して私塾を開き、天保六年（一八三五）没。⁸⁾

D 九州大学本 同大学附属図書館所蔵（荻野文庫）

『国書総目録』に載り、CZFE:図書としても所蔵が確認できるので、実見した。

図書館の目録には「休否録」とある。題簽も「休否録」だが、中は「休否録引」のみで、八丁。荻野文庫は、東京帝国大学名誉教授荻野由之（一八六〇～一九二四、歴史学）の旧蔵書約七五〇〇冊を九州大学が購入したもの。

このほか『国書総目録』には、「休否録」の所蔵先として、ア・静嘉堂文庫（殷鑑論の付）、イ・尊経閣文庫、が載るが、現存か否かも含め調査していない。アは括弧書きから判断して、主要なものと思えなかったことにもよる。

以上の観察によれば、C 関西大学本が最も原本に近い写本であり、これこそ文字どおり「横溝恒拝書」、すなわち拙斎高弟の手によるものである可能性が高い。A 宮内庁本はB 桑名図書館本より筆写年代は早いようだがやや誤脱が目立ち、Bはその整い具合から見てAを転写したものではなく、Cに拠ったのではなからうか。ここで指摘しておきたいのは、『休否録』と白河・桑名藩との深い関係である。

前述のように、横溝による『休否録』筆写は「寛政丁巳（九年）初春」であった。実はこのとき拙斎のもとで新年を迎えていた客人として、白河藩の広瀬蒙斎（典）がいた。終生定信に仕え信任の厚かった広瀬は、定信の許しを得て、寛政八年五月以来、畿内↓四国↓九州↓広島（頼春水）↓神辺（菅茶山）を旅して、十二月三日に鴨方の拙斎を訪れる。滞在は年を越えて正月下旬に至る異例の長期に及んだが、拙斎は「門生塾童に命じて、特に敬礼を加え」、「その主（定信）を敬いて、その使（広瀬）に及」ぶ扱いをした、という。⁸⁾ このときの広瀬の紀行『有方録』⁹⁾には、拙斎高弟とし

て「横溝子久」（恒、藿里）の名前が見える（正月十五日条、同二十四日条）。横溝による写本作成は、拙斎の指示のもと、広瀬に手渡す（定信へ呈上する）ためであった可能性が考えられよう。拙斎没後に横溝が出府して定信に謁見を許され、昌平黌で学ぶに至ったのも、広瀬の定信への進言によると伝わる。¹⁰⁾

さてB 桑名図書館本は、白河・桑名藩儒の秋山氏が秘蔵するものであった。ではC 関西大学本の場合はどうか。これに「吉村秘庫／永伝子孫」の印記があることは前述した。実はこれと同じ印記を持つ貴重本として、筑波大学附属図書館に源（松平）定綱著『老子厲案抄』がある。¹¹⁾ 定綱は桑名藩で藩祖とされ、好学でも知られる。白河藩主として久松松平家を継いだ定信は、その御霊屋を造営し、さらに「鎮国大明神」の神号を獲得するなど、定綱尊崇に努めている。¹²⁾ ところで同藩で吉村といえ、定綱に招かれて出仕した吉村又右衛門宣充（一六五〇）に始まり、幕末まで代々家老職を務めた家が想起される。「吉村秘庫」はその吉村家秘蔵本を意味し、藩祖の著『老子厲案抄』は、宿老吉村家だからこそ持ち得た、「永伝子孫」たるにふさわしい蔵書であった、と考えて不自然ではない。であれば、同じ印記を持つC 関西大学本『休否録』は家老家旧蔵書ということになる。これが藩儒家秘蔵のBより善本であるのも納得できよう。

なお、A 宮内庁本は、白河・桑名藩とは一見無関係のように見える。確かに「古心堂」の印記は古賀侗庵の蔵書を意味し、侗庵の父精里に学んだのが横溝恒である。横溝ルートでこれが古賀蔵書となったかに思える。しかし、『休否録』の秘本性を考えれば、横溝が関与できることではないはずである。いっぽう、前途の広瀬・秋山とも昌平黌に学んでおり、Aの伝来にも同藩ルートを想定するのが自然ではなからうか。¹⁴⁾

推考を重ねるうちに先走った感もある。以下、『休否録』自体の内容理解に努めたい。

二 『休否録』の全体構成

『休否録』収録の詩文に通し番号を付し、全体を大まかに区分して示せば、次のようになる。

○序文

① 拙齋（緑天外史）による「休否録引」

第一部 諸家の詩

② 釈慈周（六如）による一首

③ 菅晋帥（茶山）による三二首

④ 姫井元哲（桃源）による三首

⑤ 釈熙道による三首

⑥ 頼惟寛（春水）による一首

⑦ 頼惟柔（杏坪）による一首

⑧ 菅谷長昌による一首

⑨ 拙齋による一首

⑩ 中井積善（竹山）による二首

⑪ 荒木喬（商山）による一首

⑫ 菅晋帥による一首

⑬ 姫井元哲による二首

⑭ 西山正（拙齋）による三首

⑮ 同 三〇首（早梅詩）

第二部 「述感」(述感篇)

⑯ 拙齋による「述感」一三〇首

⑰ 拙齋（山陽逸民）による跋文（寛政二年孟春人日）

⑱ 菅晋帥による述感篇に寄せる一首（庚戌〔寛政二年〕仲春）

⑲ 拙齋による補遺一六首

右のうち傍線部が拙齋によるもの。拙齋は①で「緑天外史」と名乗っており、C関西大学本ではこれに「時事ヲ云故ニワサト名ヲ隠ス」と頭書で注していた。⑰では「山陽逸民」と名乗る。その詩⑨⑭⑮⑯⑰は計一八〇首で突出する。

これに次ぐのが傍点線部の菅茶山で、詩③⑫⑱は計三四首を数える。ここに拙齋・茶山の深い関係を見て取れる。両者以外は一首から五首の人物である。周知のことは略して、主として拙齋との関係に触れておく。

②六如（一七三四〜一八〇一）／天台僧。京都遊学時の拙齋と詩窮社を

結び、ともに詩文の研鑽に励んだ。¹⁵⁾

④⑬ 姫井桃源（一七五〇〜一八一八）／父元岱は備中鴨方村出身の岡山藩医。岡山に生まれた桃源は、藩儒和田一江に学ぶ一方、伊藤仁斎父子の著書に親しんでいたが、藩校に入った安永六年（一七七七）以後、朱子学を奉じる。天明五年（一七八五）、藩儒となる。寛政三年に出府し、岡田寒泉・柴野栗山・尾藤二洲・古賀精里らと交遊。¹⁶⁾

⑤ 釈熙道／未詳。

⑥ 頼春水（一七四六〜一八一六）／大坂に遊学して混沌社に入り、また懷徳堂の中井竹山兄弟と親交を結ぶ。京都に那波魯堂をしばしば訪れてもいる。¹⁷⁾安永五年（一七七六）四月、茶山の同道で初めて拙齋を訪ね、その足で三人ともども岡山の姫井桃源を訪ねている。¹⁸⁾天明元年（一七八一）から広島藩儒。同三年、江戸詰となる。同四年、白河入部直前の松平定信に招かれ、異学の弊を論じる。同五年広島藩で異学の禁を実現し、同六年『学統論』を著す。『春水日記』¹⁹⁾によれば、在府中も拙齋と書状の遣り取りがある（天明八年九月七日条、寛政元年五月六日条、同九月二十五日条、同十二月九日条）。拙齋にとって、最も確かな江戸情報の入手源であったはずである。

⑦ 頼杏坪（一七五六〜一八三四）／頼春水の実弟。拙齋・茶山と交遊。朱子学者として広島藩の郡奉行を務める。

⑧ 菅谷長昌／旗本。天明八年七月から寛政二年十二月まで、倉敷代官。学者にして民政行届き、（前任者の奢侈の風を）質素に改めたとの地元評があり、『よしの冊子』にも「備中納方至ってよろしく、そのうえ学者にて西山雪齋と詩の贈答など仕り候よし」とある。²⁰⁾寛政元年九月、幕府が備中浅口郡沙美浦民を賞したのは、拙齋の「沙美浦歌」に感じた菅谷が、それを添えて上表したことによる。

⑩ 中井竹山（一七三〇〜一八〇四）／大坂懷徳堂預人、また学主。尾藤二洲・頼春水と親交。朱子学を基本とするが、諸家の説を折衷する。天明八年、大坂を訪れた定信に謁見。これを契機に『草茅危言』を著す。

①荒木商山（一七三六～一八〇七）／懷徳堂で学び、また混沌社における春水の盟友²²⁾。

以上、いずれも拙齋と直接間接に接点があり、時代認識をほぼ同じくしていた。各人の詩は、様々の機会に拙齋の手許に集まったものから選んだのであろう。内容についてはここでは省略する²³⁾。

三 「休否録引」の概要

①「引」は序文の域を超えた長文の時事評論である。この「引」をもつて『休否録』とする伝本もあることが、その重みを示している。以下、あくまでも概要把握を旨として、おおまかに現代語訳してみる（割注の箇所は「」で示したが、その内容は略すか概要を略記するに止めた。）は筆者による注記。官職名は唐名で記されているが、初出に限って注記した。その他漢文独特の用語が駆使されているが、できるだけ活かした。適宜句読点を付し、また改行を行った。傍線は、次節に見る「述感篇」と共通する語句・発想であり、後述の便宜とした。

「休否録引」

緑天外史某漫撰

故大將軍俊明公（家治）が立つと、田沼意次は宮僚（幕府役人）から寵を請け、累進して執政（老中）となり、委任されること日々に渥^{あつ}く「割注1」、長子意知も参政（若年寄）となった「割注2」。父子で権を握り政を専らにし、刑賞与奪は一にその門に出で、閣老大臣は伴食しておこぼれにあずかり、列卿群僚は皆その下風に趨り、或いは婚姻関係を結び、或いは気に入られようとする。枢要の地位に居る者は、概ね婚姻による親戚の子弟か、蟻のように集まり蠅のように趨る徒であり、群小の者がはびこり、お気に入り^{あつ}がみ盈^{あふ}ちた。家奴（家老）井上某「割注3」、三浦某「割注4」が威徳を張り、政治の権を弄び、朝士列侯で交わりを結び迎合しない者はなかった。これにより包んだ贈り物が公然と行われ、綱紀は大いに紊れ、

奢侈は習わしとなり、廉恥は地を掃いた。郡国もその風を承け、姦猾の者は時流に乗じ、皆、阿諛を以て賢とし、他人に克つことを能とした。税の割り当てはますます急に、訟獄はいよいよ繁く、ついに私室が富んで国用は乏しく、悪政が行われて民力は窮するに至った。人の怨み神の怒りはあげて記せず、天変地妖のない年はほとんどないほどで、識者はひそかに慨嘆した「割注5」。天明三年七月、信州浅間の噴火。某年某月、薩州桜島の噴火。某年元月元日、雷火による予州松山府子城の火災。天明六年元旦、日食皆既。其秋、関東大水諸州に及び連歲飢荒²⁴⁾。

天明四年四月、旗本衛士（番士）佐野政言「割注6」が参政意知を江戸城内で刃傷し、幕府は政言に切腹を命じた「割注7」。私怨とも公義ともいう真相はわからないが、都人士は大いに快とした、等」。意次が政治を執ることは従来どおりで、さらに秩禄を増し、恩権は盛大、奢侈横暴は甚だしかった。巷の議論がわき上がり、輿論は盛んにして乱れた。

天明六年八月、公（將軍家治）が病むと、意次を罷免し、政治への参与を禁じた「割注8」。意次推薦の侍医が処方した薬による病状悪化で詰め腹を切らされた、等」、側近稲葉正明の爵位と秩禄を削った「割注9」。天明六年九月、公が薨じ、太子（家齊）が嗣いで立つと、天皇は命じて大將軍とした。これが今公（現將軍）である「割注10」。一橋家の出身、前將軍の甥に相当、跡を嗣いだことの経緯、等」。その初政は問架錢（運上金・冥加金）を除くのみで、その他の法制は旧慣によった「割注11」。この（天明六年）秋、諸州に洪水があり、穀物は稔らなかつた。

天明七年に至ると、春夏の長雨が麦を痛め、庶民はしばしば飢え、菜食のみで顔色の悪い者たちが路に満ち、姦商が利を貪って買い占め、穀価は日々に騰貴、錢貨は日々に安く、民の塗炭の苦しみは極まったが、有司は坐視して、これを救うことができなかった「割注12」。米価騰貴の数値」。ここにおいて窮民が蜂起し、屋を毀し倉を破り、日々に貪欲な小役人にあだをなし、奸商への報復をもってこととした。郡村いたる所で騒ぎが続き、官報が飛び交い、震え驚かないことはなかつた「割注13」。諸州における騒擾、

京都における御所千度参り、等」。東都の騒擾は最も甚だしく、五月二十一日、結党は数十万人、口笛を吹き声を出す民衆が乱をなし、都下の米商及び富家をつきこわし、食を奪うこと数千戸、三日三夜止まなかった。官は市令（町奉行）衛卒（与力・同心）に命じて防いだか、かえって敗れ、流言はまさに執政の諸屋敷に迫り、宮城（江戸城）は戒厳、藩邸は閉鎖するに至り、秦に対する陳勝・呉広の反乱のように、ほとんど予測不可能となった。幕府は議して内帑金二万両・米六万俵を施し貸すとともに、富豪巨室を募り資財を投じて救わせた。買い占めの発覚する者があり、乱を唱えて追捕される者があつたが、ともにみな下獄した。これにより群党はようやく散るが、都民はまだ落ち着かなかつた。

（五月）二十九日、市令曲淵景漸を罷免した「割注14」。救助米を請わず、この禍を醸成したことを以てである「割注15 町奉行に南北あり、このときの月当番が北町奉行曲淵で、南町奉行は罷免されず、等」。六月八日、特に知県事（関東郡代）伊奈忠尊を召し、爵を進め称を賜い、もっぱら救恤を行わせた「割注16 その履歴、恵政・治水に功績、等」。六月十日、石河政武を挙げて市令とし、訟獄を調べ返して罪を軽くした「割注17 その履歴、訴訟処理に功績、等」。六月十九日、白川侯源（松平）定信を抜擢して執政とし、列相の上（老中首座）に据えた「割注18 出自、現將軍の叔父、好學、著書、政治の実績、等」。三賢（伊奈・石河・定信）が一緒に進んで、皆人望を慰めた。宗藩三家（御三家）がともに議して薦めたともいう「割注19 三家とも賢主、白川侯と併せて四賢、尾・紀は將軍の若年と内外多事から参勤交代せず在府、こうした將軍との共和政治を見るべし、等」。ここにおいて、内外に告諭して宿弊を革め、新政を布き、奢りを去り儉をあらわし、暴に代えるに仁を以てした。これを行うことわずか十日間で、都鄙は安堵し、朝野は面目を改めた。（天明七年）七月、泉侯（陸奥泉藩主）本多忠篤を参政として「割注20 禄高、人物、等」その上位に置き、また八田侯（上総一宮藩主、伊勢八田に陣屋）加納久周を郎中令（側用人）とした「割注21」。皆、民望のある者たちである。しばらくして市令石河氏が卒すると、後任

に柳生久通を充てた「割注22」。その他下級役人も少しづつ淘汰抜擢を進めた。

（天明七年）十月二日、故相（前老中）意次を裁き、別荘に幽閉し、爵位と秩禄を削ぎ、居城と領地を取り上げた「割注23」。嫡孫龍助に家を継がせ、一万石を賜い、大名に列した。前朝（家治政権）の寵臣であつたがゆえの寛典である「割注24 天明八年七月、意次死去、遺した財貨、珍宝器財、収賄のようす、それを押捺する童謡、側近の権勢ぶり、柳沢吉保時代と比較してそれ以上か、等」。頼り縋って来た者たち、閣老（老中）列侯（諸大名）から府尹臬令（府臬長官、代官）に至るまで、免職は数十人に及び、その中には流罪や絶家の者もあつた「割注25 大老井伊直幸・松平康福・水野忠友・阿部正倫・小堀政方・横田筑後守・松本伊豆守・赤井越前守・青木楠五郎の事例」。はじめ田党（田沼一派）が盛んなとき、宮嬪贊御（大奥勢力）と声援相結び、表と裏の寵を固めたので、農牝（奥女中）はほしいままで、ややもすれば政治を乱したが、ここに至り、疲れて息をひそめたという。そこで、百僚諸司を諭し、賢を挙げ能を薦め、文事を修め武備を講じ、老儒を招聘し、孝義をほめ、貴人への面会を行わせなかつたので、言路は漸く開けた「割注26 天明七年七月、植崎九郎の上書、等」。ここにおいて内外は肅清し、藩鎮は欽服した「割注27 米沢老侯上杉治憲を褒賞、阿波老侯蜂須賀重喜に蟄居を命ず、黜陟の厳正さに諸藩は敬服」。この（天明七年）秋、諸州は大いに稔り、明くる（八年）夏、来牟（大麥）は皆熟し、秋禾（稻）もまた穰った。天下の兆庶はますます安んじたが、荒政の講究は弛めず、一時的に、諸侯が礼物献上する儀礼を停め、外国使を招聘する時期を緩めた「割注28 諸藩の疲弊を考慮、朝鮮に対しては対馬宗氏から書簡を送る、等」。この年（天明八）五月、公（將軍）が執政定信に命じて京師に朝せしめると「割注29 正月、京都大火、御所も罹災、定信は洛東行在所にて朝見、等」、定信は足を延ばして浪華「割注30 中井積善と意見交換」及び南都を巡り、伊勢神廟に参拝して帰府した。また七道に八使を分遣し（巡見使）、風俗を巡検させた。ここにおいて、驕って分に過ぎ

たふるまいを懲らし、冗費を省き、務めの場を除き、力征（夫役）を軽くし、しばしば郡国の酒釀造元に令し「割注31 三分一造り」、以て穀価を平らかにし、農を勧め末（商工業）を抑え、兼併を防ぎ、遊惰を戒め、博奕を禁じ、以て奢横の路をとざした、という。

寛政元年二月、公（將軍家齊）が元妃（本妻）島津氏を納れたが「割注32 島津重豪の女」、諸侯に諭して祝いの献上物を免除したのは、列国の疲弊が未だ回復していなかったゆえである。諸州に命じて、おのおの廩粟を貯えさせ、予め不慮に備え「割注33 寛政二年からの五ヶ年計画」、かつ孝義良民、困窮無告の者と高齢者とを訪ね、皆逐一登記し、これを上に提出した。この年（寛政元）十一月、甘露が東都に降り「割注34」、今年（寛政二）正月に至りまた降った。列相（老中の一人）西尾侯（三河西尾藩主、松平）乗完が文を献じてこれを祝賀すると「割注35 老中松平信明とともに好学、人事適切」、儒臣を徴して文章をたたえさせ、戒めに擬した。

（寛政二年）五月某日、林大学頭信敬・博士柴野邦彦（栗山）・岡田恕（寒泉）等に命じて、学政を修め異説を禁じた「割注36 柴野・岡田出仕の経緯、その後の実績、禁の理由、等」。一令下るごとに、知る者と知らざる者と、皆集まり和合してありがたく思い、影が形に従うようすぐに応じて行動を起こした「割注37↓後掲」。ちようど連年豊作にあい、物価もようやく落ち着き、天下は教化を受け、泰平に復興した。補翼の功、養育の効果により、前世よりも光りがある。ああ、また盛んにならないことがあるうか。

友人姫井哲仲明（桃源）は『苞桑録』を編纂し、塚村崇子徳（嘉伝太）は『剥復録』を記述し、ともにその顛末を記した。余にまた『休否録』若干巻があり、いささか稗官（民間の伝承を採集する官、また稗史）の闕に充て、また諸騷客（詩人）の詩歌をその後に付し、以て同志による勸善懲惡の資とする。あえて大史を採覧する用に擬し、昭代を列べ見る秋を待つ、と謂うものだ。

以上、「割注」はほとんど略記したが、「割注11」は田沼政治の総括でもあるので、次に全文を掲げる（原漢文）

意次、相として殆ど二十年。悪幣を造り、務場を増し、征課を重んじ、誅求を急ぎ、墾田を募り、冤獄を抑え、賄賂を納む。姦僧に党し、官爵を鬻ぎ、侵奪を媒つ如きの類、概ね拳ぐべからず。紛紜拏措、公に背き私を営み、民を瘠し己を肥するに非ざるな莫し。最後に建議、遍ねく天下戸口を括り、閒架銭を賦し、号して融通貨財と為す。農工商賈を論ずるなく、即ち僧道巫祝田宅有る者、皆免れず。令下り、海内これがため嗟怨。亡何（しばらくして）意次免相するや、事寝て行われず。都鄙相慶び、白川侯政府に居るに及び、凡そ民害たるは剗革（削りあらため）して略ぼ盡き、海内の民、歛欣鼓舞、更正するに甚だしと云。

「割注37」は寛政改革三年間の総括でもあるので、全文を掲げる（原漢文）。
丁未（天明七年）六月己未、先令を後にし、輸すること凡そ数百条。諸侯の騶徒貢献を減じ、及び錦繡織るを停め、奇玩造るを遏む。駅逋を厳整し、以て行旅を便ならしめ、宿債を棄捐、以て貧困を賑す。貪吏を懲し、姦牙を戒しめ、僧道の牒を汰し、女閭の籍を損ずるが如きこと、枚挙に遑あらず。これ皆奢を抑え、教矜教養の事也。先時東都頻りに火災多く、また劫盜に苦しみ、市廬動もすれば輒ち荷担して立ち、兒女子夜行するを得ず。新政行わるるに迨び、稍々帖然（やすらか）、都人士皆枕を高くすと云。

田沼政治から寛政改革までの中央政界の動向を概括的に、しかも細かい人事情報も含めて具体的にまとめた文章である。傍線cが辻氏の引用部分であった。田沼意次とその政治を批判した筆は、一転して松平定信と寛政改革への賛美へ向かう。「東都に甘露」云々は、『武江年表』また『徳川実紀』にも載る当時の江戸の風聞であった。そうしたものも含めて拙翁は、備中に居ながらにしてこれだけの情報入手し、漢語表現による覆いをかぶせたとはいえ、これほどストレートに時事を論じたのである。

「引」の成立は、記事の下限が五月二十四日の異学の禁であり、文中に

「今年（寛政二）正月」とあることから、寛政二年六月以降、と推測できよう。

「引」の内容と直接につながる詩が、次の「述感」である。

四 「述感」（述感篇）の概要

「述感」は、⑩⑪合わせて一四六首に及ぶ五言絶句の連作で、『休否録』における拙斎詩の核として位置づけられる。A宮内庁本では「述懐」とあるが、C関大本・B桑名本には「述感」とある。これと同内容の拙斎自筆による「述感篇」が伝存することから、「述感」を採る。なお、「述感篇」の成立が次に見るように寛政二年正月で、「引」より早いことから、拙斎は、独立の作品としては「述感篇」と題したが、『休否録』への収録に当たって「述感」とし、形を整えたのであろう。

⑩一三〇首について、⑪跋文は次のように説明している（原漢文）。

右述感詩百三十章、丁未（天明七年）八月より起り、庚戌（寛政二年）正月に訖る。其の間、美刺相半し、瑜瑕掩はず、務めて時事の実を記して、格調の如何を問はず、之を友朋に示し、竊に蓋各の志を述ぶるのみ。（中略）野人の放言、奚ぞ昭代の累を為さんや。若し夫れ僭狂の誚、瓦缶の嗤は固より辞せざる所なり。観る者其れ諸を察せよ。

寛政二年孟春人日（正月七日）

天明七年八月は、その六月に松平定信が老中（首座）に就任し、改革政治が始まった（ことを知った）時期である。その後二年半に亘り、「時事の実」を書き継いで、寛政二年正月、筆を擱いたという。「美刺（ほめることとそしめること）相半ば」ではあるが、田沼時代とは異なる現状を「昭代」とする基本認識があり、それが太平の逸民を思わせる「山陽逸民」の号になったものか。

では、題材とした「時事」とはどのようなものであったか。「引」とは異なり、五言絶句の詩は難解であるが、「引」と共通する用語・発想も窺

えるので、そうした部分を中心に紹介、コメントする。数字は、述感一四六首に仮に付した通し番号。小文字アルファベットは、前節「引」に付した傍線部を指す。また、ここでも適宜傍線を付した。

●新政開始を聞き、全般的な期待

1 蕭艾方消歇、蘭蓀新吐芳、佇看君子化、闔国温余香
2 作乱誰焄咎、馭騷多効尤、一朝汰糝政、得此有年秋
3 支持大廈傾、再見泰階平、大匠真都料、良材乃彙征
蕭艾（よもぎと雑草）がまさに消え、蘭蓀（菖蒲）が芳しい花を咲かせ、君子の化を佇んで見れば、全国に余香がただよう。（政変のきっかけとなった）騷擾は誰の咎でもない、一朝にして悪政を淘汰した。政治の立て直しを建築に喩え、大工と良材に期待する（階の水平は天下の泰平）。

4 宗子固維城、賢藩任宰衡、四方咸刮目、初政日休明
5 三輔得其人、弊風乍一新、剷除殘墨吏、海内自歸仁
7 共和輔幼冲、不乏經邦画、選衆拳賢能、儉邪自掃迹
10 宜修永世業、勿計一時功、誰作興邦語、黑頭新相公
18 侃々警朝臣、諄々諭市民、相公寬猛政、可致泰平春
宗子、幼冲は十五歳家齊。三輔は御三家か。その御三家が共和して將軍を補佐する体制。黑頭（壯年）新相公は定信。一時の功を計らず、永世の業を修めること、役人に厳しく市民にはやさしく、過政を和らげ、泰平の春をもたらすよう期待する。

●新政の政策個々、定信の人物を高く評価

21 伝諭諸州路、酒家減釀具、咸思公上仁、儲穀有余裕
22 為急救荒政、且寬外聘期、三韓伝此令、応仰我仁慈
23 錫命停享礼、大婚辞賀儀、偏憐民力薄、要使列侯知
36 甫申從岳降、政令世無双、更俟中興業、化風光万邦
釀具を減らし酒米を三分一にする令により、貯蔵米に余裕ができたこと、朝鮮通信使の招聘間隔を延ばしたこと、將軍婚儀の際、祝賀を縮小したことを、仁の観点から評価する。高い見地から出される政令は世に無双であ

り、さらなる中興の業を俟つ。

38 負担牛馬走、猶識相君名、行路談何事、咸欽新典型

39 載路輿人誦、一同贊相公、相公真活仏、現出拯吾窮

馬方・駕籠かきも定信の名を知り、衆人は賞賛して「真の活仏」という。

40 東都良輔佐、述職始朝 京、穆々 行宮裏、臨軒待上卿

41 新政表東海、仁風遐邇薰、天朝応礼饗、懿徳与元勳

天明八年京都大火を受け、上洛した東都良輔佐（定信）は初めて朝廷に政治報告。今後の朝廷と呼応した動きに期待。

52 桓々諸閣老、封国善和民、举此行天下、四方贊化均

老中を出している藩はどこも善政、これを天下に行えば泰平となる。

57 山陽新県令、清儉懲貪奸、欲恤窮黎苦、先寒黠吏肝

新任の倉敷代官（菅谷長昌）は清儉で、貪奸・黠吏を懲らしめた（前述）

63 棄捐貧士債、輸納富商金、影響皆応令、方知戴愛深

65 儲粟備非常、諄々諭四方、料知五歳後、非独愈饑瘡

棄捐令による旗本救済、困米令五ヶ年計画を評価。

62 東都稀火盜、惡少不恣横、街上女兒輩、歛忻独夜行

67 新政且三歳、仁風則四方、猶期雨暘若、功化照扶桑

70 諸州訟獄繁、千里赴衙門、近日人胥慶、棠陰無滞冤

69 令伝諸郡国、籍記孝慈民、有司可行化、化風日作新

東都の治安は良くなり、新政三年にして仁風が行き渡り、訴訟処理が速くなった。孝慈民を調査し『孝義録』編纂を始めたことに期待。

●巡見使については言及多く、「美刺相半」

60 喧伝巡検使、建節達山陽、不仮虎威大、儉恭異故常

72 八使分巡国、相迎欽徳威、尚聞梗化者、中路檻車帰

73 到处郊迎忙、吏民皆戰慄、採訪雖然勞、不得万分一

76 送迎輿馬費、日日幾多金、未見来蘇望、徒傷兆庶心

77 輕陰秋暑薄、恰好軺巡時、旁午郊迎使、望塵拜路岐

山陽道に達した巡見使は、従来と異なり虎の威を借りぬ儉恭ぶり。八地

域に分遣された巡見使は徳威で迎えらる一方、一部には目付の摘発を受

け任務途中で帰される人物も。各所での出迎え、その忙しさと気遣い、得

るところのない形式主義。送迎経費は日々多額、将来への望みは見えず、

いたずらに庶民を傷つける。秋暑で巡回に恰好の日、出迎えの使いが行き

交い、分かれ道で使節の到着を待つ。以上、巡見使への言及が多いのは、

生の体験・見聞情報に接したためか。

●その他、なお残る宿弊を指摘

83 上恵尚猶鬱、下情仍未通、誰鋤中飽者、一洗弊流風

84 包苴方嚴絶、朝端已肅然、猶聞州郡吏、重歛又徵錢

87 雖遭新政化、難革老饕心、到处檢田吏、依然納賄金

下情は通ぜず、徴税は厳しく、依然として賄賂を取っている者もいる。

●改革の徹底には、異学の禁が必要

98 欲革澆訛風、莫如明学統、諄々新庶民、応起昇平頌

99 欲汰流風濁、莫如澄本源、本源何処是、元自学中存

102 解經謬古訓、演史競新奇、生心皆害政、宜禁詭邪辞

偽りの多い風を革めようと欲すれば、学統を明らかにするにしくはない。

濁りを除去しようと欲すれば、本源を澄ますしかない。本源は学の中に存

する。儒学では古訓を謬り、文学では新奇を競うことが、人心と政治を害

している、宜しく偏った邪辞を禁すべきだ。右のほかに「海内学同帰」

「更宜興学制」などの句も見える。

●最後に筆者の基本的立場を述べ、理解を求める

121 不憂陋巷貧、喜遇太平春、好戴堯天化、長為擊壤民

124 途伝千里外、或恐贗談多、安藉如椽筆、直書刪謬訛

125 不願鉛刀用、何須備葉籠、唯期吠畝裏、游泳太平風

126 放言且玩世、迂闊固応多、竊比賈生哭、翻為梁氏歌

127 天運方循環、春風滿九寰、誰揮良吏筆、記実蔵名山

128 喜見文明化、郵伝日顕揚、一篇休否録、可以卜苞桑

129 九章新諭伝、益卜泰平年、含鼓歌方闕、恰盈百卅篇

陋巷の貧を憂えず、太平の春に遭うを喜び、堯天の徳化を戴き、長く鼓腹撃壤の民でありたい。続いて、千里外の伝聞ゆえの誤りの多さ、放言、迂闊を断りつつも、太平（秦平）・春風・文明などの語を列べる。一三〇篇は述感篇のこと。休否録の語も見え、並行して書き進めていたのかもされない。苞桑の語は姫井編書の題名でもある。

以上、⑩一三〇首のうち、あくまでも部分的な紹介である。「美刺相半」とはいうものの、「美」が基調であることは確かである。定信を、世評を紹介する形で「真活仏」と呼ぶことさえしていたのである。

⑩「補遺」一六首は、⑩のような特定時期ではなく、江戸時代全体を対象としている。うち一〇首は『西山拙齋全集』一所収「述感篇」補遺と同じで、残り六首は『休否録』にのみ見える。全体として徳川氏に対し、名（名分）を正すことを基本に、政権担当の心構えを説いたもので、具体的には、朝廷尊重の姿勢を堅持すべきこと、諸侯との関係のあり方（参勤交代、松平賜姓の問題）、祖訓を重んずべきこと、祭祀のあり方（陵墓や豊国廟を整備すること、藤原惺高から室鳩巢に至る朱子学者を祀ること）などに触れている。³¹このように⑩は、⑩と内容も異なるうえ、⑩茶山の詩（寛政二年二月）の後に配置されている。『休否録』の成立をおおまかに考えれば、⑩「述感」一三〇首↓⑩↓（異学の禁発令）↓①「引」∥『休否録』ということになる。しかし⑩「補遺」一六首は、⑩以後ではあるが、禁発令の前か後かの位置づけは難しい（しかも一〇首と六首の別がある）。「述感」本来の執筆動機とは異なる、「補遺」としての⑩については、ひとまず措くことにする。

さて、⑩「述感」一三〇首と①「引」とは、やや雰囲気異なっている。異学の禁発令前の「述感」は、「昭代」の到来を喜びつつもなお残る問題を点を指摘し、その根本的解決には異学の禁が必要、としていた。禁発令後の「引」にはそれがなく、現状賛美の度合いは増し、拙齋の高揚感が伝わってくる。「休否」とは、①めぐり合わせの悪いときによいことを行うこと、

①運命のふさがり通ぜぬこと、とされるが、ここでは①、つまり田沼による悪政から定信による善政への転換、を意味したはずである。³²

おわりに — 時代認識としての「休否」「苞桑」「剥復」 —

以上、『休否録』について基本的理解に努めてきた。漢詩文読解力のない者が臆面もなく粗雑な文を綴ってきたのは、細かい字句の解釈はさて置いても、当該期の歴史事象に即した大筋の理解が必要と考えてのことである。

「引」と「述感」が示しているのは、田沼とその政治への嫌悪と否定、定信と寛政改革への賛美と期待、であった。それを拙齋は「休否」の語に込めたのである。伝本調査の過程で感じた『休否録』と白河・桑名藩との深い関係も、こうした内容からすれば領けるものがある。もともと定信は拙齋を認めており、³⁴それを知る拙齋としても、おそらく広瀬蒙斎の口から重ねてそれを聞かされた寛政九年正月、この秘本の写本を作成し、彼に託すに至ったのではなからうか。それをほぼ裏付けてくれるのが、広瀬の著『羽林源公伝（白河樂翁公伝）』³⁵である。定信伝の根本史料とされるこの書で広瀬は、「臣（広瀬）が西国へ遊学せし寛政丁未（九年）の頃、早（定信）は大政を辞し玉ひし後なれども、何方にても心ある者は公（定信）の材徳を賞し奉り」云々と記したあと、明らかに『休否録』からの引用と見える詩を数首載せている。³⁶拙齋については「是人至て方正剛直の翁にて、多諸侯の聘をも辞し世に望なく、妄に人を賞誉する事なき人なり」と注記する。だからこそその定信「賞誉」には価値がある、というわけである。『休否録』は定信の意に適うものとして白河藩にひそかに歓迎され、やがて定信伝に取り組む藩儒に恰好の素材を提供したのである。³⁷そればかりか、「至て方正剛直」な隠士の目を通して描かれる田沼（時代）像が、碩学の著作に痕跡を残したことも、冒頭に見たところである。「引」の結びにいう、「稗官の闕に充て」「大史を採覧する用に擬」する「外史」の意図は、

この意味で達せられたことになる。

最後に、同時期に備前・備中（岡山藩領）で編まれた、一様に〇〇録の標題を持つ同趣旨の編著書について、付言しておきたい。「休否録引」末尾で拙斎は、姫井桃源の『苞桑録』及び塚村子徳の『剥復録』に言及していた。姫井については前述したが、塚村は拙斎高弟で姫井とも親しい、岡山藩領備中浅口郡地頭村在の大庄屋、また郡方下役人であった。

『苞桑録』は、国会図書館所蔵『鶯宿雜記』の中に、かの『よしの冊子』と同じく桑名藩士駒井乗邨の手で写しとられている。内容は天明七年から寛政三年までの政治社会情勢に関する史料集成である。このころ姫井は岡山にいたが、藩儒として江戸情報を知りうる立場にあった。瞥見したところ、幕政のみならず白河藩政の情報の多さが注目される。「苞桑」とは、桑の木の根、転じて根本の固いこと、一説に植物の叢生するさま、とされる。老中かつ白河藩主である定信によって示される根が、全国に広まるイメージであろう。

『剥復録』は、筑波大学附属図書館に、典雅な書体による細字の写本が伝存している。これもまた、天明七年から寛政元年に至る政治・社会情報の史料集成だが、一部に著者の見解も見える。巷説・風聞の豊富さは、『苞桑録』を上回る。「剥」は、一つの陽爻が五つの陰爻の上であり、陰が增長して陽が消滅しかかっている形、「復」は、一陽が五陰の下にあり、陽気が盛んになりかかっている形、である。消えかかった陽が、その極において反転に転じ始めるイメージ、つまり「休否」に通じるものである。

このほかにも、岡山藩士湯浅明善による『天明大政録』がある。³⁸⁾天明七（寛政元年）の公文書、私人の談話、世上の風説を収録しており、『苞桑録』と重なるものもある。『よしの冊子』にも名前の見える湯浅は、同藩の寛政改革を推進した人物として知られるが、その前に『備前国孝子伝』を著していた。この孝子伝と藩政改革への取り組みは、湯浅にあっては一体のものとして意識されていたであろう。

右記のうち、『苞桑録』については、拙斎が長期借用していたこれを返

却する旨を記した、姫井桃源宛書状（寛政二年三月十五日付）が残っている。³⁹⁾『剥復録』には、「六合舍人」（未詳）と「山陽逸民」（拙斎）の短歌が、しばしば並載されている。『備前孝子伝』後編の「備中浅口郡」大島中村之内正・頭長吉の項は、拙斎の著『備中大島孝子長吉伝』とほとんど同文である。このように、三人と拙斎のかかわりは、相当深いものがある。菅茶山研究に比して停滞している西山拙斎研究を進めるためには、こうしたことを念頭に、これら諸書についての基本的理解、すなわち書誌事項と内容の把握が必要であり、それが延いては、寛政期の岡山藩研究に資する可能性もあると感じている。

〈注〉

- (1) 岩波文庫、一九八〇年。原本は、日本学術普及会、一九一五年。
- (2) 頼祺一「近世後期の政治思想」（宮地正人ほか編『新体系日本史4 政治社会思想史』山川出版社、二〇一〇年）。
- (3) 小財陽平「広島県立歴史博物館所蔵『黄葉夕陽村舎詩 草稿』に関する一考察」（『広島県立歴史博物館研究紀要』一一号、二〇〇九年）、西原千代『菅茶山』（白帝社、二〇一〇年）。特に西原著書には、「拙斎の政治詩「述感篇」について」「西山拙斎著『休否録』所収茶山詩詠注」の項があり、ほかにも「休否録引」の読み下し（割注は略）など、随所に言及がある。
- (4) 廣常人世編、浅口市、二〇〇六年。
- (5) 田安家の定信が婿養子として入った白河藩主久松松平家は、伊勢桑名↓越後高田↓陸奥白河と転封を重ねており、定信隠居後の文政六年、桑名に再び転封されて桑名藩主に復した。
- (6) 桑名藩士族加太邦憲の著『自歴譜』（岩波文庫、一九八二年）には、白貴堂次男「秋山断（罷斎）」が、嘉永二年に「桑名城内柳原に生れ」たと記している（二一六頁）。柳原は現在も残る地名で、文政八年「桑名藩城下図」（『桑名藩政史料集成 付図』桑名市教育委員会編・刊、一九九〇年）の柳原近辺に、「秋山五郎次（白貴堂）」の名前がある（筆者未見。桑名市立中央図書館の御教示による）。
- (7) 花田一重『横溝藪里伝』（横溝徳太郎、一九三五年）

(8) 菅茶山「拙齋先生行状」(『黄葉夕陽村舎文』卷二)。富士川英郎氏は、「蒙齋は、この有徳の土拙齋に学び、その生活や行状に親炙して来いという、松平定信の内命でも受けていたものか、鴨方の拙齋のもとに腰を据えて、二ヶ月近くそこに逗留して」云々と、その異例ぶりに注目している(同『菅茶山』上、福武書店、一九九〇年)。

(9) 注(7) 花田著書に關係部分が翻刻されている(二四一～一五六頁)。全体は、早稲田大学アーカイブでネット公開されている。

(10) 玉島円通寺公園に建つ「藿里横溝先生之碑」に「白川広瀬典(蒙齋)、曾て来遊し、君(藿里)を我が塾に識り、乃ち楽翁公に白して曰く、西山塾に横溝童子あり、英才なり、今(寛政十年)其師(拙齋)を喪ふ、願はくば召して博士に就かしめば、必ず国器と成らんと、公(定信)之れを允す、十八にして江府に抵り謁見す、公朱子勸学文を手書し、並に金帛を賜ふ、遂に昌平齋に入り古賀博士に師事すること数年、学益々進む、公其の壮なるを待ちて之を用ひんと欲す」とある(原漢文、井上雄風『倉敷と周辺の碑』自刊、一九七六年。注7花田著書二〇～二二頁も参照)。撰文は西山謹(復軒、拙齋次男)、「我が塾」「西山塾」は、備中鴨方村で拙齋が開いた塾(欽塾)。

(11) 関西大学図書館スタッフの御支援に感謝します。

(12) 高澤憲治『松平定信政権と寛政改革』(清文堂出版、二〇〇八年)、同『松平定信』(人物叢書、吉川弘文館、二〇一二年)。

(13) 『桑名市史』補編(桑名市教育委員会、一九六〇年)、郡義武『シリーズ藩物語 桑名藩』(現代書館、二〇〇九年)。

(14) なお、A本野紙の柱に「愛月堂」とあることは本文で述べたが、これは同藩世臣で定信側近の田安親輔の号「月堂」とは關係ないのであろうか。田安は、定信没後、その遺篋の内に発見した大量の諜報雑記を抄録して『よしの冊子』と命名し、さらに同藩の駒井乗郎に副本を作らせ、今日に伝えた人物である(森銑三ほか編『随筆百花苑』八・九、中央公論社、一九八〇・一九八一年、「よしの冊子」叙言・解題)。

(15) 注(8)「拙齋先生行状」。なお拙齋との關係についての言及はないが、黒川洋一校注『菅茶山・六如』日本詩人選集四(岩波書店、一九九〇年)に、解説と年譜がある。

(16) 三浦叶「姫井桃源」(『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年)。

(17) 猪口繁太郎『四国正学魯堂先生』(虚順堂、一九一六年)を批判的に継承して魯堂研究を進めた竹治貞夫氏は、春水が初めて上方に遊んだ明和元年、また

本格的に大坂に遊学した同三年以後しばしば魯堂の門に出入りしていたことを、「寿頼伯栗文甲子初度序」などにより確認したうえで、「春水はその著『在津記事』や『師友志』等には魯堂に言及していないが、魯堂門下に出た西山拙齋・菅茶山とは終生莫逆の友であり、この点からも魯堂との縁は浅からぬものがあつた」とする(『近世阿波漢学史の研究』風間書房、一九八九年、一五九～一六二頁、二二一～二二三頁)。なお従来、この魯堂との關係を等閑視したまま、春水の朱子学転向時期が探られたり、西国における朱子学正学派の形成が論じられているが(頼祺一「固有文化の成熟」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史6近世2』東京大学出版会、一九八五年。同『近世後期朱子学派の研究』溪水社、一九八六年。注2同氏稿、ほか)、魯堂の存在を正當に位置づけたうえで、再考すべきではなからうか。魯堂は、宝暦八ころから朱子学を唱え(右記竹治著書一五六頁)、明和元年に拙齋を朱子学に転ぜしめ、安永五ころに『学問源流』をまとめ(同一九二頁)、安永七年阿波に渡ったのちも「正学」を説き続け、「四国の正学」と呼ばれた人物である。また、六如には、魯堂を「関西今仲尼」と評した詩もある(同一三三～一三三頁)。

(18) 富士川英郎『菅茶山』上(福武書店、一九九〇年)五六～五八頁。

(19) 『頼山陽全書』八・附録(国書刊行会、一九八三年)所収。

(20) 永山卯三郎編『倉敷市史』第三冊(名著出版、一九七三年)六四七頁。

(21) 注(14)『随筆百花苑』九、一五一頁。

(22) 注(18) 富士川著書、八四～八五頁。

(23) 茶山詩については、西原千代氏による紹介がある(注3著書六六〇～六八二頁)。

(24) D九州大学のほか、大槻磐溪『奇文欣賞』(錢屋惣四郎、明治元年)巻五所収「休否録」がある。内容は「休否録引」のみであり、最後に編者大槻の論評を付し、「寛政維新之政」を称えている(八戸市立図書館所蔵、国文学研究資料館/電子資料館/近代文献情報データベース/近代画像データベースによる)。

(25) 『増訂 武江年表』(東洋文庫、平凡社、一九七八年)寛政元年十二月二十一日条、同二年十二月二日・三日条。

(26) 寛政元年二月(此月)条、十二月二十一日条。後者には「このとし二月、また十二月廿一日甘露降る。よて明るるとし正月、儒員のともがら賀文をたてまつる」とある。

(27) 廣常人世編『西山拙齋全集』一(鴨方町、二〇〇五年)所収。

(28) 『徳川実紀』に、「諸国巡見使黜罰」(天明八年八月二十五日条)、「諸国巡見使藤沢輔長等、依家士不正、被止御前」(同年十一月十八日条)などの記事が載る。

(29) 寛政元年七月、中国筋巡見使が備中から備前へ通過した際、拙斎の門人塚村嘉伝太は郡方下役人としてそれに随行する役を務めた(池田家文庫「塚村嘉伝太奉公書」)。同年九月九日、前年に奥州筋巡見使の一行に加わった古川古松軒が拙斎を訪ね、たまたま居合わせた菅茶山ともども、「大いに東事を談じ」ている(『拙斎西山先生詩鈔』。「東事」とは、巡見使情報はもちろん、広範な江戸情報の意味するはずであり、『休否録』全体の認識にもかかわるであろう。

(30) 『書答客問後』(『西山拙斎全集』一)は、「濁水」「澄下流之泥」「水源」などの語を使用して、このことを「上国縫掖諸賢」(在府の諸儒者)に訴えている。寛政元年八月時点における、拙斎の切実な思いが伝わる文である。

(31) 早田玄洞「西山拙斎」は、「述感篇」を初めて世に紹介した新聞連載記事だが(『山陽新報』、明治四十二年)、この一〇首について踏み込んだ解釈を示したうえ、拙斎の「時事観」を総括して「往事の漢学者は盛世文飾の道具で決して経世の器ではない。漢学者にして経世の材を認むべきものは熊沢蕃山、荻生徂徠など僅々指を屈するだけ」と論評している(岡山県立記録資料館編・刊『岡山のアークイブス』四、二〇一四年、八四〜八五頁)。

(32) 諸橋徹次『大漢和辞典』以下、「苞桑」「剥復」についても同じ。

(33) 西原千代氏が「述感篇」を悪政批判の詩とする(注3著書二六六〜二七一頁)のは、当該期の「時事」に即した読み方をせず、漢語としてのみ捉えるからである。また「休否」を「全てが行き詰まってしまふ」と解する(注3著書五〇二頁)のも、同様である。

(34) 柴野栗山から拙斎の評判を聞いた定信は、拙斎を幕府儒官として登用しようとしたが、その「高風清節」を「塵務」で汚すとして栗山が止めて実現しなかった、という(柴野栗山「西山処士之碑」『西山拙斎全集』一)。

(35) 『岩磐史料叢書』上(『岩磐史料刊行会編・刊、一九一六年)所収。

(36) 第二章で付した詩文通し番号で示せば、③茶山詩のうち二首、⑭拙斎詩のうち二首、⑯中井積善詩のうち一首、⑰荒木喬詩一首、に相当する。このほか拙斎による定信を評価する詩が部分引用されている。ちなみに、同伝で詩文の引用はこの箇所のみである。

(37) 高澤憲治氏によれば、定信は、自分の伝記を家臣に書かせて、儒教的政治家であったことや、伝統文化の保護・継承に努めたことなどを後世に伝えようと

した人物、死後にいたるまでの世間の評価を意識してイメージ作りに努めてそれ成功した人物、であるという(注12『松平定信』)

(38) 滝本誠一編『日本経済大典』二二(明治文献、一九六九年)に、翻刻収録されている。

(39) 廣常人世「拙斎「姫井桃源宛書簡」」(『西山拙斎顕彰会会報』八号、二〇〇六年)。なおこれには、「神辺菅氏(茶山)」「古川老人(古松軒)」「湯浅君(明善)」「頼千祺(杏坪)」「千秋(頼春水)」等の名前、あるいは「白川相公(定信)御書翰御写し」の語が散見される。

〈付記〉

資料閲覧でお世話になった関係各機関、何かと助言を頂いた岡山県立記録資料館の各位に対し、感謝の意を表します。

(べっぶ しんじ) 当館元職員

評伝 坂本金弥

— 実業家編 —

坂本昇

はじめに

明治・大正時代を通じ新聞人や鉱業家、代議士として活躍をした岡山市出身の坂本金弥（以下、「金弥」という）は、地元岡山では憲政の神様と仰がれた犬養毅（号・木堂）と勢力を競った有力者でもあった。しかし、その縦横な生き様と相まって「侠気の男」や「政界の惑星」などと人柄が語られて紹介¹されることが多い半面、これまで歴史上に位置付けながら金弥という人物を検証した研究は皆無²といってよい。

おそらくこの背景には金弥が晩年、経済的苦境に陥った際に財産処分の一環として競売にかけた所藏品散逸、第二次大戦の岡山空襲で坂本家の関係資料が焼失したことなども関係があるのであろう。そこで今一度、金弥が創刊した「中国民報」（のち山陽新報と合併し合同新聞、さらに改題して現・山陽新聞となった。以下、中国民報を「中民」、山陽新報を「新報」という）をはじめとした当時の新聞や、今では貴重な文献史料ともいえる同時代人による人物誌、評論などを参考に、改めて足跡を編年的に追究することに意を注いだ。はたして金弥は、いつの時期、何を考え、どう行動したのだろうか。

本稿では、実に多彩な顔をもつ金弥人物像の中で、特に実業家としての側面に焦点を当ててみることにする。

一 帯江鉱山入手

金弥が鉱山家として活躍するきっかけとなったのは、現在の倉敷市中庄一帯にあった銅山と関わったのが最初と、『岡山市史（人物編）』などに記されている。慶応元年（一八六五）二月十六日、岡山市花畑の士族、坂本弥七郎と妻・照との間に長男として生まれた。金弥は幼少時、備中の森田月瀬²に師事して漢学を学んだ後、天城の静修館、岡山商法講習所³などを経て、大阪の仏蘭西法律塾に入り勉学⁴に励んだ。ところが大阪で勉強中の明治二十年（一八八七）、家督を継ぐために呼び戻された。家業の質屋兼古物商だけでは飽き足らなかったのか、家業の傍ら代言人（今の弁護士）⁴となったことが、その後の金弥の人生を大きく左右する転機となった。

昭和八年（一九三三）発行の『中庄村誌』〈第五節、鉱業〉の項の中でこの間の事情をうかがう以下のような記述が見られる。

【史料1】

（吉田銅山・猿曳^{さるひき}鉱山については）彼（広島県沼隈郡藤江村、山路致太郎）は岡山市山崎町佐々木善三郎に譲渡し佐々木善三郎は神戸市八田勇之助へ譲渡したるも、割払契約を履行せざるに依り佐々木善三郎は岡山市花畑坂本金弥に権利の回復を依托し、遂にその鉱業権を坂本金弥に譲渡したるものなり

一 銅山の鉱業権者の移り変わりを述べた文面だが、金弥が帯江と関わる



坂本金弥
（『岡山県名鑑』）

ようになった経緯が推察できるもので、この譲渡話の一件以来、鉱山経営に携わるようになっていった。

譲渡話があった日付は定かではないが、おそらく明治二十二年（一八九九）前後と推察される。当時、それまでの政府直営の鉱山は順次民間の有力者、つまり古河をはじめ、三井や三菱などの各財閥へ払い下げが行われた時期であり、岡山県下でも砂鉄製錬に代わって銅鉱の採掘や製錬が時代の旗手として登場し、銅山の試掘や開坑が県内で盛んに行われた時代だった。事実、金弥が関わった中庄一帯でも「明治年代に及んでは付近に於て金盛、金堀、青木、吉田、田中、満寿、金才の諸鉱山を始めとし其の他数個の小鉱山散在し小規模の作業を以て経営せられし」（『都窪郡誌』）といった様子で各鉱山がそれぞれ分立していた。金弥は前述のそれら諸鉱山のうち「吉田、田中、青木、満寿の四鉱山を買収し帯江鉱山と改称」（同郡誌）した。

さらに二十四年に入ると、今度は三菱合資会社（岩崎弥之助社長、現・三菱マテリアル）から帯江鉱山（もとの大栄鉱山と興共鉱山）を「金参千四百円也」で譲り受けた。『三菱社誌』によると、当時三菱側は吉岡鉱山（現・高梁市成羽町吹屋）を本山とし、岡山県内や広島県東部で経営する各鉱山を支山として傘下に置き、本社の指示のもとで事業の統廃合、見直し作業が進められていた。

そのような状況下、吉岡鉱山の十支山中、帯江鉱山を含む弥高や瀬戸など七支山の鉱山が同時売却されることになったもので、うち帯江鉱山を同年六月、金弥が入手したのである。この売り払いについては三菱が帯江鉱山を買収した代金の二割にも満たない金額であったという。

二 帯江経営の近代化

ところで帯江鉱山について注目しておきたい点に、その地理的条件がある。『日本鉱業誌（下）』に帯江銅山の特徴を端的に指摘している。

【史料2】

本鉱山ハ山陽鉄道倉敷駅ノ東一里ナル田野中ノ阜丘ニ在リ京阪地方ニ於テ購入スル用品及芸備地方ニテ購入スル木材ハ鉄道ニ依リ輸送スルヲ得且ツ鉱区ノ西端ヲ流ルル六間川ナル灌漑用河川アリ其下流ハ児島湾ニ通シ十噸内外ノ舟運ニ適スルヲ以テ木材火薬及石炭ハ専ラ舟便ニ依ル

この買収直後には、藤田伝三郎⁹を発起人代表として認可・設立された山陽鉄道がちょうど神戸―福山まで開通している。人里離れた山奥に点在する鉱山が多い中、対照的に吉備平野の沃野の一角に位置し、地理的な好条件に恵まれていたのが帯江鉱山である。山陽鉄道が開通後、生活用品の搬入も一層便利になり、焚き木や石炭、コークスといった燃料類は児島湾から彦崎経由で六間川水路を使い運び込まれていた。

金弥は、こうした帯江鉱山の持つ地理的利点とあわせ、明治二十五年のころ、大胆に近代化を図っていく。

新報の同年八月二十五日付に、その当時の様子が知れる記事がある。

【史料3】

●機械の据換へ 備中国都宇郡帯江鉱山にては溶解分析其の外凡て火を煽ぐには従来の風箱「タ、ラ」なるもの使用し来りしかど右は到底間に合わざるより此程之れを廃止し代ふるに蒸気機関のものを据え換へる都合となりしを以て全機械は阪地に注文中なりしに去る廿一日汽車積にて倉敷停車場に着荷せしを以て直ちに全鉱山に運搬するとに着手したり

要は、初めて蒸気機械の導入を図り、堅坑には巻き上げ機を設けたり、坑内にトロッコを導入し、精錬も旧式スタイルから洋式溶鉱炉に切り替えた。燃料は木炭から順次コークスへと変更しながら、高煙突も完成させた。



明治43年当時の帯江鉱山
（『陸軍特別大演習記念写真帖』
岡山市立中央図書館所蔵）

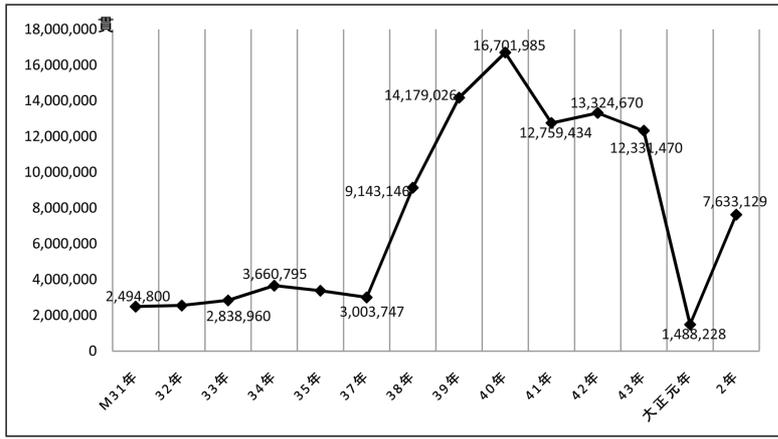


図1 帯江鉱山の銅採掘高

出典は明治31～35年は『中庄村誌』、明治37～大正2年は『岡山県統計書』、明治36年は欠

その後も金弥は近接鉱山を次々と買収・合併し、大規模化を図り一大改革を推し進めていった。新しい技術導入を積極的に取り入れる企業家精神がうかがえると同時に、作業能率も一段と向上したであろうことは容易に想像が付く。

三 指折りの鉱業家へ

次に図1のグラフで見てみよう。『岡山県統計書』と『中庄村誌』を参考に、帯江鉱山の年産銅採掘高をグラフ化したものである。明治三十年代前半は、二百五十貫足らずだが、多少の増減を繰り返しながら三十四年、

三百六十貫程度までに右肩上がりの微増を続けている。しかし、三十七年（一九〇四）を境に翌年から一気に上昇カーブを描き、四十年の千六百七十貫をピークとするまで大幅な増産ぶりである。大きく業績が伸長しているのが分かる。このため燃料となる焚き木にも事欠くような事態が続いたのであろう。三十九年当時の新報紙面には、帯江鉱山が松丸太の購買を呼びかける広告を連日掲載しているのが目につく。

ちなみに『明治四十年 県統計書』を見ると、県内約八十カ所の鉱山中、帯江鉱山

（銅）の採掘高は吉岡鉱山（金銀銅）の千九百七十九貫に次いで二位、製品販売高の価格は帯江五十二万六千九百円に対し、吉岡（銅）五十三万二千五百円と報告されており、両社の生産力はほぼ拮抗している。四十年度県予算額が百九十五万円当時の話である。中国地方で金弥は、指折りの鉱業家へと名乗りを上げ、一躍盛名をとどろかせることにもなったといえる。

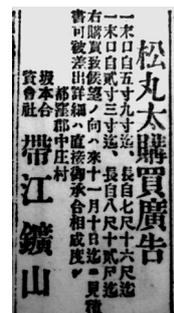
そのころの奮闘を物語る資料類が散見される。まず一つ目は『本邦綿糸紡績史 第二巻』⁽¹²⁾の中で語られる件で、金弥の鉱山事業について「他の鉱山からも銅鉱を買入れて大々的に営業し、最も盛大の際には毎日四万円づつの収益を挙げたと称される」という。金額の真偽のほどはともかく、業績拡大の結果がこう表現させているのは間違いない。

二つ目は、森元辰昭・岡山近代史研究会会長から提供を受けた岡山県貴族院多額納税者議員互選人名簿のリストである。それによると、金弥が名簿に登場するのは明治三十七年と三十九年（一九〇六）の二度だが、三十七年は一位大原孝四郎、二位野崎武吉郎、三位土居通信らに続いて、金弥の名前が七位に見かけられる。

このリスト中に登場する人物の多くは地租としての納税額が多い、いわゆる土地持ち・地主階層であり、金弥の場合は、地租よりその他納税額の数字の方が大きくなっている点特徴的である。今風の言葉に置き換えれば「新興成り金」とでも呼べるような実像がくっきりと輪郭をみせている。

表1 明治三十九年の岡山県貴族院多額納税者議員互選人の名簿一覧表（一部割愛）

氏名	住所	納税額
坂本 金弥	岡山市古京町	1万1287円37銭
野崎武吉郎	児島郡味野村	8587円43銭
服部平兵衛	邑久郡牛窓町	7864円29銭
伊原木藻平	上道郡西大寺町	7723円32銭
藤田 林蔵	吉備郡足守町	5891円50銭
佐藤 栄八	都窪郡茶屋町	5373円76銭
大橋平右衛門	同 倉敷町	5291円54銭
梶谷芳之丞	同 中州村	4992円17銭
豊福 俊雄	英田郡粟広村	4624円78銭
土居 通博	苫田郡田邑村	4586円58銭6厘



帯江鉱山松丸太購入広告
（『新報』明治39年10月22日付）



荒手の坂本本邸

(『伊木三猿齋旧邸並故坂本金弥氏旧蔵
り立て毛くろ久』岡山県立図書館所蔵)

当日は披露宴に先立ち、金弥の肝いりで組織した政治団体「鶴鳴会」発会式もあったことから新報は記事をよくフォローしている。このときの様子は二十五日付で報道しているが、「坂本氏園遊会」と小見出し付きの記事では、後楽園会場入り口で金弥、弟の坂本義夫（以下、「義夫」という）、金弥の妹婿・坂本権三郎（同、「権三郎」という）をはじめ、合資会社重役らが勢揃いして両備作三国からの来賓千五百人余を出迎え。園内で午後のと時、宴を終えた一行は後楽園仮棧橋から「茲に予備せる渡船に乗り荒手な

今度は金弥が野崎武吉郎や伊原木藻平、服部平兵衛らと交替し、トップに顔を出している。この時の互選人名簿については新報が明治三十九年九月十九日付、一面で伝えている。参考のため人物とその納税額を拾い出し、一覧表にまとめたのが表1である。

以上のような差異を見る限り、推察できることは明治三十九年前後のこの時代が、金弥にとって実業家として最も華やかな絶頂期であったようだ。

四 晴れの舞台

金弥の羽振りのよい生活の一端が描かれた記事がある。実業界とともに、早くに新聞業界へも進出していた金弥は三十九年三月、それまでの個人経営から鉱業や紡績業など関連諸事業をまとめて坂本合資会社へと組織替えを行う。あわせて同年初、中民社屋（岡山市東中山下）を新築し、傍らには三階建ての同合資会社も併設した。その新築落成式と合資会社開業披露を兼ね、金弥主催の園遊会、協賛イベントの劇場開放や自転車競走大会が十一月二十三日、岡山市内で開かれた。

る坂本本邸に送られて一味の煎茶に酒後の渴を癒やし夫れより各室に装展せる美術珍玩を縦覧せる」。

記事中の坂本本邸とは前年、金弥が岡山藩筆頭家老、伊木忠澄（号・三猿齋）の下屋敷「伊木屋敷」¹³を新居として買い受けたものだ。数寄を凝らした建物と広い邸内では茶席や模擬店が設けられ、蒐集品の書画・骨董品の数々が披露された。中には蕪村の山水双幅など金弥ご自慢の逸品もあって、「何れも主人の豪興に公休半日の清遊を尽くせし（中略）傍観者も亦多く近來稀有の盛会なりき」と結んでいる。

『中国民報社誌』によれば、劇場開放は当夜、市内の高砂座と大福座で中民読者らを招待し、自転車競走大会も午前中から平井堤下に新設された大トラックで全国連合自転車大競走会として催され、終日大勢の人波が続いた。

五 繁栄の陰で

しかし、金弥の立身出世ぶりとは裏腹に、帯江鉱山繁栄の陰では負の側面、今でいうところの公害問題が起きていた。

鉱山の町として帯江が「企業城下町」の様相を次第に呈するようになってくると、鉱山労働者らの住宅が建ち並び、電気は倉敷の町よりも一足早く点灯し、郵便局までも開局している。

一段の賑わいぶりにつれて地域住民の増加は、行政にとってインフラ整備など新たな懸案が派生してくる。つまり小学校の増改築や診療所開設といった施設の充実・整備などで、鉱山主の金弥はこのような機会を捉え、その都度、村へ個人名や坂本合資会社名で建設資金の寄付も行っていった。『中庄村誌』によると、明治三十一年度の校舎改築で「金一千円 坂本金弥」、就学児童数増加のため明治四十一年（一九〇八）二月に起工した新校舎建設事業の際には「金一千五百円 坂本合資会社」として寄付している。¹⁴

こうした行為は、いわば事業所側の「地元対策」であったのか、当初、煙害による問題は地元でそう騒がれることはなかった。だが、明治三十年代に入り、とりわけ足尾銅山事件¹⁵が一大社会問題化すると、岡山へも影響は及ぶ。鉱毒反対運動へと地元農民らを駆り立たせ、訴訟問題に発展するケースが目立ってくる。金弥関係の鉱山で新聞が伝える事例を挙げれば、次の【史料4】と【史料5】がそれらである。

【史料4】

新報 明治三十四年九月二十日付

●帯江鉱山と煙毒 都窪郡帯江村帯江鉱山は近來益々隆盛に赴き工夫八百余人を役使して盛に採掘製鉱に従事し尚事業拡張の爲め工場を増築せしが（中略）而して同鉱精煉所数拾ヶ所建立以來同地以西の農作物は固より山中の樹木雜草に至る迄其煙突より日夜絶えず吐出する悪臭煙（硫黄臭）の爲め重大なる害毒を被り山中は殆ど焼山の如く禿げ田畑の豊作物は或は枯死し或は発育を妨げられ稲作蕎麦及甘藷等の如きものに至りては凡そ毎年二割方以上の收穫を減ぜりといふ

【史料5】

新報 明治三十六年七月十日付

●鉱毒事件の控訴 当市坂本金弥氏の所有にかかる小田郡三谷村字大渡の弥高山鉱山より流出する鉱毒三谷村大字横谷の農作地に害を與ふること少からずとて村民岡寿一郎氏外百二十七名より坂本氏に向つて損害賠償三万九百四十二円八十八錢を請求したる事件は曩に当地裁判所にて審理の末事件の一部たる請求の原因に付き至当なりとの判決を與へたるが坂本氏は之に服せず控訴せしかば大阪控訴院民事三部の擔任となり（以下略）

金弥はこうした公害問題があつて明治四十二年春、岡山市宝伝の瀬戸内海沖合に浮かぶ犬島へ製鍊所を移転¹⁶することになった。その犬島へは当時、岡山から人車で三幡港へ向かい、海路を取ること都合二時間ほどの至便の地である。

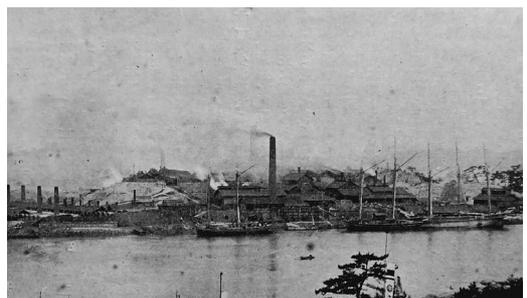
同製鍊所は金弥の弟で三十九年、京都理工科大学機械科卒の坂本鑿四郎（以下、「鑿四郎」という）が建設に当たり、同じ年に東大応用化学科を卒業した工学士、武藤與作が技術管理者として創業当初から金弥の事業を助けたという。こうした経緯も明治四十四年十一月発行の『岡山県名鑑』の中で触れているが、工場の能力は「一日約四万貫の鉱石を処理し得、而して鉱炉のみ増築すれば目下の能力の二倍迄直ちに増加し得る様に元動機其他の設備を完備せり」と記す。

六 幅広い事業展開

これまでの動向は、主に帯江鉱山との関わりで述べてきたが、金弥が鉱山経営をしていたのは、実は帯江だけではない。先の裁判記事に見られる弥高鉱山は明治二十七年、赤木佐太郎から譲り受けて「二三年採鉱せし後休山、後弥高鉱業株式会社の稼行する所」（『増訂 小田郡誌 下巻』）となつた銅山であり、金弥の鉱山関連グループ会社としては以下、【史料6】で分かる通り、坪井鉱山や坂本コークス製造所、久原炭坑なども存在していた。

【史料6】

岡山市東中山下	坂本本店
岡山市船着町	坂本支店
美作津山駅前	坂本支店
筑前若松海岸通三丁目	坂本出張店
大坂川口	坂本出張店
備中都窪郡中庄村	帯江鉱山職員一同



往時の犬島製鍊所（『岡山県名鑑』）

美作久米郡坪井 坪井鉦山職員一同
児島郡日比村 坂本コークス製造所
筑前 久原炭坑職員一同

【史料6】は、中民の明治三十九年元日付、二十八ページ特集紙面で扱われた年賀の名刺広告である。これら関係先が金弥全盛時代の坂本家を中心とした事業所一覧なのであろう。指折りの鉦山家となり、岡山に本店を構え、支店を大阪に置いて、ますます隆盛を誇っていたのであろう。

金弥が触手を伸ばしたところでは筑前（現・福岡県北西部）の久原炭坑のほか、今は大分県大野市となっている尾平鉦山¹⁷でも十数年経営に関係した。また、発起人の一人としての会社設立に関わった備前陶器株式会社（明治二十九年三月創業、現・備前市伊部）や、同じく三石クレー株式会社（同年七月創業、同市三石）が興ると、権三郎が同社取締役として参画している。

七 時代の波に翻弄

わが国では明治二十年代後半から三十年代にかけて企業活動が活発化し、勃興期の真ただ中に入ったとはいえ、これだけの事業展開、拡張に挑んでいたことは注目に値する。そして、確かに鉦業家としての金弥は、一定の評価も受けている。

【史料7】

新報（筆者要約） 明治四十一年七月二十五～二十八日付（内三回連載）

「わが国では石炭と銅が最も主要な鉦産物であり、岡山県の鉦産物総価格は百四十二万五千元（明治三十九年度）で全国各府県中で十三位、鉦業に従事する人数は四千四十人」と概観し、近年「岡山県の鉦業発達の為に誠に喜はしきは瀬戸内海の海岸に小規模ながら中央精煉所やなものが数多建設せられたることは是なり」とした上で、水島精煉所や小串精煉所、そして目下建設中の犬島精煉所の存在を挙げながら、

「岡山県に在りては坂本杉山¹⁸氏の如き実験家あり新進気鋭なる坂田貢氏の如きありて鋭意鉦業に従事しつあるは吾人の意を強うする所なり」

冶金学の大家、斎藤大吉・京都工科大学教授にインタビューし三回連載企画にまとめた「鉦業の趨勢（附岡山県の鉦業）」の中で、前述のような見方が紹介されている点は興味深い。

とはいえ、金弥が生きてきた時代は日清、日露両戦争を挟み、戦争の反動不況に揺れ、企業活動も世の中の浮き沈みに大きく左右された。なかには再起不能と思われるような痛手を負った出来事もあった。

浮沈の激しかった例として、少し時代は遡るが明治二十九年（一八九六）三月、地元経済人らが合同して設立した備前紡績（現・岡山市下石井、社長・大森馬之）と、御野銀行（同所、代表者・亀山猪之助）の両ケースが知れる。社長、代表者の名前はともに別人となっているものの、主導権は金弥が握っていた「坂本の会社」であったため、中民紙面では備前紡や御野銀の設立に至るまで一連の経緯を事細かく以下のように伝えている。

例えば、御野銀についてみると、「株金三万円の計画なりしを賛成者多きが為五万円と為し、今明日中に其筋へ設立届出を為す由、因に記す同会社の発起人は保島善次、河合兵吉、西原藤次郎、新鉄道、星島丈吉、船橋清次、坪田平太郎、岡崎筈吉、亀山猪之助、小橋菊太郎、小合正隆、中野寿吉、佐藤伊市、沙田初次郎、安井底二氏等二十五名なり」と（明治二十八年八月三日付）。

また「愈よ昨日日本県庁へ届立てたり、因に記す同銀行は御野郡石井村大字上出石岡山停車場中筋に設立する筈なり」と（同年八月二十二日付）などである。掲載された発起人名の羅列も当時、豪農や平民をはじめとした地元有力者とおぼしき人たちである。

かたや金弥の関わった備前紡績が岡山市内で岡山紡績に次いで設立されたのは、先に触れた二十九年三月のことである。当時は日清戦争後の好況期で、企業熱も目覚しかったころだった。このため備前紡は、起重機を紡

績工場に初めて使用・導入した上、「寄宿舎を建て蓄音器を置き動物の標本室を作り」(『本邦綿糸紡績史 第七卷』) 職工教育を開始するなど、新機軸を出した企業経営で、その船出もさほど困難なものではなかったという。

だが、その後県内三大紡の一つ、玉島紡績(現・倉敷市玉島)が反動不況のあおりで明治三十二年九月破産すると、大口債権者であった金弥にも火の粉が降りかかる。『同紡績史 第二卷』によれば、「玉島紡績の建物機械は明治参二年公売処分につせられ、二十二万五千円を以て坂本金弥氏に落札となつた」。結局金弥はこの玉島紡績を買収し、備前紡績の傘下として玉島紡は再スタートを切ることになった。

そして産業界のみならず、金融界も世の中が貸出金の焦げ付きや取り付け騒ぎで騒然としてくると、県下銀行界は深刻化する。ついには玉島紡倒産から二年後の三十四年(一九〇一)七月、杉山岩三郎や香川真一らが実質的に経営に当たっていた岡山で最大規模の二十二銀行が経営不振に陥り、安田銀行(本店・東京)の支援を受ける事態を迎える。²⁰⁾

設立間もない御野銀行にとって、こうした事態はさらなる打撃となったようで、最終的に同行はその年、臨時休業(八月十七日)、破産宣告(同月二十六日)へと追い込まれていった。御野銀行の破産は県内で最初の銀行破産となり、岡山市民の不安を煽ることもなった。

東京・二六新報創刊者で、金弥とは「生涯の盟友」として同志的關係にあった秋山定輔²¹⁾が、存命中に口述した『秋山定輔は語る』(昭和十三年十一月発行)の中で、この間の金弥の動向を興味深く語っている。少々長くなるが、的を射た語り口と思えるので引用しておく。

【史料8】

彼(金弥)はまた極端な悲境に沈んでしまった。それは前に鉾山が余りよくなつたところから、他の事業に手を伸ばしたのが失敗の原因だった。就中岡山県の玉島紡績を全部一人で引き受けた。が慣れぬ事業で

ある。間もなく大暴落に遭つた結果、大欠損、(中略)六七十万の大負債をしょひ込んで、(中略)彼は全く其の時代の風変わりな若い鉾山師、山が中^{あた}つて慣れない紡績事業、百万近い大負債で極端な大破産だ。もうかうなると誰も相手にしない。此の男が後日再び成功して、関西財界の重鎮になろうとは誰が其の時想像し得よう

八 不遇時代の余波

以上、金弥の足跡をたどると鉾山事業に手を染めた当初、苦勞の末に徐々に産額を上げ、次に食指を動かした紡績・金融業で深手を負いながらも、懸命に挽回を図つた―ということになる。

このように浮き沈みの激しかった金弥の明治三十年代であるが、新聞界で互いにライバル關係にあったのが中民と新報である。当時は新興勢力・中民(明治二十五年七月三十日創刊)に対し、古参・新報(同十二年一月四日創刊)という図式。激しい販売合戦と同時に、厳しく対立し紙面競争を繰り広げていた。なかでも御野銀行破綻の際の紙面展開²²⁾などをみると、勢い新報記事はその動静を鋭く追跡取材している。次の記事は臨時休業から破産宣告へと至る間のもので、まさに好事例の一つであろう。

【史料9】

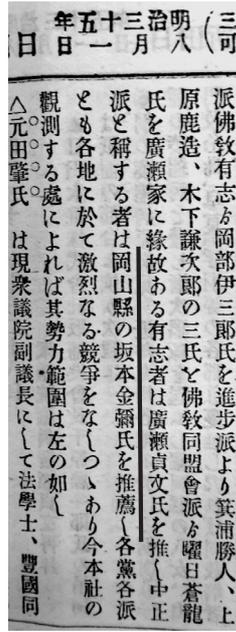
新報 明治三十四年八月二十四日付

●御野銀行重役の奔走 昨今は各重役は只管^{ひたすら}調金の為め東奔西走なしつつあり中にも阪(坂)本頭取は一昨々日も上阪中なる中野寿吉氏と協議せん為上阪したるが今同行を開店せんには少なくとも十萬円の金を調達せざる可らざれば四週間に開店を見る事到底覚束なかるべしと云ふ

明治三十一年以来、通算で七回代議士を務めた金弥にとって、この御野銀行倒産や紡績事業の失敗は、考慮せざるを得ない何か事情でもあったのか。翌三十五年八月十日行われた第七回衆院議員総選挙では、地元岡山か

らの出馬を見送り、代わりに中民主幹や社長を務めた義夫が郡部候補者として立った。

そして金弥自らは、鉱山経営で縁のある大分県から立候補している。同年八月一日付、大分・日田新報には、地元「中正派と称する者は岡山県の坂本金弥氏を推薦」して、各党各派が選挙戦を戦っている選挙情勢の記事を伝えている。だが、このとき義夫は岡山で当選したものの、金弥の方といえばこの七回と第八回の二回連続、大分で落選の憂き目を見た。まさに弱り目に祟り目である。中央政界に金弥が返り咲くのは二年後の第九回総選挙まで待たなければならなかった。



選挙の大分選の選挙情勢を伝える『日田新報』の記事(大分県日田市立淡窓図書館蔵)

さて、今まで述べてきたように金弥は何足もの草鞋をはき、多彩な顔を發揮しながら各方面で東奔西走した。おそらく席の温まる間もなかったと思われるが、義夫や鑿四郎、権三郎らの身内が後顧の憂えなきよう金弥の活躍を陰で支えていたのであろう。また、帯江鉱山の鉱毒問題の際、地元民と金弥の間に立ち仲介の労を取った倉敷の重鎮・林醇平のほか、金弥の信頼が殊の外かった中野寿吉や帯江鉱山鉱長・支配人として切り盛りした小川熊治ら実に数多くの知人や友人、それに支援関係者が存在していたことは見逃してはならない。

結びにかえて

今回の小稿では明治四十年代以降の動向について、ほとんど触れなかつ

た。というのも、この明治後半期から晩年の大正時代にかけて、金弥の動向はさらに大きく揺れる。鉱山業からの撤退をはじめ、中民の倉敷・大原家への身売りや、護憲運動による第三次桂太郎内閣の倒壊、つまり大正政変における金弥の政治家としての立ち位置など。そこには多くの「物語」が隠され、しかも幾つかの「謎」が残されているように考えている。そのため次回は、新聞人・政治家としての金弥像を検証し、他日の機会に稿を改めたいと思っているので、ここでは残る課題について二、三の指摘をしておく。

まず、九州地方でのより詳細な金弥の事績とあわせ、秋山定輔が語っている金弥復活後の「関西財界の重鎮」とは一体いかなる金弥だったのか。その具体的な動向や、金弥と関わった地元・中央政界の同志をはじめとした人物群との関わりは。そして鉱山業者として一定の評価を受けた金弥の事業は、岡山県鉱業史の中で、どのような意義付けが出来るのだろうか—のような点である。

なお、将来的に「中民三代 坂本金弥・義夫・権三郎」としての検証を予定しているため、本稿ではその手始めとしての素描となるよう心掛けた。今後とも金弥関係の一次史料発掘とあわせて、さらに事績の追究を続けていきたいと願っている。

〈追記〉執筆に当たって山陽学園大の故太田健一名誉教授や岡山近代史研究会の方々にアドバイスを受けたほか、岡山県立記録資料館、岡山県立図書館郷土資料室の館員ら多くの人の手を煩わせました。ここに報告し、感謝の意を表します。

〈注〉

(1) 市史編集委員会『岡山市史(人物編)』一九六八年。吉井親一編『近世岡山県先覚者列伝 故人百聚』一九五六年。田中誠一編著『備作人名大辞典』一九

- 三十九年など。
- (2) 備中庭瀬藩医で漢学者。兄は節齋。公務の傍ら塾を開き、弟子は三千人に及んだという。
- (3) 一八七八年、県庁在籍の小松原英太郎（のちの新報主筆、文部大臣）らにより設立。岡山市内を中心に郡部の青少年らが経済や簿記、算術など学んだ。初代所長は箕浦勝人（のちの通信大臣）で、金弥はその一期生。
- (4) 『岡山市史（人物編）』では金弥が直接代言人として活動したとは触れてないが、ここでは『岡山県歴史人物事典』（山陽新聞社）などに依拠した。
- (5) 大正二年（一九一三）発行の『時事評論』（国立国会図書館蔵）掲載の〈帯江銅山と阪（坂）本金弥〉では明治二十二年経営との記述が見られる。
- (6) 県史編纂委員会『岡山県史 第十卷 近代Ⅰ』一九八五年。五六三～五六四頁。
- (7) 帯江鉦山以外の他の支山名は以下の通り。笹ヶ畝（川上郡）、瀬戸（英田郡）、弥高（小田郡）、大桐（上房郡）、樫村（真庭郡）、青瀧（広島県神石郡）。売却代金は帯江三四〇〇円、大桐、樫村の各五〇〇円。
- (8) 市史研究会『新修倉敷市史 第五卷 近代（上）』二〇〇二年。四八九頁。
- (9) 山口県出身の藤田伝三郎は、大阪で藤田組を設立。秋田県・小坂などの官営鉦山の払い下げを受け、土木や鉦山業を営んだ。岡山県内では児島湾干拓や柵原鉦山、片上鉄道など事業を行った。
- (10) 今のJR山陽本線の前身で、明治三十九年（一九〇六）当時の国鉄が買収。二四年、岡山に初めて陸蒸気がお目見えし、同年三月、三石―岡山間、引き続き同年四月末、岡山―倉敷間、同年七月までに笠岡まで開通した。
- (11) この煙突については、在間宣久氏が児島虎次郎「酒津の農夫」と帯江鉦山のタイトルで『倉敷の歴史』第七号の中で触れている。
- (12) 日本綿業倶楽部が絹川太一著作により昭和一二年（一九三七）から順次、刊行。第二巻に玉島紡績の項があり紹介されている。二〇四頁
- (13) 岡山旭川河畔の相生橋東詰めにあった伊木忠澄の下屋敷を一万七千円で購入したとされている。
- (14) 『中庄村誌』（一九三三年）は中村常三郎編で、同誌の第八章 第二節、初等教育の二〇四頁と同二〇六頁。
- (15) 古河鉦業の主要銅山である足尾鉦山（栃木県）は稼業時、愛媛県・別子、茨城県・日立、秋田県・小坂、同県・尾去沢とともに、わが国の代表的な銅山であった。明治二十年代に最盛期を迎えた急激な銅山開発で下流地域に深刻な公害を引き起こし、一大社会問題となった。日本の「公害の原点」と言われている。『日本大百科全書』一九八四年など。
- (16) 犬島の銅製錬所移転時期はまちまちに伝えられている。『岡山県史（年表）』が明治三八年、『岡山市史（人物編）』が四十年とするなどであるが、ここでは四十二年春の稼働説に従った。
- (17) 『尾平鉦山誌』編集事務局編『尾平鉦山誌』（緒方町立歴史民俗資料館発行、二〇〇四年）によると、金弥は「明治二十八年ごろ、愛媛県宇和島の人、都築温太郎から一万六千円で購入。十数年間、経営したが採算の取れない借区稼業であったのか、明治四十一年、大分県南海部郡の井上平吉に譲り渡している」と記述している。
- (18) 岡山藩の人で、明治時代を代表する実業家。当初官吏として働いたが、明治五年（一八七二）に辞任し、以後実業界へ転身した。鉄道、金融、窯業、電灯など岡山財界への貢献ぶりは、人呼んで「備前西郷」とも称された。三十八年（一九〇五）設立の日本製銅硫酸肥料株式会社は本社を船着町、工場を小串に設けた。
- (19) 京都大学教授（工学博士）、専攻は採鉱冶金学。都窪郡福田村（現・岡山市南区）出身で、明治五年十一月生まれ。
- (20) この間の岡山県下金融界の動向については、『中国銀行五十年史』の「岡山県内の銀行の取付けと破綻」（九〇～九五頁）で詳しく述べられている。
- (21) 倉敷市阿知出身。金弥とは秋山定輔が東京帝国大学法科を卒業した明治二十三年、岡山で偶然巡り合い、意気投合した。『秋山定輔は語る』の中で、「当時の彼は頗る年少気鋭、初めて遭った時からお互いに天下国家の話、新聞事業の話、何につけても坂本は唯一の共鳴者だった」とも振り返っている。
- (22) 新報「御野銀行重役の奔走」以外の記事では、明治三十四年八月二十七日付「御野銀行の破産決定」、同九月一日付「御野銀行の破綻と銀行界」など掲載。
- (23) 先学の研究として『帯江鉦山とその周辺の地域社会 第1・2集』（池田陽浩氏）や『吉岡銅山の歴史概要』（小西伸彦氏）などの著述がある。その他、金弥については元山陽新聞記者二人の著作「瀬戸内の経済人」（赤井克己氏）と「岸田吟香と明治岡山の新聞人」（佐藤豊行氏）の中でも触れられている。

坂本金弥略年譜

西暦	和暦	年齢	実業家関係の主な事項
1865	慶応元	1	2・16、岡山市生まれ
1887	明治20	23	父・弥七郎の営む質屋兼古物商を継ぐ
1888	21	24	
1889	22	25	入江武一郎らと岡山で政治団体「鶴鳴会」を結成
1890	23	26	代言人としても活動。秋山定輔と出会う
1891	24	27	鶴鳴会を備作同好倶楽部と改称、西村丹治郎ら加わる。月刊雑誌「進歩」発行。6月、三菱合資会社から帯江鉱山買収
1892	25	28	7・30、日刊新聞「中国民報」創刊し、社主となる。帯江鉱山で新鋭機械を導入
1893	26	29	帯江鉱山の機械化進む
1894	27	30	帯江鉱山の溶鉱炉煙突完成。7・8、岡山小橋町で県下対外硬派大懇親会に出席。7・10、尾道で対外硬派演説会と同懇親会に木堂らと同行出席。7・13、岡山市上西川町189番邸へ転居（中民7・13付）。7・21、上房郡高梁町で備北4郡対外硬派大懇親会に出席弁士として出席
1895	28	31	金堀鉱山買収。28年ごろ、愛媛・宇和島の都築温太郎から尾平鉱山の借区購入。8・3付中民、備前陶器株式会社の発起者に木山精一、林醇平らと一緒に設立届中。8・11、西中島町・旭座で中国進歩党政談大演説会の弁士の一人に。9・8付中民、金弥が備前紡績の創立委員に
1896	29	32	2月改選 県会議員。3・10、御野郡石井村で備前紡績設立、引き続き御野銀行も設立。7月、金弥の弟・義夫が同志社卒業、中民編集局主幹となる。7・5、三石クレー株式会社設立
1897	30	33	4・8、石井十次が金弥を訪問
1898	31	34	3・15、第5回衆議院議員総選挙の第1、7区で同時初当選。金才鉱山買収。8・10、第6回衆議院議員総選挙で一区から選出
1899	32	35	中民社長名義を中野寿吉に変更。9月、玉島紡績所破産。債権者・金弥の手に渡り、10月、吉備紡績株式会社として操業継続
1900	33	36	中野寿吉、中民社長を辞し、いったん金弥に復す。2月、秋山定輔が二六新報再刊。復刊当たって金弥は当分の間、「月々2千円送金」し、あわせて輪転機も提供
1901	34	37	中民社長、さらに義夫に変更したが衆議院議員候補者として出馬のため、義弟の権三郎が中民三代社長に就任。8・一、井原、玉島共益、御野の各銀行で金融恐慌起る。
1902	35	38	父・弥一郎没。金弥の事業、また好転。第7回大分県衆議院総選挙（8・10）で大分・中正派が金弥推薦したものの、落選
1903	36	39	3・1、第8回衆議院選挙で大分県から再び出馬、落選。第5回内国勲業博覧会で2、3等賞牌を受領（7・1）12・10、東京芝田本郷町で桜田倶楽部の発足式に出席
1904	37	40	3・1、第9回衆議院議員総選挙で犬養毅、竹内正志らとともに当選。政治団体「桜田倶楽部」結成
1905	38	41	8・20、孫文らの「中国革命同盟会」設立大会が東京赤坂区、金弥邸で開かれる。12・29付中民に古京町8番地（荒手屋敷）へ移転広告
1906	39	42	弥高鉱山鉱毒訴訟で岡山地裁敗訴、直ちに控訴。金盛鉱山買収。9・19付新報、多額納税議員互選者で一位に。11・23、岡山市東中山下、中民新社屋が完成、落成式と坂本合資会社（3月創立）開業披露を兼ね園遊会開く。併せて劇場開放、自転車競走大会など催す。11月、進歩党から別れ、鶴鳴倶楽部を組織
1907	40	43	4・1、岡山紡績、備前紡績、南海紡績（和歌山県）を絹糸紡績（本社・京都）が合併。7・2、帯江鉱山で労働争議起こる
1908	41	44	第10回衆議院議員総選挙（5・15）で当選。倉敷紡績が吉備紡績を買収
1909	42	45	3月、犬島製錬所が稼働
1910	43	46	5・29、鶴鳴会解散し、立憲国民党岡山支部が発足
1911	44	47	5・18、大隈重信、渋沢栄一ら一行が来岡、歓迎会に臨むとともに、同夜、大隈は金弥邸に宿泊
1912	大正元	48	藤田組へ帯江鉱山と犬島製錬所の売却を申し出。5・15、第11回衆議院議員総選挙で当選
1913	2	49	第3次桂太郎内閣誕生を機にした大正政変で犬養毅と袂を分かち。3・15、中民経営は坂本家から大原孫三郎に移る。備前紡績の株もこの時、大原家へ。11・27、坂本合資会社は帯江鉱山と犬島精製錬所を藤田組へ譲渡（135万円）
1914	3	50	6・22、幹事長と議員の辞表提出
1915	4	51	3・25、第12回衆議院議員総選挙で当選（金弥応援のため犬養毅、選挙投票入口に現れる）。この時の様子は中民が号外発行で報道
1916	5	52	6・10、金弥邸で東京・金子龜五郎氏を招き、喜多流謡曲会。6・10付中民、金弥が「伊達家所蔵の磐城文琳、5万6千円で落札」の記事掲載。9・21、合資会社藤田組が柵原鉱山買収
1917	6	53	4・20の第13回衆議院総選挙で当選。7月、犬島藤田組製錬所の煙害で地区住民が会社へ交渉
1918	7	54	磐城文琳、京都・永昌堂が15万6千円で落札
1919	8	55	代議士を辞職し、政界から引退。藤田組の帯江銅山は操業停止、犬島精製錬所の休業
1920	9	56	
1921	10	57	
1922	11	58	3・20、東京美術倶楽部の坂本金弥氏所蔵品入札が行われる
1923	12	59	9・1、関東大震災で被災。病軀をおし横浜から船で兵庫県垂水の別邸に移り、静養。翌10月22日、死去

<注> 年齢は数えで表記

【調査報告】

明治三十五年九月作成の「御所蔵品目録草案」を調査して

— 備中足守藩主木下家資料と家老杉原家のかかわり —

杉原康子

はじめに

私は足守陣屋跡と道を隔てて住んでいる。我が家の敷地内に、幼い頃から祖父母と起居を共にしていた「離れ」と呼んでいた建物がある。それは明治後半に、祖父・康夫の姉夫婦が新居にするため、藩の下屋敷の一部分を移築して住み始めた建物だった。

その後、分家した祖父・康夫が現在の敷地を昭和五年（一九三〇）に譲り受けて住み始めたことと、下屋敷の一部分なのだから大切に守らなければいけないことを、母から聞かされたのは、平成九年（一九九七）三月父・正毅が亡くなった後であった。

「離れ」は一階が六畳の茶室と八畳の内蔵からなり、内蔵は鉾のついた板戸と襖戸の二重になっていて灯りは無いので中は暗く、子どもの時は内には入れなかった。二階は置き床のある八畳と襖で仕切られた三畳の部屋があった。二階の三畳間が学生時代の私の部屋だった。「離れ」は、祖母が亡くなった昭和十五年（一九八〇）頃から、部屋として使用されなくなり、大きな物置になっていった。

気が付けば白蟻が入って出ていった跡が見え、壁には大きなヒビが入り危険な状態になっていた。小手先の修理では持ちこたえられないと職人さんの言葉に、母は本格的な修繕をすることを決心した。

平成十六年（二〇〇四）の夏だった。改修のためすべてのものを搬出するなかで、内蔵から出てきた古びた木箱の中に祖父・康夫の昭和九年（一

九三四）十月からの雑覚書ノートや手紙などと一緒に、墨書き「明治参拾五年九月御所蔵品目録草案」があった。しかし、その時は大して重要な文書と思わず、パラパラとめくってそのまま木箱にもどした。

しばらくして、そのなかに、現在岡山県立記録資料館に寄託されている、備中足守藩木下家資料の内容と一致する記述があることに気づいた。また昭和五十七年（一九八二）山陽新聞社発行『ねねと木下家文書』のなかで、父・正毅がこの目録の存在を認めていた。しかし、母と私には、その存在は全く伝わっていなかった。

今回この資料を紹介するのは、平成十九年（二〇〇七）四月木下家資料の再発見と、平成二十七年（二〇一五）一月に岡山シティミュージアムで開催された展覧会「岡山に生きた豊臣家―備中足守藩木下家資料―」に繋がるきっかけとなった記録だからである。資料作成の背景と内容、そして資料群の伝来について簡単に紹介したい。

一 「御所蔵品目録草案」について

(1) 作成の背景

初めに、廃藩から明治三十五年（一九〇二）までの木下家について簡単に記す。

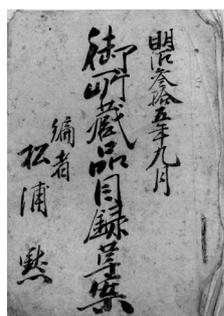


写真1
「御所蔵品目録草案」

明治四年（一八七二）七月足守藩知事を免ぜられた最後の藩主十三代木下利恭は東京へ移る。利恭の家扶（華族の用人）の一人として東京へ随行したが、目録草案の編者松浦黙^{しずか}である。

華族制度のもと子爵となっていた利恭が、明治二十三年（一八九〇）三月二十九日に東京で亡くなった。利恭には実子なく、相続人と決めていた甥・利定が八歳で前年八月に亡くなっていて、次の相続人は決まっていなかった。当時四歳であったもう一人の甥・利玄^{としはる}が相続人と決まるまで紆余曲折あったことが、岡山県立記録資料館に寄託されている足守藩主木下家資料の「日記」（明治二十三年三月～十二月）^①に見える。

利玄はその年の秋、旧家老・木下岡次郎（現在の足守侍屋敷に住んでいた）と小学校の教師をしていた旧家臣・二階堂左馬七の家族と共に上京する。明治二十三年三月利恭死去の記入から始まり、利玄が十五歳になる明治三十四年（一九〇一）十二月までの日記である。幼い利玄の養育日記でもあるが、東京と足守の連絡事項の内容から、銀行の設立や製糸工場建設など、足守での暮らしの変容も窺えて面白い。

この目録草案が作成された明治三十五年には、利玄の後見人であった伯父・木下利他^{としゆき}や、最後の家老職の一人であった杉原正貞（後に壽男^{ひさお}、私の曾祖父）も亡くなっている。廃藩を経験した旧家臣の多くは世代交代している。足守の地に残っていた者たちは、旧家臣への恩義より自分たちの日々の暮らしが苦しくなってきた頃である。子爵木下家の財産確定の必要もあったかもしれない。旧家臣たちの最後のご奉公、最後の仕事としての所蔵品調査と目録作成は行われたようである。

(2) 記載内容

紙本墨書 一冊六十三丁

全体は大きく二つに分類される。

- ① 御所蔵品目録草案 第壹 書籍之部
- ② “ 第貳 写本之部^{（複製本）} 器具之部

廃藩の混乱のなか、旧家臣たちは土蔵に収められていた品々が次々と失われていく状況を目の当たりにしてきたはずである。「御所蔵品目録草案」は備中足守藩が廃藩となって三十一年後、旧家臣たちによって行われた、荒れ果てた陣屋跡に残る土蔵の調査記録である。また、明治三十五年（一九〇二）の時点で、藩主木下家の財産目録記録とも考えられる。藩政に関する記載はないが、当時の木下家資料の状況がわかる貴重なものである。内容は御風入要言、出頭日誌、目録の順に書かれている。

冒頭に、御風入要言として、この調査が行われた理由が述べられており次に、その用に携わった人員の出動日誌の記載がある。まず御風入要言について説明をしていきたい。

【史料1】^②

御風入要言

今回ノ御風入ハ、廃藩以来旧御土蔵中ニ散乱シ蟲蝕鼠壊セシ御書籍・御武器・御常用用品・旧御領内旧絵図・旧邸図面・加之先君敬文公御自筆ニ係ル御書類・御著述ノ御書物・御版木其他ヲ、御扣邸ニ取越シテ御風入旁調査ヲナシ、手当次第、或ハ御容器ニ番号ヲ付シ、或ハ每書每器ニ番号ヲ付シ、又ハ多書ヲ一括シテ括リ番号ヲ付シテ、其御要品ヲハ新建ノ堅牢ナル御蔵ヘ追日納入セシモノナレハ、一部ノ書ニシテ二三ノ番号ニ分レ、異類ノ器ニシテ同一ノ容器ニ混シ、重軽序ヲ失ヒ、部類錯雑、番号不整ノ遺憾ハ多ケレ共、其レハ後日ノ確定調査ニ譲リ、再ヒ散乱ノ患ナキ為メ、仮ニ目録台帳ヲ設クル事左ノ如シ

明治三十五年八月

ここに書かれている「新建ノ堅牢ナル御蔵」とは、現在、足守陣屋跡に隣接した木下利玄生家前に建つ二階建て土蔵付長屋門のことである。

明治二十年頃かと思われる陣屋跡から近水園を写した古写真には、この長屋門は写っていない。利玄生家（当時は父・利永^{としなが}の住居）と利玄の後見人であった利他邸があり、両家の前は畑のように見える。御扣邸とは利玄生家・利永邸のことか、または利他邸（木下利他は明治二十八年に死去している）を指すのかはわからない。土蔵付長屋門は、旧家臣^{ねやつねお}襦屋庸夫が自身の屋敷の一部をこの畑地に移築して建てたものである。

「御風入要言」冒頭の文章に使われている言葉に驚かされる。「土蔵中ニ散乱シ蟲蝕鼠壊セシ」の表現から、廃藩以来初めて旧土蔵を開けて見た現実の惨めさと旧家臣たちの心中の寂しさが伝わってくる。

「先君敬文公」とは足守藩の名君と言われた六代公定^{きんさだ}のことである。公定は延宝七年（一六七九）から享保十四年（一七三〇）まで、五十年間藩主を務め、足守に一番長く居住している。在任中、備中国絵図の作成を命じられ、遠縁にあたる浅野家の赤穂城の請取を仰せつけられ、火災で焼失した京都・仙洞御所と中宮御所の普請をしている。藩内では藩士のための学問所・啄璣館を設け、『桑華蒙求』を編纂し版木を作り教科書とした。仙洞御所の普請の後、残りの材で、現在足守近水園の池のほとりに建つ唵風閣（吟風閣）をつくっている。また藩内で果樹栽培を奨励し、京都から御所柿を持ち帰り接ぎ木をして、全藩士の屋敷内に植えさせている。果物王国・岡山の発祥はこの公定にあるかもしれない。文政に力をそそぎ学問を奨励した。足守に京都から文化の芽を運び、大きく育て、現在の足守の基盤を作った藩主といえる。

また「堅牢ナル」とは、蔵の入口に使われた錠のことを表現しているように思う。使われていた錠は四枚のバネをもつ差し込み錠で、柱を突き通す構造になっている。四枚のバネをもった差し込み錠は、京都で古い蔵を扱う金具職人も今まで見たことが無い形であること、この錠は鍵が無けれ

ば外部から決して開かないものであると聞いた。錠周りの壁は随分と削られて、侵入しようとした形跡がいくつも残っていた。この錠のおかげで木下家資料は守られていたといえよう。



写真2 土蔵付長屋門（平成19年頃）



写真3 差し込み錠
（平成19年4月27日土蔵開け瞬間）

調査の様子は「手当次第」「多書ヲ一括」「重軽序ヲ失ヒ部類錯雑」「番号不整」の言葉から、正確に調査しきれていないことをひたすら述べている。

「御風入要言」の最後は「後日ノ確定調査ニ譲リ、再ビ散乱ノ患ヒナキ為メ、仮ニ目録台帳ヲ設クル事、左ノ如シ」で終わっている。

次に続くのが出頭日誌である。



写真4 襦屋庸夫
（ひ孫にあたる襦屋庸夫氏より提供）

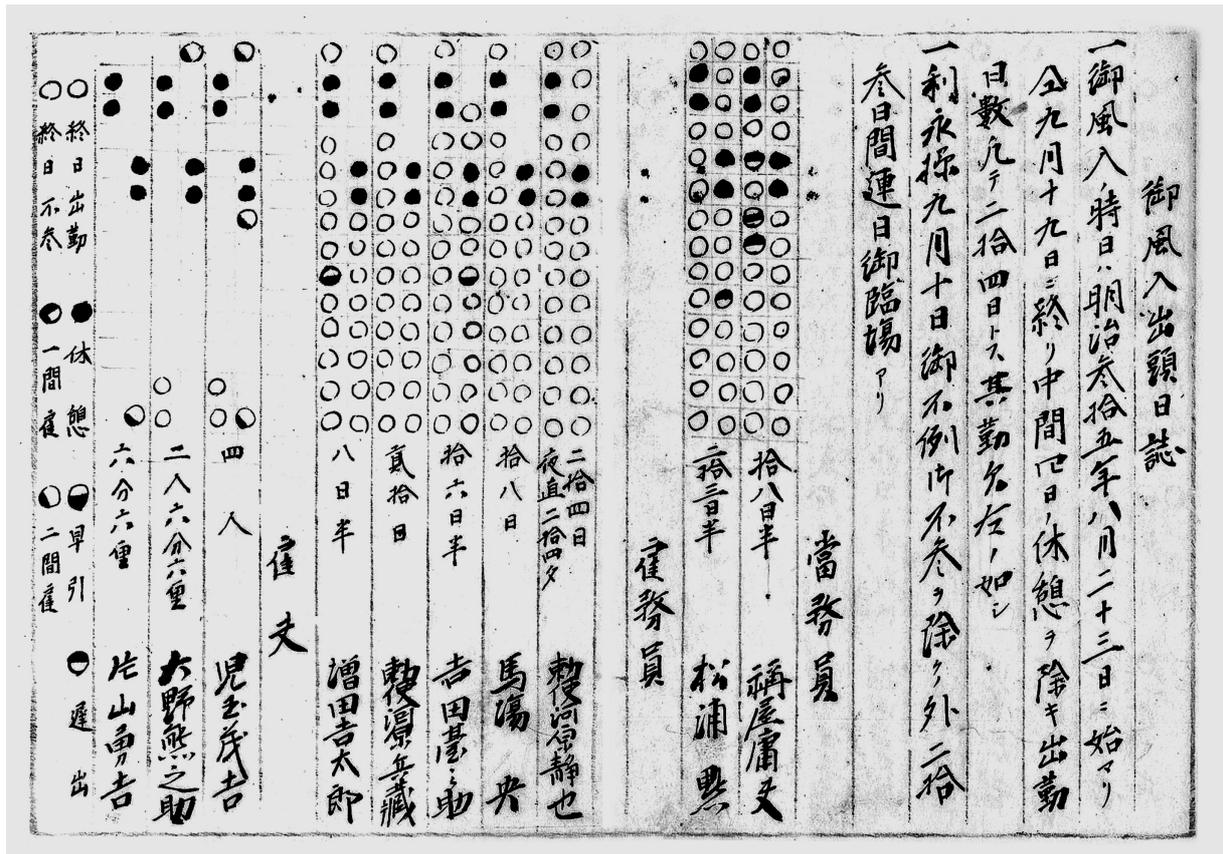


写真5 御風入出頭日誌

上の出頭日誌から、調査は明治三十五年八月二十三日に始まり、四日の休憩を除いて九月十九日まで実日数二十四日間だったこと。体調不良の一日をのぞいて、利永様（利玄の父・利恭の弟）の目前で行われていることがわかる。利永は利他の死後、利玄の後見人になっていた。

当務員の一人である彌屋庸夫（写真4）は天保八年（一八三七）生まれ、戊辰の役では官軍として足守藩一小隊五十名の隊長として、伊予小松藩、新発田藩と共に北越（新潟県）へ出兵している。廃藩後は小田県小属に任用された。また明治十二年（一八七九）二月より岡山県会議員となり、翌十三年十二月には、三人目の岡山県会議員議長を務めた。明治二十三年（一八九〇）には相続人と決まった利玄の家扶として足守に住み、足守銀の頭取となっている。

この目録の編者である松浦黙は、利恭の死後、家扶を免ぜられて足守へ帰ってきている。彌屋庸夫と松浦黙の二人は、明治二十八年三月二十九日に完成した利恭の碑の建設についても、中心となって働いている。池田章政の文字による題額「豊臣利恭君碑」が刻まれている記念碑が、現在、近水園内にある。謹撰は松浦黙、建設監督が彌屋庸夫と刻まれている。

出頭日誌に名前がある五人の雇務員は旧藩士または、その息子と考えられる。そのうちのひとり、勅使河原静也は明治二十九年（一八九六）に雇人となっている。勤務日誌に「夜直二十四夕」とあり、土蔵調査中に泊まりこんでいたのであろう。

出頭日誌の次頁からはいわゆる「目録」がはじまる。以下、目録の構成に沿って概説していきたい。本節冒頭でも述べたように、「目録草案」は大きく二つに分かれており、①「御所蔵品目録草案 第壹 書籍の部」は以下の内容と記載紙数（一丁につき二〇行の野線紙）である。

公定公御自筆・御手澤写本 八丁

筆頭に公定公が自ら筆を取り書き記したものの、手を触れていた書物を記している。六代公定公を足守藩主として一番敬愛して、その事蹟を残そうとしたことが良く伝わってくる。「桑華蒙求御草案」や「古代大袖」「朝鮮

人來朝樂器武器図」などの記載がある。

御書籍 三十丁

甲号の部・乙号の部に分かれている。番号・書目・摘要・冊数の記入がある。甲の部の番号は一から二十二まで。甲号の一番は源氏之巻、黒塗函入、五十四冊。二番は和歌八代集、函入、十三冊とある。乙の部は五百六十五番ある。甲乙部ともに番号の上部に朱丸が数多くつけられている。

目録作成の後、他所へ移動した印と考えられる。また鉛筆書きの丸印があるが、この印が何を意味するのかわからない。また四百七十八番に新撰朗詠集二冊とある。公定公が院御所の普請後、新撰朗詠歌一帖を拝領しており、同じものかわからないが、朱丸が付けられている。最後の五百六十五番が「桑華蒙求御版木 一二三・完全無壊 三箱」である。昭和三十七年（一九六二）から足守文庫で保管展示されていたが、岡山シテイミュージアムへ移動する時に白蟻の被害が見つかった。

御長持入括の御書籍 八丁

第一号括から十七号括まで。書籍の他に絵図がある。十五号括に上野東叡山図一枚・江戸図一枚・芝増上寺図一枚・近水園新旧図二枚とある。絵図を含めて、朱丸が十三箇所ある。

次に②の「御所蔵品目録草案 第貳 写本の部」器具の部」であるが、「写本の部」は表題に一旦書かれているが消されているのがわかる。「器具の部」は「御重器類」「御常用用品」「御常用器甲」「御常用器乙」「旧御藩政に関する書絵面等」「御武装に属する庶器具」に分れており、書籍に次ぐ記載丁数がさかれている。

御重器類は二十四項あり、木下家にとって最も貴重と思われる品である。

第一項に「子ノ日御琴 黒塗箱損物・政所様御所持品 壹個」、第二項に「鳳凰之御硯箱 箱入損物・硯石水入レ共無シ 壹個」と記される。この二項が平成十九年（二〇〇七）四月に土蔵から搬出された資料の中から確認された。この時に搬出された資料のほとんどは、現在岡山シテイミュージアムに寄託されている。



写真6 鳳凰之御硯箱
(岡山シテイミュージアム寄託)

搬出後の調査で以下のことがわかってきた。第一項「子ノ日御琴」は琴そのものの形状や金具の作者銘から、政所様（ねね）の所持品とは考えにくく、百年ほど時代がさがるものと判断されたが、見事な細工が施された琴は木下家においては政所様所持品と伝わっていたようだ。今後の詳細な調査が必要な品である。

第二項「鳳凰之御硯箱」は発見時、外箱に「太閤秀吉公御所持 従 高台院殿讓」の墨書文字があったが、目録草案には所持者の記載はない。

第四項「太閤殿下御辞世・黒塗箱入・御掛物 壹個」は現在大坂城天守閣に所蔵されている。昭和三十年頃、木下利福氏より起請文十一人と共に大坂城天守閣へ渡り、のちに辞世の句の外包のみが岡山県立記録資料館に寄託された。

第十四項「黒塗御紋付御風呂・外箱大桶入・政所様御用品 壹個」は足守文庫で展示されていた時には、道中風呂と呼ばれていたものである。

「御常用用品」には琴松院様の道具類が多い。琴松院様とは最後の藩主夫人・琴のことであり、明治四年（一八七一）二月九日に足守で亡くなっている。御常用器甲・乙には、ノンコウ赤染焼御茶碗から箆笥や椀・布団まで書きあげている。

「旧御藩政に関する書及絵面等」は六項のみである。最後の「御武装に属する庶器具」は百二十七項ある。そのなかで八項の「金大瓢箪二個」、九項の「千成瓢箪御指物 瓢箪数壹百個 壹個」が足守文庫で展示されていた。

以上、詳しくはシテイミュージアム図録『岡山に生きた豊臣家―備中足守藩木下家資料―』で紹介している。参照されたい。

二 戦後の木下家資料の伝来

木下家に関する資料について、曾祖父・杉原壽男から祖父・康夫、父・正毅と代々関わりをもってきた。家老職といっても足守藩は二万五千石の小藩である。最後の知行は三百石であった。壽男は廃藩の激変を越えて、利恭死後は利玄の家扶を務めている。

祖父・康夫も戦前までは利玄の家扶として木下家に務めている。明治三十五年(1902)に御所蔵品目録が作成されてから、大正期には売り立てがあったようだが、詳しい経緯はわからない。そこで戦後以降の経緯をまとめておきたい。

戦後は木下利玄誕生地及生家を将来に残すため、史蹟指定申請書を昭和二十三年(1948)十一月八日付で岡山県知事・西岡廣吉に提出している。現在利玄生家は史蹟指定となっている。

昭和三十年に岡山大学藤井駿氏と学生五人による木下家古文書調査に協力する。康夫の「日々覚帳」には「岡大藤井先生へ古文書十六個送ル運賃未払(岡山通運)」と書き残されている。その際作成された目録は現在不明であるが、人見彰彦著「足守木下家文書調査」で概略が紹介されている。⁶⁾

また康夫は木下家が代々受け継いできた古文書や物品を永く保管し、一般に公開できる施設の実現に、当時の足守町へ働きかけて建設資金の募集に奔走した。しかし、生前には実現せず祖父が亡くなった翌昭和三十七年の春、近水園隣に足守文庫が完成した。祖父・康夫の木箱から、木下利福氏から足守町長宛の寄託契約書が見つかり、そのなかに足守文庫で最初の展示品二十四点が記載されている。

祖父の死後、父・正毅が木下家管理者を引き継いだ。古文書には祖父のように関心が無かったようである。昭和五十六年から五十七年に行われた岡山県史編纂のための調査で、土蔵から秀吉の関白叙任書などが発見されて、父の周辺は大騒ぎになった。昭和五十七年秋に「ねねと木下家文

書」と題して展覧会が開催され、図録も発行された。この調査により備中足守藩主木下家文書目録が作成された。現在、一部分は東京木下家で保存されているが、藩政史料、絵図、典籍などのほとんどが岡山県立記録資料館に寄託されている。

ただ昭和五十六年から五十七年の調査は、古文書を中心に行われ、物品に関しては詳しい調査がなされず、岡山県立博物館に依頼して簡単な目録をとったのみで梱包され、元の土蔵へ戻されたようである。

管理者であった父も平成九年に亡くなった。利玄生家や長屋門がある土地は岡山市の所有になっていた。残された母は火掻き棒のような土蔵の鍵を細長い布袋に入れて、居間の壁にぶら下げていた。しかし、鍵の保管を負担に感じていたようだ。ある日私が布袋が消えたことに気付き、母に尋ねると鍵は岡山市へ返したと答えた。

利玄生家の土地が岡山市の所有となって、前に建つ長屋門に火災報知機が設置された。その火災報知機がたびたび鳴って困ると母から言われて、岡山市に連絡すると「まだ土蔵の内容物については杉原さんに管理責任がありますよ。」との言葉が返ってきた。

父の死後、管理委託は終了していたものと考えていた母と私は「カンリセキニン」の一言に、消失していたはずの家臣のDNAが反応してしまい、即座に土蔵内一掃を決めた。しかし土蔵の鍵が行方不明のままだったので、土蔵裏手の二階から木柵を切って中に入った。平成十九年四月二十七日のことである。

岡山市から土蔵内に残っているのは空箱ばかりだと聞かされていたが、現実とは全く違っていた。運びだされたものは、埃にまみれた段ボール箱二十個ほどと鎧や弓矢の武具類、数多くの空箱だった。「県博」とマジックで書かれていた段ボール箱が梱包されたままの状態が残っていたのだ。昭和五十七年以降忘れさられていた木下家資料の重器類がこの時ようやく「再発見」されたのである。

土蔵からの搬出と我が家の倉への搬入、土蔵の現状復帰を一日限りで行っ



写真7 御重器類の搬出風景
(平成19年4月27日)

たため、内容について当日は確認できなかった。しかし、立ち会いを依頼した岡山県立記録資料館の二人の学芸員の方から、搬出作業中、二つの平らな木箱をきちんと見るように指示を受けた。その場で開けたひとつの箱から「領知目録」、二つ目の箱から、御重器類の第二項にある「鳳凰之御硯箱」が現れたのである。この日搬出した資料調査の概略は、岡山シティミュージアム発刊の「岡山に生きた豊臣家―備中足守藩木下家資料―」に記述している。

平成十九年の土蔵の再調査で出てきた資料は、平成二十三年(二〇一一年)六月に足守文庫で展示されていた資料と木下家より岡山市に寄託されていた木下利玄資料と共に、岡山シティミュージアムに運ばれ、同館での寄託管理が始まった。

足守文庫で見慣れていた御駕籠や風呂桶を常に見ることができなくなっただことで、大変寂しい気持ちになった。しかし、白蟻の被害にあった桑華蒙求版木や傷んでいた風呂桶などの修復が岡山市によって行われて、二十七年一月に開催された「岡山に生きた豊臣家―備中足守藩木下家資料―」展に繋がったのである。

おわりに

「御所蔵品目録草案」を見つけてしまって十一年が過ぎた。平成十九年の土蔵の再調査をはじめとして、その間思いがけないさまざまな事が起こり、大勢の方の温かいご協力をいただきながら乗り越えてきた。その中でも私にとって最も嬉しかったことは、住友財団の助成を得て「鳳凰之御硯

箱」を現状維持修復できたことと、家老本家杉原家の文書類を東京から岡山県立記録資料館へ運ぶことができたことである。

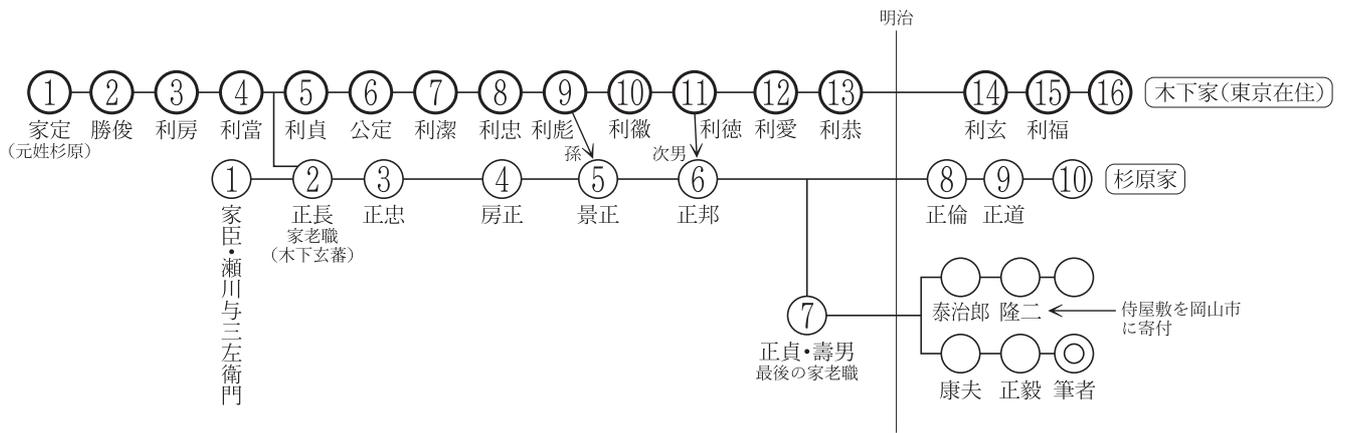
現在、私は明治以降の木下家資料について分かる範囲で調べている。旧家臣たちの働き、曾祖父から祖父・父まで、それぞれの時代に沿いながら資料の保存・継承・公開に熱意をもって努めてきたことが良くわかる。またそれ以上に継承の困難さも伝わってくる。

今回紹介した「御所蔵品目録草案」は岡山県立記録資料館に寄託をお願いしようと考えている。全体的な備中足守藩木下家資料の研究の一助になればと思う。歴史資料は現地保存が望ましいとされるが、足守町名が岡山市との合併により消えてしまっただけで四十五年が過ぎた。御風入要言の最後にあたる「後日ノ確定調査ニ譲リ、再ヒ散乱ノ患ヒナキ為」の文言に合った行動だったのかと、自分自身に問いながら御先祖様にお尋ねしたい現在の私である。

〈注〉

- (1) 岡山県立記録資料館寄託足守藩主木下家資料、番号三〇一四。
- (2) 読みやすくするため読点(、)と並列点(・)と付けた。引用は以下同様。
- (3) 永山卯三郎『吉備郡史』中巻(昭和十二年)以降、刊行物では「旨」定と表記されてきたが、「御所蔵品目録草案」やその他の木下家資料には「公定」と表記されているので、ここでは「公定」と表記する。
- (4) 現在の近水園入り口石段から内側は、明治二十八年頃には本殿、拝殿がある社地であり、碑はその一部として建設されていた。(木下利恭記念碑石材買入定約書他)中の「建立場所見取図」、岡山県立記録資料館寄託木下家資料三〇三五、明治二十五年七月十二日)
- (5) 山陽新聞社編『ねねと木下文書』山陽新聞社、一九八二、一四五頁
- (6) 人見彰彦「足守木下文書調査」『岡山県史研究』第五、岡山県史編纂室、昭和五十八年)

(すぎはら やすこ 当館資料寄託者)



木下家・杉原家関係略系図

木下公定編纂『新撰自註桑華蒙求』叙文を読む

瀬戸裕子

はじめに

備中足守藩の第六代藩主木下公定（一六五二—一七三〇）が編纂した『新撰自註桑華蒙求』（岡山市指定重要文化財、岡山シテイミュージアム寄託、以後『桑華蒙求』と省略する）は、その叙文と跋文の記録から、宝永七年（一七一〇）から正徳年間に成立したと考えられる。今回はこの叙文を読み、公定の教養の一端を紹介する。

一 『桑華蒙求』の編成

『桑華蒙求』は、上巻・中巻・下巻の全三巻からなり、それぞれ縦二六・一、横一九・二の版本である。

装丁は四つ目綴じで、表紙の左上に題箋が付されているが、この題箋の周囲には巾三ミリ程度の金地の紙が貼り付けられており、状態も比較的良いため、この版本については藩主の持ち物であった可能性が高いと考えられる。

上巻は、表紙・見返し・序文・叙・凡例・引書・標題・本文からなる全七一丁、中巻は表紙・見返し・標題・本文の全八二丁、下巻は表紙・見返し・標題・本文・跋文の全八二丁からなる。

各巻はすべて漢文で記され、本書の標題は日中の説話にちなんだ四字句であらわされている。例えば、日本の豊臣秀吉を「豊国猿面」、中国の劉

邦を「漢祖龍顔」（『桑華蒙求』下巻より）というように、日中で話の似たものを対比させて交互に紹介しており、上巻は日本の話が一〇〇題、中国の話が一〇〇題の計二〇〇題、中巻は日本の話が一〇四題、中国の話が一〇四題の計二〇八題、下巻は日本の話が一〇二題、中国の話が一〇二題の計二〇四題で、全巻合わせて六一二題もの話が収載されている。

また、上巻の九丁表から十丁裏にかけての引書一覧には、編纂に際して公定が参考にした日中の書物名が記され、和書が五〇冊、漢籍が二十四冊の計七十四冊が紹介されている。

二 叙文を読む

木下公定の叙文は、『桑華蒙求』上巻の四丁表から六丁裏に記載されている。この章では、原文を書き下し、訳を付してその内容を紹介する。

【史料】

桑華蒙求叙

有_レ異域有_レ焉。本朝無_レ焉者_二邪。曰。虎豹是也。有_レ上古有_レ焉。後世無_レ焉者_二邪。曰。聖人是也。然虎豹遺_レ皮。則雖_レ不_レ見_レ血肉_一足矣。聖人乘_レ教。則雖_レ不_レ對_三面目_一亦可也。吾邦雖_レ小。文物制度。頗与_三中華_一相類。決非_レ如_二被髮文身。鯁冠棘縫之族_一。況太古天神降。地祇産。夫神人超_三過聖人_一。蓋亦一等矣。昔舍人王著_二日本書記_一。爾来史才世

不_レ匱。続日本書紀。日本後紀。文徳実録。三代実録等書。比比並出。但惜中世以降。無_二繼武而作者_一。間雖_三史館有_二記録_一。秘在_三官庫_一。非_三凡下容易所_二閱覽_一。幸有_三稗官小説_一。而足_レ知_三古今梗概_一。故予読書の暇。毎_レ見_下彼人物行実。可_二以勸奨_一者。自_レ摘抄之。却将_三中華人才性行相似者_一来配偶焉。実得_三数百件_一。遂用_三韻語_一。自號曰_三桑華蒙求_一。夫蒙求之作。権_三輿于唐李瀚氏_一。逮_三于皇明柳氏_一。統蒙求。九我新蒙求。及雪堂禪蒙求。繼作_一。不_レ啻于此而已。今予所_二著述_一。唱以_三扶桑之前縦_一。対以_三中華之故事_一。只恐不_レ免_三円鑿方柄之謗_一。然亦千里遵尊羹。対_三王家羊酪_一之遺意歟。不_レ敢望_三博洽君子之一顧_一。偏助_三吾家童蒙_一已矣。葵峯豊公定

〈書き下し文〉

異域に有りて本朝に無き者有りや。曰く虎豹是なりと。上古に有りて後世に無き者有りや。曰く聖人はなりと。然れども虎豹の皮を遺すときは則ち血肉を見ずと雖も足れり。聖人の教を乗_もときは則ち面目に対せずと雖も可なり。吾邦小なりと雖も文物制度頗る中華と相類す。決して被髪文身、鯁冠秣縫の族の如きには非ず。況んや太古に天神降り、地祇産す。夫れ神人の聖人に超過したまふ。蓋し一等なり。昔、舍人王は日本書記を著す。爾来史才世々匱_{とほ}からず。続日本書紀、日本後紀、文徳実録、三代実録等の書、比比として並び出ず。但だ惜むらくは中世より以降、武を継ぎて作る者無し。間々史館に記録有りと雖も、秘して官庫に在り、凡下容易に閲覽する所に非ず。幸に稗官の小説有りて古今の梗概_{こうがい}を知るに足れり。故に予は読書の暇に彼の人物の行実の以て勸奨_{こうじょう}す可き者を見る毎に、自ら之を摘抄す。却て中華の人才性行相似たる者を將ち来りて配偶す。実に数百件を得たり。遂に韻語を用ひて自ら號して桑華蒙求と曰ふ。夫れ蒙求の作は有唐の李瀚氏に権輿し、皇明の柳氏が統蒙求、九我が新蒙求及び雪堂が禪蒙求是継ぎて作るに逮_{とち}ふるも。啻_{ただ}此れのみならず。今、予が著述する所、唱るに扶桑の前縦_{ぜんじゆう}を以て対するに中華の故事を以てす。

只恐らくは円鑿方柄の謗を免れず。然れども千里の尊羹は王家の羊酪に対するの遺意かや。敢て博洽の君子の一顧を望むにあらず。偏に吾家の童蒙を助けんがのみなり。

〈訳文〉

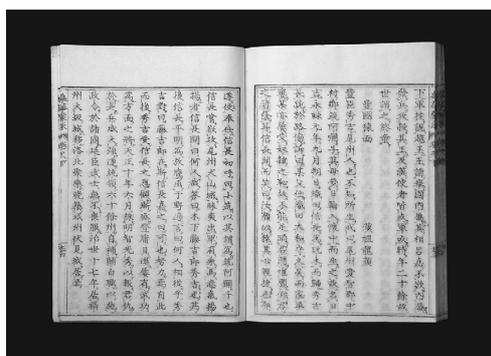
外国にあって我が国に無いものとはなにか。虎や豹のことだろうか。太古にあって後の世に無いものとはなにか。聖人のことだろうか。けれども、虎や豹は皮が残っていれば血と肉を見なくてもわかる。聖人の教えが残っていれば、その容貌を見ることができなくても問題はない。日本は小さな国であるけれども、学問・芸術・法律・制度など、すこぶる中国との類似点がある。決して、髪をざんばらにして体に入れ墨をし、ナマズの冠を被って縫い目のまばらな衣服を着ているような野蛮な風俗ではない。まして、太古には天神が降り、地神が現れている。その神は聖人よりも一等上の存在である。昔、舍人王が『日本書紀』を著した。それ以来、国の記録をつかさどる役人は尽きなかった。『続日本(書)紀』、『日本後紀』、『続日本後紀』、『文徳実録』、『三代実録』などの書が、次々と世に並び出していた。ただ惜しいことに、中世以降は武士の世が続く、国の歴史を編纂する者がいなくなってしまう。史館に記録はあるが、政府の書庫に収められ、容易に閲覽することができない状況にある。幸いに、歴史小説などで古今のあらましは知ることができる。ゆえに、私は読書の暇をみて、古人の行動・功績の中で自らの行いの参考となる話を抜き出し、中国の歴史上の人物で性格や行いの似たものを添わせてみると、実に数百件にもなった。ついに韻を用いて、自ら『桑華蒙求』と名付けた。『蒙求』は唐代の李瀚が編纂したもので、皇明の柳氏が『統蒙求』、九我が『新蒙求』および雪堂が『禪蒙求』と次々に編纂されたが、これだけではない。今、私が著述するのは、扶桑の前に挙げて中国の故事を後ろに置いて対比させている。ただ私が恐れているのは、鑿の丸い穴に四角い柄をねじ込むような無理がないかということである。しかし、千里湖の尊羹は王家の羊酪よりも素晴ら

しい素材という。したがって、この書物は博学者たちのものではなく、わが藩の子どもたちの教えとするために編纂したものである。

この叙文の中の「但惜中世以降。無繼^レ武而作者^一。間雖^レ史館有^レ記録^一。秘在^レ官庫^一。非^レ凡^レ下容易所^レ閲覽^一。」の一節からは、公定の率直な嘆きが伝わる。武士の台頭により武が重視され始め、後に続く歴史書の出版が途絶えたこと、また、史館（歴史を編集する役所）に記録があってもそれらを簡単に閲覽できないというもどかしさに、『桑華蒙求』が生まれる根幹があったと考えられる。それでも、「幸有^レ稗官小説^一。而足^レ知^レ古今梗概^一。」であるから、自らの行いの参考にと蒐集した日中の話が、ある程度量を生じたというのが、編纂にあたる大きな動機の一つではなからうか。

『蒙求』そのものは、唐の李瀚が編纂した人物故事集であり、平安時代初期に日本に伝わったとされている。以降は、学習書として用いられ、「勸学院の雀は蒙求をさえざる」といわれるほど多くの人々に読み親しまれてきた書物である。公定の叙文の最後にある「偏助^レ吾家童蒙^一已矣^一。」という一節からすれば、『蒙求』に倣い、藩の児童に教訓を教えることを目的として『桑華蒙求』を編纂したといえよう。

このことについての喩えが面白く、呉の陸機の説話を示した一節「然亦千里遵^レ蓴羹^一。对^レ王家羊酪^一之遺意歟^一。」では、王家の羊酪（発酵食品）を博学者、千里湖の蓴羹を藩の子どもたちに見立てており、千里湖の蓴羹はもとの素材がよく、少しの味付けで美味しくなるように、藩の子どもたちも教育次第で素晴らしい人間に育つことを示し、編纂の意義を唱えている。叙文の終わりで、公定は自らを「葵峯豊公定」と号しており、徳川家と豊臣家の関連を想起させるが、この意図については更なる考証の余地があるろう。



写真上：『桑華蒙求』版木

写真左下：『桑華蒙求』下巻、写真右下：『桑華蒙求』版本

おわりに

本稿は、『桑華蒙求』における木下公定の叙文を読み、編纂の動機と目的を知るための導入としたものである。本資料は、版本・板木ともにすべて現存しているため、両者あわせた研究が可能であり、先行研究^{〔1〕}もいくつ公开发表されているため、それらの活用も不可欠である。

なお、木下家関連の文書類は、現在岡山県立記録資料館に「足守藩主木下家資料」として寄託されている。公定に関する文書も多数現存し、『桑華蒙求』の草稿なども含まれているため、版行されたものとの照合も必要であろう。

公定の教養および学問がどのように形成され、『桑華蒙求』編纂に繋がったのか、また、版木については、その制作年などの考察も今後の課題となる。

なお、本資料は平成二十六年度に岡山シティミュージアムで開催した特別展「岡山に生きた豊臣家々備中足守藩 木下家資料」において、版本・板木ともに展示公開を行っている。その際に刊行した展覧会図録の中で、『桑華蒙求』の版本の修復に焦点を当てた記事を掲載しているので、拙稿ではあるが興味のある方は参照いただきたい。

〈注〉

(1) 『桑華蒙求』の代表的な先行研究として市井の研究者・吉田哲郎氏による記注が私家本として発行されている。吉田氏自身が手書きしたものを複製・製本したもので、部数はごく限られているが、岡山県総合文化センター(岡山県立図書館)で閲覧が可能である。

- ・吉田哲郎『年代順桑華蒙求一覽 扶桑之部』(私家本、一九九二)
- ・吉田哲郎『桑華蒙求記註』全八冊(私家本、一九八九〜一九九四)
- ・吉田哲郎『新桑華蒙求物語』全七冊(私家本、一九八七〜一九九〇)

また、近年では、同志社女子大学表象文化学部日本語日本文学教授の本間洋一氏により『桑華蒙求』の出典に関する調査研究成果や、関連の論文も発表されている。

- ・本間洋一『桑華蒙求』概略・出典覚書』上巻、中巻、下巻(『同志社女子大学 学術研究年報』第六三〜六五巻、二〇二二〜二〇二四)
- ・本間洋一『本朝世説』の基礎的研究と本文』(『同志社女子大学学術研究年報』第五六号、二〇〇五)
- ・本間洋一『本朝蒙求の基礎的研究』(和泉書院、二〇〇六)
- ・本間洋一『桑華蒙求』管見』(『同志社女子大学日本文学』十八号、二〇〇六)

〈付記〉

本稿を執筆するにあたりご協力をいただきました岡山県立記録資料館長 定兼学様、岡山シティミュージアム館長補佐 小野田伸様には、心より感謝いたします。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

(せと ゆうこ 岡山シティミュージアム)

高等学校教育における公文書活用試案

— 地方自治の学習と主権者教育 —

前田 能成

はじめに

私はこれまで高等学校地理歴史・公民科の教員として「日本史」「世界史」「地理」「現代社会」と様々な科目を担当した。昨年度より当館での勤務となったのであるが、自らの課題の一つとして「学校教育との連携」がある。公文書館における学校との連携は、既に多くの館で取り組まれている。全国の公文書館では、山口県立文書館「アーカイブズガイド—学校教育編—」^①や埼玉県立文書館の小学校・中学校社会科における学習指導案の提示のように、授業における具体的な活用法を紹介するところもある。当館でも本年度、高等学校教育研究会地理歴史・公民部会総会での資料紹介や施設見学、県総合教育センター研修講座を担当するなど、教員を対象とした連携事業を行なった。

学校教育の場では「博物館・郷土資料館等の施設の活用」^②が求められている。公文書館は利用者拡大という面だけでなく、児童・生徒たちを次世代の利用者という観点でとらえ、積極的にいかかわりを持つことが必要だと考える。

現在、学校教育との連携は、歴史教育の立場で取り組まれることが多く、公民教育へのアプローチの事例は少ない。公文書館は「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行なうことを目的とする施設」（公文書館法第四条）であり、公文書等は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者で

ある国民が主体的に利用し得るもの」（公文書管理法第一条）である。公民科の学習指導要領に示す「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」という目的からも公民科教育における公文書の活用は大きな可能性を持っている。

また十八歳選挙権が現実のものとなり、学校教育の役割は大きく、生徒たちに民主政治における世論の形成と政治参加について、これまで以上に考えさせる必要性がある。現行の学習指導要領においても政治参加の重要性について、様々な視点からの学習の必要性を示している。^③

ここでは高等学校「現代社会」の中で、生活と密接に関連する要素の多い地方自治の学習をとりあげる。地方自治は「民主主義の学校（ブライズ）」であり、地方自治の学習は、政治参加の意義を理解するだけでなく、課題を見つけ解決する取り組みについて考察する力が養うことが求められる。こうした学習に当館が保存している公文書がどのように活用できるかを三つの資料を例に試案を提示したい。

一 高等学校「現代社会」における「地方自治」の単元

「地方自治」の単元は、学習指導要領の内容「大項目（二）現代社会と人間としての生き方在り方」の「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」の中で、「民主政治における個人と国家について考察」させたいうえで「地方自治に触れながら政治と生活の関連について認識を深めさせる」^④に基づ

き設定されたものである。具体的には「現代社会のしくみと私たちの生き方」の「第二章 現代の民主政治と民主社会の倫理」「第二節 日本の政治機構と政治参加」の「地方自治の役割」の単元で扱う。^①ここでは、まず地方自治の考え方について「地方自治の本旨」である住民自治と団体自治のあり方や地方自治の仕組みについて学習する。次に地方自治の課題として地方分権の動きや、市町村合併の問題から現代の地方自治の課題を考察する。こうした学習活動の中で身近な地域に目を向けることは、学習の深化をはかるために大きな意味を持つと考える。以下「地方自治の学習」に活用できると考える当館の公文書の例を示すことにする。

二 『音の暴力を取り締まる条例関係綴』（一九九一／大気保全／〇〇四一）

岡山県が全国に先駆けて公布した「拡声機等による暴騒音規制条例」に関する公文書綴りである。内容は「昭和五十八年十二月議会における音の暴力を取り締まる条例の制定についての問答」「商工警察委員会会議録」「音の暴力追放に係る担当課長会議について」「暴走音抑止条例に係る打合せ会議の概要」「岡山県における騒音苦情の実態」等である。

「拡声機等による暴騒音規制条例」は昭和五十九年（一九八四）三月二十三日に公布された。条文の第一条には「この条例は、県民の日常生活に支障を及ぼすような暴騒音を発する拡声機等の使用を規制することにより、地域の平穏を保持し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」とし、拡声機放送の音量基準や禁止時間帯を定めるとともに、違反した場合の措置命令・罰則を規定する。また適用上の注意として第九条には「この条例の適用に当たっては、国民の基本的な権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようないものがあつてはならない」とし、憲法の保障する「自由権」を侵害しないものとしている。

この条例を制定する契機は、昭和五十八年（一九八三）十二月に県議会

商工警察委員会において「音の暴力の追放」に関する請願が採択されたことによる。以下その資料を示す。

【資料1】 ※原文は横書き

付託委員会 商工警察委員会

受理番号 請願十二号（五十八年十二月七日）

提出者 岡山県暴力追放会議 会長 伊原木一衛

（署名者 三三五、五三七人）

要旨 音の暴力を追放することについて

採否 採択

（請願の内容）

近年、右翼等が宣伝車を連ねて行う該当宣伝活動が活発、悪質化し、騒音による地域住民の迷惑、被害は計り知れないものがある。

特に、このたび開催された日本教職員組合の定期大会で、連日くり広げられた右翼団体等による宣伝活動は、耳をつんざくばかりの常軌を逸した異常な高音で行われ、会場となった湯原町はもとより、岡山市内各所においても、これら騒音によって電話、会話、会議などしばしば中断のやむなきに至り、しかもその内容たるや、聞くにたえない雑言や誹謗中傷の繰り返しで、およそ主義主張とはほど遠いものといわざるを得ない状況であった。

このような宣伝活動は、憲法で保障された表現の自由に名を借りたまことに卑劣な暴挙であり、無理やりに聞かされてきた私たち住民は、これまでただひたすらに耐え耐え、がまんがまんを重ねてきたが、これらはもはや忍耐の限度をはるかに超えた耳に対する暴行行為であり、憲法が保障する快適で平穏な生活を送る権利、すなわち生活権、生存権を踏みこじめるまさに暴力騒音である。

しかしながら、これら不当行為になされる暴力騒音については、現行法上では軽犯罪法の適用しかできず、それ以上の取り締まりを当局に期待することは困難な状態にある。

私たちは、このような現状をふまえ、このたび「音の暴力を取り締まる条例」の制定を強く要請する。

執行部の意見

近年、拡声器を車両に設置して行われる街頭宣伝活動が活発化し、騒音に悩まされる県民の不満がとみに高まっている。特に本年真庭郡湯原町において開催された日教組大会に際しては、連日常軌を逸した異常な高音の宣伝活動が繰り上げられたため、県民の取締りを望む声が今回の請願となったものと思われる。

ところで、この種の騒音を規制するための法令としては、軽犯罪法があるのみであり、警察では同法のみによってこれまで対処してきたところであるが、同法の罰則は拘留又は料料と大変軽いため抑止効果に乏しく、かつ、そのゆえに逃亡のおそれがあるとき、又は住居氏名が明らかでないとき以外は、被疑者を逮捕することができないという制約があるため、取締りの法令としては極めて不備なものであった。

このたびの請願は、県民の方々がこの種の騒音を排除し、地域の平穏を確保する必要を痛感されて、効果的に騒音を防止するための条例の制定を求められたものと受けとめている。警察としては、このような切実な県民の要望に応えて、この種の騒音の防止を検討するとともに、さらにこの際しばしば訴えのあるいわゆるカラオケ騒音なども一応検討の対象としてとらえ、一応、言論・表現の自由等の基本的人権を十分に尊重しながら知事部局等関係部局と協議をつくして、前向きな姿勢で対処してまいりたい。

写真1 資料一の請願に関する警察の意見

地方自治には住民の意思が反映されなければならない。その意思を表明する権利の一つである「直接請求権」に関する資料である。地方自治のしくみを学ぶ中で、直接請求権の一つである条例制定の具体的事例を紹介することで、地方自治には直接民主制の要素が取り入れられていることや、住民と知事・議会の関係を考察することが可能となる。この資料からは住民の署名（有権者の五十分の一以上）から議会への請願・採択までのながれを確認することもできる。

条例は昭和五十九年（一九八四）二月議会に知事が条例案を提案し、異例の慎重審議の結果、原案を一部修正議決し成立した。県議会での条例制定についての議論は『岡山県議会史』に詳しく経緯が載り、こちらでも地方議会の果たす役割を示す教材となる。これらの資料は昨今話題となっているヘイトスピーチ等の事例とあわせて「現代社会」学ぶ教材といえよう。

三 『知事選挙関係資料綴』（一九九二／公聴広報／〇〇〇一）

長野士郎岡山県知事の二期目の就任満了にともなう知事選挙（昭和五十五年十月一日告示、二十六日投票）に関する公文書綴りである。選挙では長野士郎氏が前回選挙と同様に全政党的推せん支持を受け、事実上独走の形で当選した。

綴りには投票を呼びかけるビラやチラシ、県選挙管理委員会作成の「岡山県知事選挙公報」、市町村別の詳細な投票結果等が載る。また長野士郎氏の「私の決意」、「立候補のことば」、「私の施策」といった政見放送や街頭演説等で使用されたであろう原稿をはじめ、県職員に対して行なった演説の原稿が残る。ここではその中の県民に向けた演説の原稿を示す。

【資料2】

皆さん今日は、長野士郎でございます。

このたび、岡山県知事に立候補するにあたり、二期八年間を通じて、お寄せいただきました皆様の暖かいご支援と、力強いご協力に対して厚く御礼を申し上げます。



写真2 選挙啓発のビラ

おかげさまで、私達の郷土「岡山県」は、他県にない充実をみ、県民所得などにみられますように、いろいろな分野で全国的にもかなり上位を占めるまで成長致しました。

しかし、将来を展望してみますと、今迄のような経済成長は期待できないとか、石油をはじめとするエネルギーの問題、あるいは高齢化が進むなど、私達の生活の周辺でさまざまな変化が予測されるのであります。

また昭和六十二年には、瀬戸大橋が完成し本州と四国が直結されることによって、岡山県は、西日本の中心的な位置を占めることになり、産業、交通、文化など、あらゆる面で、その先導的な役割を担わなければなりませんし、また県民の総力を結集して、そういう岡山県に仕上げていかなければなりません。

そのためには、県政の基本理念であります人間尊重、福祉優先の一層の浸透を図ることはもとより、広く県民の皆様は、愛と奉仕の心、人に尽くすことの大切さを、生涯の生きがいとしていただきたいと考えるのであります。

また今後の厳しい時代にあっても、県民の皆様は創造する力、自立心、互いの強い連帯感により、一つ一つ困難を克服して、着実に岡山県を発展に導いていただかねばなりません。

私は、従来にもまして、県民の皆様との対話を深めることはもとより、県政への参加をいただきながら、皆様とともに、あかるい清潔な県政を力いっぱい進めたいと存じます。

高齢化社会を迎えますが、元気な高齢者の人達には、積極的に社会参加をしていただけるような仕組みをつくり、介護のいる方々には、暖かい愛の手をさしのべたいと考えています。省エネルギーの問題も大切です。家庭生活、産業の両面からの工夫もいると思います。生活の基礎である家庭の機能の見直しや、地域とのかかわり、婦人の役割の強化なども新しい課題です。

また、文化の問題もないがしろにできません。恵まれた伝統と、豊かな蓄積の上に、新しい文化の創造に努力して参り度いと存じます。教育の内容の充実 生涯にわたっての教育の機会が得られるような努力が必要です。

私達の生活に直接関係する環境の整備も急がなければなりませんし、何時でも何処でも、恵まれた医療が受けられるような体制の整備はもとより、スポーツのより一層の普及、食生活の改善など活力あふれる健康づくりに、つとめて参らなければなりません。

また県の南部と、北部の結びつきを高め、それぞれの地域の個性を生かしながら、より調和のとれた発展をめざしていくために、地場産業の育成と、雇用の安定、農林、漁業の振興など、数多くの課題があります。

岡山県は今、将来へ向けて非常に重要な時を迎えております。私はこうした時に、県民皆様の英知と、努力をもとに、「住んでいてよかつたなあ」と、思えるような活力ある理想的な岡山県づくりに、力の限り取り組んでまいりたいと存じます。

県民皆様の、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

民主政治における世論形成と政治参加の意義については従来から公民科で取り扱われているが、政治の意義や制度に関して、知識を暗記することどまり、現実の具体的政治事象を取り扱うことは少ない。満十八歳以上の者が選挙権を有する（地方議会選挙や首長選挙等も同様）ことをうけ、望ましい政治の在り方と政治参加の在り方、政治参加の重要性についてこれまで以上に理解を深めさせねばならない。

そのためには生徒自らが有権者としての判断を適切に行うことができるよう、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていく学習を進めることが重要である。その際、資料を用いて現実の具体的な政治的事象

を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会などの実践的な活動を取り入れることも必要と考える。

資料は過去の知事選挙ではあるが、これからの県政を担おうとする候補者の「生の声」であり、こうした資料の持つ力は大きい。資料を読み、当時の課題を具体的に論述することで、地方自治の在り方について考察することも可能である。また模擬選挙等のワークショップでは、現在の地域が抱える課題の現状やそれに対する自分の意見をまとめる際の参考となる。さらに「地方自治の本旨」^①の一つである団体自治についても資料の内容から読み取ることができる。

四 町村合併関係資料

平成十二年（二〇〇〇）四月に「地方分権一括法」が施行され、地方自治体は国と対等の地位に立ち「自治事務」と「法定受託事務」とを自らの責任で行う制度に変わった。住民のための地方分権を実現させるためにも、基礎的自治体である市町村の果たす役割は重要になった。こうした動きの中で、行財政基盤の強化を図るために「平成の大合併」といわれる市町村合併が推進された。これまでも「市制・町村制」に基づく「明治の大合併」や新憲法下での地方自治の確立を目指す「昭和の大合併」と呼ばれる二回の大きな合併があり、当館にも図に示す「昭和の大合併」に関する公文書が残る。

中でも「町村合併関係綴」は昭和三十一年（一九五六）六月の新市町村建設促進法制定に伴い、県が策定した合併計画に関する公文書綴りである。新市町村建設促進法は、前法の町村合併促進法で実施できなかった未合併地域の合併を目的とし、合併促進にあたっては、県知事の



写真3 町村合併計画案
(昭和31年9月17日)

勧告や必要に応じて内閣総理大臣の勧告などを活用して、強力で推進することが求められた。この合併計画にあげられた地区は、十六地区（関係四十二町村）であったが、何れも複雑な事情を抱えており、合併は難航を続けた。^②

綴りにはこうした未合併町村の合併促進をすすめるための「町村合併計画案」や知事勧告が行われた町村の一覧表、「未合併地区の概況」等が載る。

「昭和の大合併」は終戦後に行われた新制中学の設置管理、消防、自治体警察の創設に関連して、新しい事務などを効率的に処理するために行われた。資料からはその実施が強力に推進されていることがわかる。これに対し「平成の大合併」では合併に伴う住民投票が多く自治体で実施されている。これら二つの合併に至る過程を比較し、国や地方公共団体の在り方についてディベート等の学習活動を実施することも可能である。また合併関係の資料から地域住民の考え方を読みとり、市町村合併と我々の生活との関係を考察することもできる。

おわりに

今日紹介した公文書は所属年限から三十年経過しているものの一部である。そもそも公文書はそのすべてが地方自治に関するもので、歴史公文書

簿 冊 名	所属年度	簿冊請求番号
町村合併関係綴	昭和31年	1991/地方/0014
岡山県市町村の変遷・合併綴	昭和35年	1993/地方/0001
昭和37年度 一般行政 県南広域都市建設関係 合併申請書綴	昭和37年	1991/地方/0015
合併協定書	昭和41年	1991/地方/0012
町村合併一覧表	昭和49年	1992/援護/0044
岡山市・藤田村合併協議関係資料(昭和49年11月) 岡山市・藤田村合併協議会	昭和49年	1991/地方/0016

表 市町村合併に関する当館所蔵公文書 (一部)

等はより良い地方自治を実現するために、これまでの行政を検証し今後の政策決定等に活用するとともに、将来の県民への説明責任を果たすためのものである。こうした公文書等が「国民共有の知的資源」であることを、次世代の利用者である高校生に認識させるためには、学校教育の果たす役割は大きい。

当館ではここに挙げた以外にも、過去の国政選挙や様々な条例、「平成の大合併」等の公文書を保存する。また地方自治の課題の一つである地方交付税に関する公文書も残る。地方創生が求められている現在、地域をつくる市民として、単に選挙権を行使するだけでなく、積極的に地域とのかかわりを持ち、自分たちの手で未来をかたちづくるうとする態度を育成するために、身近な地域の具体的な事例を示す公文書は、学習の深化や発展に大きな役割を果たすと感じている。

今後はさらに現代社会をとらえる見方や考え方の基礎としてあらたに学習指導要領に示された「対立」と「合意」、「効率」と「公正」の考え方や、基本的な人権等に関する公文書の活用など、さらなる公文書の教育利用を考へるとともに、具体的な活用法を提示していきたい。

〈注〉

- (1) 山口県立文書館ホームページ <http://ymonjo.yrn21.jp/>
- (2) 埼玉県立文書館ホームページ <http://www.monjo.spec.ed.jp/>
- (3) 高等学校学習指導要領総則 平成二十一年 文部科学省
- (4) 西沢 均「公文書館における授業連携の一例」(国立公文書館『アーカイブズ』三〇号 平成十九年)では高等学校「現代社会」及び「政治経済」の「新しい人権」で現用の公文書の公開や、公文書館の存在意義、また「プライバシーの権利」について「神奈川県立公文書館条例」などを使った問題解決型学習の可能性を示す。また学校社会科公民分野での「厚木基地騒音関係書類」を使い日米安全保障条約と基地問題を考える学習指導案が載る。
- (5) 『高等学校学習指導要領解説 公民編』 平成二十一年 文部科学省
- (6) 前述 (5)

(7) 教科書の単元構成の例は『高等学校新現代社会』(平成二十六年 帝国書院)による

- (8) 『岡山県議会史 第十編』 平成七年 岡山県議会 一九六二頁
- (9) 前述 (8) 一一二一～一二二七頁
- (10) 『岡山県政史 昭和第三編』 昭和六十三年 岡山県 八一三頁
- (11) 地方自治の本旨とは、「地方自治の本来のあり方」のこととされ、「団体自治」と「住民自治」の二つの要素からなるとされる。団体自治とは国から独立した地方自治体を認め、その自治体の自らの権限と責任において地域の行政を処理するという原則のことであり、住民自治とは行政を行う場合にその自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うという原則のことである。
- (12) 『岡山県政史 昭和後期編』 昭和四十四年 岡山県 一七三頁～一七四頁

〈参考文献〉

- 『私たちが拓く日本の未来【活用のための指導資料】有権者として求められる力を身に付けるために』 平成二十七年 文部科学省・総務省
『未来につながるまちづくり 地方自治と市町村合併』 平成十六年 財団法人日本経済教育センター

(まえだ よしのり 岡山県立記録資料館)

大学生に語った資料保存と整理

— 岡山商科大学博物館実習 —

上井良子

はじめに

平成二十六年度より、当館は岡山商科大学の博物館学外実習講座（古文書・典籍の取り扱い）のひとつとして受け入れている。ここでは、平成二十七年の実習で語った実習内容の一部を紹介する。

この実習では、資料の保存や整理への取り組みを通して、公文書館（文書館）としての機能を持つ当館の役割を知ること、実際に資料の整理を体験することで、これらの資料を保存していくことの重要性を理解させることをねらいとしている。

一 資料保存

（1）資料の状態把握

ここでは、資料を保存していく上で注意すべき点を解説した。資料の劣化の状態を見て、その原因を調べ、劣化を防ぐ対策を取らなければならぬからである。

資料は長年保存していると傷みが生じてくる。保存状態がよくない状況下ではなおさらである。虫や小動物による虫食いや糞の被害（虫損）が多く見られるが、水害や雨漏りなどで起こる水損としてカビの繁殖や、紙同士の間接、濡れ染みなども多い損傷である。また、カビや細菌類による被

害としてはフォクシングと呼ばれる茶色い斑点やフケ（紙の強度の低下）が生じる。これらの要因としては、高温湿度、光、酸素や大気汚染物質を含む空気、埃やゴミ、そして人の手の汚れや脂が影響していると考えられている。

特に、戦時体制下から戦後における原料の供給制限のあった時代に酸性紙で作成された書類は、もはやほとんど茶変色や亀裂などの酸性劣化が起きている。

比較的新しい資料や公文書などではホッチキス、クリップ、セロハンテープや粘着タイプの付箋による損傷が見られる。資料を綴じるための手段として用いられているホッチキスやクリップは年数が経つとサビが付着し茶色く型が残ったり、外れなくなったりする場合がある。テープ類や付箋は粘着部が変色したり紙に残ったりする。また、外す時に紙の表面を剥がしてしまうこともある。これらは、資料作成時や資料調査の際に使用されているが、使用時には将来的にこのような損傷が生じることを予想していなかった場合が多い。このことについては、今後の使用を止めると共に、ホッチキスやクリップを取り外して綴じ直したり、付箋を粘着のないものに換えたりするなどの処置が必要となる。（写真1参照）

写真1 資料劣化の状態

《資料劣化の状態》(写真1)



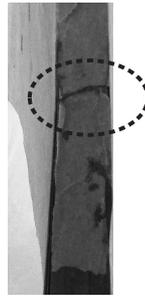
〈虫 損〉



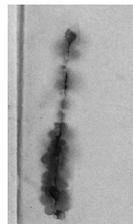
〈フォクシング〉



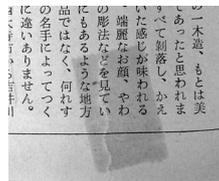
〈フ ケ〉



〈亀 裂〉



〈ホッチキスによるサビ〉



〈セロハンテープによる変色〉

(2) 保存と管理

それでは、このような資料劣化を防ぐためにはどのようなようにしたらよいのか。当館は保存と管理の対策を立て、資料を大切に扱い、現状を少しでも維持しつつ後世に引き継ぐ努力を続けている。ここでは、資料の様々な管理方法についての解説を行った。

資料の保存には、中性紙の保存箱や封筒を用いている。最近では段ボール箱や紙袋で受け入れることが多い。燻蒸を済ませた後、入れ替えをして書庫へ配架している。資料に挟み込む付箋も中性紙の用紙を短冊に切って使っている。資料をまとめて括る時は無漂白の布紐を使い、ビニール紐で括られていた場合はその都度布紐に括り直している。帳外れの資料は、こよりで綴じ直したり、薄葉紙で包んだりしている。このように、直接資料に触れる保存物品は素材を選んで使用している。

次に資料を保存していく上での取り組みについて紹介する。当館では、資料管理として書庫内環境整備と燻蒸を行っている。書庫内環境整備として一番気をつけていることは、書庫内の温度・湿度の管理である。特に夏場の高温多湿は、虫の発生しやすい条件であることやカビの発生につながり、資料にとって最も悪条件となる。温度は二十二度から二十五度、湿度は四十五から五十五パーセントが保てるように、空調で調整を行っている。空気の循環も必要であることから、今年度からサーキュレーターを本格的に併用している。また、貴重書庫やフィルム保管庫は冬期を除いて二十四時間空調を行っている。

書庫内清掃も定期的に行っている。これは、古文書整理ボランティアの協力が大きな成果を生んでいる。一か月に二回、掃除機掛けや床の空拭き掃除をしていただいている。埃や作業で出たゴミ、虫の死骸などは虫発生の温床になるため、できるだけきれいな状態が保てるよう、ぎりぎりの清掃回数を持している。人間的にも限りがあるため年末の特別整理期間中には、当館職員が普段手の回らない書架棚の埃を取るため空拭き掃除を行っている。

また、専門業者に環境調査を依頼している。ひとつは、虫の発生の多い五月から十月にかけて一か月ごとに害虫トラップを設置、交換して、徘徊虫等の捕獲を行い、害虫の捕獲数や種類を調査している。調査をもとに業者のアドバイスをもらいながら、虫の侵入経路や内部発生の対策、資料への影響を考えたりしている。もうひとつは、温湿度の測定、浮遊塵、浮遊菌の調査、酸アルカリ度の調査を行っている。空气中に含まれる塵や菌が多いと虫やカビの発生につながるため、清掃や温湿度管理の目安になっている。このような種々の調査の結果を受け、専門業者からは現状の把握だけでなく、今後の改善点やその方法を提案いただき、よりよい環境づくりへとつなげることができている。

その他、書庫入り口での履物の履き替えや粘着フロアマットの使用、ドアや換気口回りの隙間塞ぎなど塵、ゴミ、虫類の侵入を防ぐための試みを

行っている。

次に当館が行っている資料燻蒸について紹介した。四種類の方法を資料、季節など条件に併せて行っている。まずひとつは薬剤を使用する方法で、当館では専門業者へ持ち込んで行っている。公文書の薬剤燻蒸を年二、三回委託しており、その際薬剤燻蒸が必要と思われる新たに受け入れをした古文書を燻蒸している。殺虫(卵)、殺菌、防カビを目的としており、一度に大量の資料を燻蒸できる利点がある。

薬剤を使わない方法として、低温処理、低酸素濃度処理、二酸化炭素処理の三つの方法を用いている。低温処理は冷凍庫へ入れる方法で殺虫、殺卵に効果がある。一般的にはマイナス二十度からマイナス三十度で五日から二週間が目安とされており、当館ではプラスチック容器に入れ、マイナス二十三度で二、三週間入れている。資料を出した時には、急激な温度変化による結露に注意しなければならない。ペーパータオルに包むといった工夫が必要になる。年間を通して行える燻蒸方法である。

低酸素濃度処理はいくつか方法があるが、当館では脱酸素剤を用いて、酸素濃度〇・三パーセント未満にすることで酸欠状態にして殺虫する方法を用いている。温度や害虫の種類などによって処理期間が異なり、二十五度以上で三、四週間が効果的なようであるが、二十度では殺虫効率がかなり下がり、期間も長くなる。

二酸化炭素処理は約六十パーセント濃度の二酸化炭素によって殺虫、殺卵を行う方法である。当館では専用のテントに入れて、室温二十五度以上を目安に六月から十月の間、二週間ずつ資料の入れ替えを行っている。低温処理と低酸素濃度処理は人体や環境に安全であるが、高濃度の二酸化炭素は人体への毒性が高く、ガスの取り扱いに注意が必要である。しかし、前者二方法に比べ一度に多くの資料が燻蒸できることや比較的气体が安価であるため、当館で最も多くの資料を燻蒸している方法である。(写真2

参照)

写真2 資料保存対策

《資料保存対策》(写真2)



〈書庫内保管状況〉



〈害虫トラップ〉



〈低酸素濃度処理〉



〈低温処理・冷蔵庫〉



〈二酸化炭素燻蒸〉



〈粘着フロアマット〉

二 資料整理

今回実習のため来館した学生たちは法学、経済を専攻しており、古文書に接することはほとんどなく、資料整理とはどのようなものか全く未知の世界のはずである。まずは、当館が行っている古文書の整理の流れや方法解説し、資料を扱う心構えともいえるべき点について説明した。

(1) 資料整理の一般原則

かつての資料整理は、「土地関係」「租税関係」といったような主題別に仕分けする方法が多く用いられていた。一つの主題に絞って調査を進めて

いく上では便利な整理方法である。また年代別、形態別に分ける方法もある。しかし、残されていた資料のまとまりには何か意味があったのではなか、と考えたとき、そのまとまりを崩してしまったら、まとまりの意図や資料のつながりが分からなくなり、資料が伝えようとした情報をなくしてしまふ恐れがある。そこで、現在では次のような原則に基づいて進められている。

一つ目は、「平等取扱いの原則」である。内容や点数で資料群の取り扱いに差があってはならない、破片や断簡も粗末に扱わない、資料群からの部分収集を行わないなど、すべての資料に同等の価値があるとして平等に取り扱うというものである。二つ目は「出所の原則」で、ある出所の資料群を、他の出所資料群と混同させてはならないという基本的な原則である。三つ目は「原秩序尊重の原則」で、実際に資料が使われていた当時の配列状態（原秩序）をできる限り尊重するもので、保存形態の現状をむやみに変えないという原則である。そして、四つ目は「原形保存の原則」である。これは、資料の原形、文書の折り方、綴じ方、包み方などをむやみに変更してはいけないという原則である。そのためには、整理をする前の状態を記録しておくことも必要となる（現状記録の原則）。

(2) 当館の資料整理の流れ（古文書の場合）

当館では、古文書の整理を次のような流れで行っている。

- ① 受け入れ
受け入れ段階の収納容器に受け入れ年月日、受け入れ先の地域や名前を書いた用紙を貼り、他の資料群と混ざらないようにする。
- ② 保存状態の確認
汚れ具合や傷み具合の確認を行う。ゴミや虫の死骸等がある場合は取り除く。
- ③ 燻蒸
汚れ具合や受け入れ時期によって燻蒸方法を選択する。汚れがひどい

場合や保存状況があまりよくなかったと思われる場合は、専門業者での薬剤燻蒸に出し、それ以外は、冷凍燻蒸や二酸化炭素燻蒸を行う。

- ④ 燻蒸の終了
残っているゴミ等があれば取り除く。

- ⑤ 資料の概要調査

資料のまとまりや年代、内容を把握し整理方法を定める。

- ⑥ 資料保存箱への収納

- ⑦ 資料番号の付与

番号を書いた付箋を資料一点一点に挟み込む。

- ⑧ 資料カード作成またはパソコンによる資料情報入力

資料情報を資料整理カードに書き込む（資料整理ボランティア）。

パソコンでエクセルまたはデータベース画面への入力を行う。

資料がきれいな状態で保存されており、資料点数が少ない場合や、燻蒸の都合によっては、⑤⑥⑦⑧の作業を燻蒸の前に行うこともある。

(3) 当館の資料整理方法

資料整理は一般原則を踏まえ進めているが、分類による整理を行っているのも現状である。最近の受け入れ資料は、直接蔵や箆笥から持ち出されたものがほとんどなくなり、受け入れ段階ではすでに複数の手で元々の状態が崩されている。それは自治体史等の資料調査や整理の後箱詰めがされた資料や、所有者が段ボールや紙袋などに入れて持参した資料など状況は様々であるが、到底元あったままとは考えられない場合が多い。そのような状況を見極めながらの作業となる。

ただし、受け入れ時の資料の収納からは作成当時の原秩序が見受けられない場合であっても、資料が紐や袋で一括にされているものがある場合は、そのくくりを崩さずに扱う。内容に関連があるものであったり、年代ごとまとまりがあったりするからである。重なっている資料の上から順に資料番号をつけ、資料の並びを替えないようにしている。

その他無造作に収納されている資料については、次のような分類をし、それぞれの資料群にあった整理方法を探っている。

a 年代による仕分け

江戸時代以前と近代以降の資料とが混ざってしまっている場合は、まず近世と近代の資料に分ける。そして年代順にする。

b 形態による仕分け

帳簿（縦帳、横帳、冊物、綴り物）、一紙物、一括資料など資料の形態で分ける。但し、帳簿と一紙物に関連性があることがわかる場合は、近い番号でまとまるようにする。一括資料は崩さない。

c 内容による仕分け

土地、租税、願書、諸入用帳、書状、役場関係、家関係など内容によって分ける。

これらの仕分けを元に、年代の古いものから新しいものへ、国政、藩政、村関係、家関係の順に主体を絞って資料番号を付けていく。これは、その資料群がいつ頃の年代のものか、どのような種類の資料を所有していた家や村のかなどを判断することに役立ち、その資料群の特徴を見出すことができる。また、形態によって分けることの利点は、古文書箱に整理して収納しやすいことである。様々な形態の資料を重ねると、箱の中で崩れたり、曲がったりして資料を傷める原因につながる。また、きれいに箱の中に収納することで、資料出納の際にも出しやすくなる。そのため、原秩序が保たれていないと判断した場合は、a、b、cを組み合わせて資料番号を付ける順番を決めている。

(4) 古文書について

最後に、学生たちが普段、ほとんど目にするのではない古文書について、簡単に触れた。古文書とは、文字通り「古い書き物」という意味であり、記録や著作物などのことを一般的には呼んでいる。紙に書かれた書状や、願書、帳簿類が古文書としては馴染みがあるが、木、石など書かれている

ものも古文書として扱われる。古文書の種類は、幕府や藩に関係する武家文書、村方文書、町方文書、商業（商家）文書、寺社文書、宿場文書などと大きく分けられる。当館資料には、村方や役場資料、私的な家の資料が多い。紙資料は、主に一枚紙のまま使う一紙文書と、綴じ合わせて使う冊子文書の形態がある。一紙文書も冊子文書もともと全紙といわれる一枚の紙を折ったり、切ったり、重ねたり、用途に合わせて形態を換えることでそれぞれの書き物ができあがる。ここでは、『図録 古文書入門事典』（柏書房）に掲載されている古文書のかたちの図を紹介し解説を行った。そして、休憩時間には展示を見せた。学生たちは古文書を読んだ経験がないので、内容は元より古文書の形態や資料の配置の仕方に注目するよう語った。

三 実習

右の説明後、今回の実習では、浅口郡乙島村の役場資料の整理作業を経験させた。この資料群は、当館が収集して間がなく未整理の資料であるため、整理の全工程を体験できることや、資料点数が少ないことが実習に選んだ理由である。また、くずし字がほとんど読めないことを前提に、幕末から明治以降の資料で楷書または草書程度にくずされた文字の資料が多いことも理由の一つである。

実習に入る前に、もう一度資料整理上の注意を伝えた。そのうち、手をきれいにしておくこと、腕時計、指輪を外すこと、鉛筆の使用や資料への書き込みの禁止という点に気を付けるように指導した。

資料整理は、①資料を箱から出して掃除をする。②簡単な仕分けをして仮番号を付ける。③資料カードを作成する。という三つの作業を行った。

この資料群は、受け入れ時の仮調査で原秩序は保たれていないことを確認しているため、分類方法を用いることにした。まず、段ボールに入っている燻蒸済みの資料を薄様を敷いた机の上に丁寧に出して並べる。資料に細

かいゴミや虫の糞、死骸などがなければ確認し、ある場合は刷毛や掃除機で取り除いていくが、資料は全体的にきれいな状態だったため掃除は形式的なものとなった。資料の分類は、主に年代ごとに分けることにした。和暦を書いた用紙を用意し、そこへ該当する資料を置いていき、その後編年をするという方法を取っている。これは、古文書整理ボランティアの方々が整理するときにも採用している方法で、資料整理の経験がなくてもできる整理の第一歩とされている。時間が限られているため実際にできる作業はわずかであり、一人が数点ずつ仕分ける程度であった。そして最後に、資料カードの作成を行った。それぞれこの資料なら読めそうだと思うものを選び、実例を参考にしてカードに書き込んだ。表題、年代、形態、数量、作成者を分かる範囲で書き込むようにした。活字の資料もあり、初めての作業ではあったが、職員に尋ねながらカード作成を行うことができた。

おわりに

岡山県立記録資料館は、岡山県の記録を伝える公文書や古文書などの記録資料を保存し一般の利用に供するため、公文書館の機能を持つ施設として開館した。一般に公文書館ではアーキビストと呼ばれる専門員がその機能を果たしている。博物館とは機能も異なるが、古文書を扱う歴史系の博物館とは共通しているところが多い。そこで当館での実習は、書庫内見学で公文書の収蔵状態も見せたが、主として古文書の整理、保存について学ばせることにした。資料の扱いについては博物館と全く同じであり、大切なことは整った環境のもとで保存し、丁寧に扱うことである。何十年も何百年も先になっても、先人が残した経験や足跡を振り返り、役立てることができるように整えておくことが私たちの役割であると考えている。

学生たちはいくつかの機関で、それぞれ特徴のある実習をしているが、当館の実習を通して、あまり縁のなかった公文書や古文書にも興味・関心を持ち、新たな学芸員、または資料取り扱い専門職員としての役割を習得

できたのではないかと思っている。

〈参考文献〉

- 大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』（吉川弘文館 昭和六十一年）
国文学研究資料館史料館『史料の整理と管理』（岩波書店 昭和六十三年）
若尾俊平『図録・古文書入門事典』（柏書房 平成三年）
安藤正人『記録史料学と現代』―アーカイブズの科学をめざして―（吉川弘文館 平成十年）
大西愛『アーカイブズ事典』（大阪大学出版会 平成十五年）
独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所『文化財害虫事典』二〇〇四年改訂版（クバプロ 平成十六年）
定兼学「古文書の整理・保存に関する諸理論と地方史研究について」『岡山県立記録資料館紀要』第八号（岡山県立記録資料館 平成二十五年）

（うわい りょうこ 岡山県立記録資料館）

【企画展関連研究】

明治初期小田県の地域学習結社

— 興讓館と一新社の記録から —

近藤萌美

はじめに

備中・備後地域では啓蒙所が備後国安那郡栗根村（現広島県福山市）の医師窪田次郎の提唱によって明治四年（一八七二）二月六日に深津村で始まる。男女七〜一〇歳までの教育を担い、人々の寄付により地域で運営された。同年十一月十五日より備中全域と備後六郡が深津県の管轄となり、翌五年六月五日小田県と改称され、同六年一月東江原仏眼寺、西江原旧交易会所、高屋村西村武平治宅に啓蒙所が設立された。高屋村では五年七月の段階で七〜一〇歳までの男女に対して、年々出版される翻訳書や新聞を読むことを提案するなど文明開化の潮流も取り入れた教育が構想された^①。

本稿ではこの窪田が学んだ阪谷朗廬をはじめ、その甥坂田丈平（警軒）が経営した興讓館において明治初期に取り組まれた洋学撰取の結社をとりあげる。なぜ小田県において、活発な啓蒙活動が可能だったのか。その要因を興讓館と一新社の活動から読み解いてみよう^②。

まず一では嘉永六年（一八五三）に阪谷朗廬を迎え一橋領井原知行所に創設された興讓館と阪谷朗廬の思想について概説し、次に二において明治五年から結ばれる「一新社」の活動の具体像について資料を紹介しながらみていきたい。

本稿は平成二十七年年度企画展「岡山PRIDE」の調査報告である。

一 興讓館間取図と阪谷朗廬の創学精神

草創期の興讓館を推測するのに興味深い間取図が井原市教育委員会に残されている。「興讓館間取図」である。（写真1）大工らに指示のためにそ

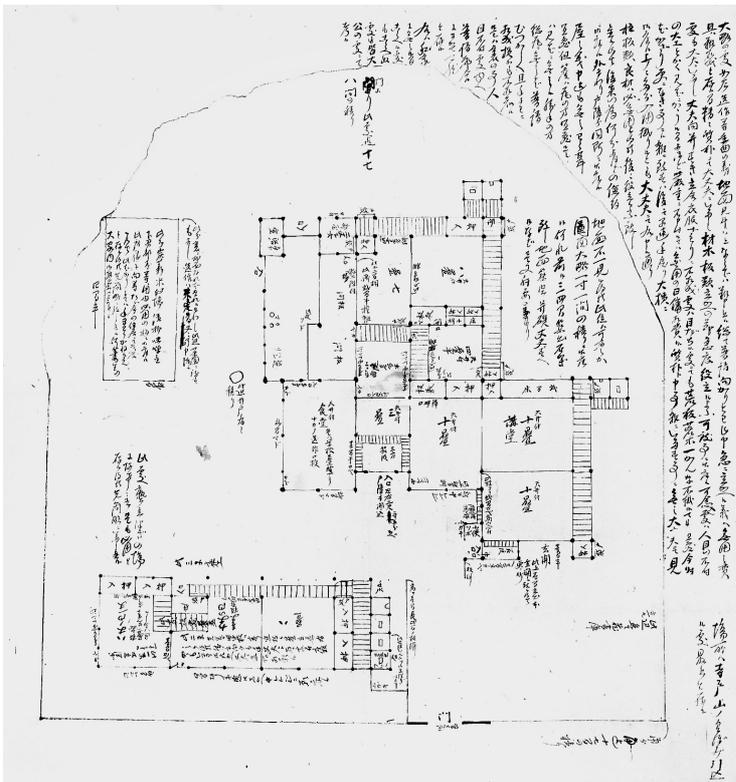


写真1 興讓館間取図（井原市教育委員会蔵）

の計画、間取りについておおよそ一間（一八二cm）を一寸（三・〇三cm）（五十四分の一の縮尺）で示している。講堂・居室・食堂・下女部屋・クド（竈）浴室、離れにある南西の三間（塾）などは、興讓館高等学校に残されている「嘉永六年興讓館創立之時建物平面略図平面略図」と共通するが、それ以外はまだ書き記されていない。また「平面略図」では講堂の真後ろに居室がきているが、この間取図では西よりに描かれているなど、実際の間取りと異なる点もいくつか見つかる。建物の周囲に書かれた指示書に「此処塾立つぎの場にあけ置、是も必用と存候得共先簡略ニいたし置候」「此分炭薪米白場、漬物、味噌置、下男部屋等ニ用ゆ必用の物ニ御座候、此所勝手向等たゞ今の住居ニて考合候得者此ばかりにてハ手まわりかね候わんと存候得共、先簡略ニ致し置候」「此分裏ニ地面あればそれ江まわし此辺菜園ニ致すもよし、造作ハ未定候間、又々可申陳候」などであるように、建物の主要部以外はまさに計画中の設計図であると考えられる。

図面の外周には長文の土工への指示書があり、この図面を作成した人物の興讓館へ寄せた思いが窺われる名文であるので紹介したい。

大略の処如左、造作等委曲の義ハ地面見計候上ならでハ難申上候、総て普請向かりとわ乍申、急ニ立かへ候義ハ無用之費、且ハ難相成と存候間精々質朴ニて大丈夫ニいたし、材木板類立かへの節急度役立候よふ可致事ニ御座候、可念入処ハ人目の不付処も丈夫ニいたし、丈夫向并すき立合衣服ざわりニ不相成処ハ目だち候処ニても荒板・荒木一かなな不掛候ても宜敷、今時の大工とかく見ばニかゝり候間、よほど厳重ニ不申付候てハ無用の日備相費候、質朴ト申事雜ニいたす事ニ無之、大丈夫ニて見ばかざり更ニなき事ニ候、雜ニ致すハ後ニて早速手戻り大損ニ御座候、少々多分入用掛り候とも大丈夫ニて右申候通り柱板類良材ハ必無用ニ候得共、後ニ役立候よふ致し置候得者後來の為何分よほどの儉約ニ御座候、外まわり、戸障子同断ニ御座候、屋之義申迄も無之、わら葺宜敷、但簷ハ瓦の方宜敷、是ハ見ばニ無之候、勝手の方総瓦ニ無之ば普請むつかしく、且手よわニ相成損かも不相知候、是ハ

裏の事人目不付処ゆへ普請都合にまかせ可然と存候、右ハ私家に無之候間、こしらへ候処もこしらへぬ処も皆大公の処ニて考候

此ニま、先生より学校江寄進致候置立具有之候得共、勝手向よりも手丈夫ニト存候処ニ付、座板、かもし等御取かへ丈夫ニ造作相願候

最近の土工は見栄えをよくしようとするが、それが無用の費用となっていることが多い。質朴というのは雑にするのではなく、丈夫で見栄えや飾りが全くないことである。雑にするのは後々修理が必要で大損になってしまうので、少々費用がかかっても丈夫なのがよい。柱板類良材は無用であるけれども、後々役立つように作っておいたら将来のためによほどの儉約になるだろうといっている。見栄えよりも丈夫なしつらえにすることを強調しており、興讓館が永続する教育拠点となるようにとの、作成者の強い思いが感じられる。筆跡から作成者は断定はできないがここには阪谷の精神が込められているだろう。

興讓館を教育拠点として確立した初代館長阪谷朗廬の略歴と彼が形成した思想を略述する。文政五年（一八二二）川上郡九名村（現井原市美星町明治）坂田良哉の三男として生まれた。本名素、通称素八郎。同十年（一八二七）代官手代となった父・坂田良哉について大坂に移住、奥野小山・大塩中斎に師事した。天保三年（一八三二）に父の転任により江戸に出て昌谷精溪に師事。その後昌平坂学問所の教授であった古賀侗庵の私塾に入った。嘉永四年（一八五一）二十六歳の時、母の大病をきっかけに帰郷すると、伯父で医師であった後月郡築瀬村の山鳴大年と義父である山成直蔵の支援を受け、築瀬村に私塾桜溪塾を開塾した。その名声を聞きつけた備前一橋藩領（三万三五〇〇石）の江原代官友山勝治の企てにより、同六年（一八五三）朗廬を招いて郷校を設置。翌年より興讓館と称した。明治元年（一八六八）まで興讓館の経営に専念。明治元年、広島藩主浅野長勲の招きを受け、甥の坂田丈平（警軒）に館長の座を譲り広島に移住。同四年（一八七二）の廢藩置県後に江戸に移住し、同六年に文部省に出仕。近代日本最初の学術結社である明六社に漢学者として唯一参加するなど活躍し

た。同十四年（一八八一）一月十五日、小石川春日町の自宅で死去。享年六〇歳であった。⁵

朗廬の学問の特徴として開国思想があげられる。文久二年に発表された「壬戌夏田舎ばなし」には次のような一節がある。

攘夷々と申して、ただ一分を守り、彼を知る事の出来ず、国の開けぬよう縮み込み候事、もつての外の義に候。（中略）外国へ人を出し候義などは、一日おそければ他日数年の滞りにあい成り、はなはだ急ぎ候事に候。旧庄屋風に弊習を守り候は、いつも外国人より先を取られ、嘲られ候事、だんだん聞き及び候。（中略）我より押し渡り、大融通を付け、和戦交易之権、我にある時は、国家の利とあい成り候とも、害にはあい成らず候。⁶

このように朗廬は相手を知ることが大切であり、そのためには「和戦交易之権」を積極的にとっていくことが「国家の利」となると述べている。

元治元年（一八六四）四月、久坂玄瑞が興讓館に來訪。攘夷論を唱える玄瑞と開国論の朗廬が激論を戦わしたことが、朗廬の四男芳郎によって昭和五年（一九三〇）に記された「朗廬先生行状ノ記」にも特記されている。⁸

芳郎の「行状ノ記」には合議説を唱えたことも特筆されており、慶応三年（一八六七）大原左衛門督宛の書を紹介している。「合議の法を立て、天下人心の平均する所を計り、画一の制を定め、規律一定せば、天子と雖も亦、犯すを得ず。億兆合一、以て一人に奉じ、先づ諸藩をして罪有る者は自ら其の当る所を奏せしめて合議論定す。是れ立法正大の始也。」⁹とし、合議を政の根本に置くことを重視している。

芳郎の「行状ノ記」には、この他にも朗廬が西洋科学技術の勉学を奨励した「白鹿洞書院揭示説」なども紹介しているが、主に「開国論」「合議説」の二点が後世に伝えられるべき朗廬の特徴と考えられていたとみてよいだろう。¹⁰

二 坂田警軒と一新社の活動

二代目館長の坂田丈平（警軒）はこの朗廬の開国思想と合議説から多大な影響を受けた。丈平は天保一〇年（一八三九）川上郡九名村において朗廬の兄友次郎の子として生まれた。嘉永四年（一八五一）に朗廬の桜溪塾に入門後、興讓館に入学。ここで朗廬の「開国論」と「合議説」の薫陶を受け、維新後実践していく。明治元年（一八六九）、朗廬が広島藩の招聘を受けたことにより後任として興讓館館長に就任した。以後、実質的には明治二〇年（一八八七）まで館長として興讓館の経営に携わった。明治六年（一八七三）小田県巡教師に任命され、県内の教育の発展に努め、同七年より窪田次郎らと共に小田県権令矢野光儀宛に「民撰議員設立建白書」を提出、臨時議員の開院を主張、同八月笠岡の地福寺で県内初の小田県臨時民撰議会が開催された。同十二年（一八七九）岡山県会議員、同初代議長に選ばれ地方議会の整備に努力する一方、両備作三国親睦会を組織、県内の自由民権運動・国会開設請願運動の先頭に立った。同十三年（一八九〇）、第一回帝國議會衆議院議員選舉、同十五年（一八九二）第二回同選舉に當選。同志社、慶應義塾教授、高等師範学校教授にもなった。同三十二年（一八九九）八月十五日、東京青山の自宅において六十一歳で死去。¹¹

明治五年（一八七二）四月にこの丈平を中心に興讓館を拠点として学習結社「一新社」が結成された。井原市にはその規約が残されている。¹²

一新社盟約の大意

海宇沿革して人智漸く開け我聖代日に熾、付に盛にして文明開化の域に進と雖も窮邑僻郷の人に至ては未だ五大洲の名称をも諳知せず。因循偏固にして徒に旧習を守るのみ慨嘆に勝ゆ可けんや。仰願くは協同心して一人別一時十円の金を投し、毎年開版の群籍を獲、遍く宇内の事情に通し、且新聞日誌等を観て人々奮発同く開化の沢に沐して以て旧陋を一洗せんと欲す、名け一新社と云うも亦此意の寓する所なり。

仮目録

- 一同社三十人の事 但し過数は妨げさる事
- 一積金三百両の事 但し同断
- 一一人出金十円の事
- 一歳入歳出を計り元金の外、足益を以て新刻の書籍を購ひ閲覧の日数と同社の順序とを議り、公平に廻観の事
- 一社轄二人を定め、社務を総領する事
- 一副轄二人を定め、大議の節参謀の事
- 一両轄に任ずるは毎年輪番の事
- 一衆議を以金預りを定むる事
- 一群籍総て興讓館の篋笥に蔵め、出納社轄の免許を受る事
- 一同社の子弟たりとも別居なれば社外に準ずる事
- 一社外借読の人あらは社法の見料を納むる事
- 一社法成熟の上は規則書を以官許を受る事

右五月晦日を以て期限とし開社す、集会の節猶一定の法を立へきなり

明治壬申四月

このように、結社目的は、地域にも文明開化の風を吹かせることだった。当時はなかなか地域まで世界の情報がもたらされず、人々はまだ五大陸の名称も知らない状態であったという。地域の代表者である一新社社員はこれを憂い、毎年出版される群籍を得て進んで世情に通じ、新聞日誌などを見て奮発していきたくと考へ一新社を結んだのである。「仮目録」には、社員三〇名で一人一〇円を出金、三〇〇円を運用し、新刻の翻訳書を購入し、興讓館の「篋笥」(書物箱)に納め、社内外の閲覧に供すとしている。明治初期の地域住民の熱い教育熱がうかがえる。

興讓館高等学校に残されている「興讓館諸書類」には同年六月に小田県庁に提出した結社の願書が綴じられおり、一新社に参加した三十四人の名前がみえる。一新社の世話係坂田丈平をはじめ、後月郡の各村々の戸長・副戸長らである。(次頁表1) この表からわかるのは明治七年一月に区内



写真2 現在の書庫 (右、1930年建立)
2Fの篋笥 (左、2015年8月撮影)

の全戸長、副戸長が集まり開設された第八大区後月郡会の議員または六月二十七日付けで丈平や窪田次郎が中心となって小田県矢野権令あてに提出した「民撰議院ノ儀ニ付願書」を受け、八月に開設された第八大区区会の議員が多数含まれていることである。

前出の「一新社盟約の大意」の「仮目録」には「一歳入歳出を計り元金の外、足益を以て新刻の書籍を購ひ」とあったが、明治七年(一八七四)九月十二日の一新社の決算状況が分かる「一新社出納総計簿」が残されている。¹³⁾

この時まで「仮目録」の規定通りに歳入歳出を計り、元金を運用し、利金で書籍・新聞を購入していたのだということが確認することができる。この時の書籍の購入を担当していたのは一新社の世話役をしていた西江原村の平木虎五郎だった。

また購入された書籍は「閲覧の日数と同社の順序とを議り、公平に廻観の事」とされていた。この「廻観」に関する資料も今回の企画展調査で確認できた。一新社が購入した書籍は、表紙に「一新社」と墨書され、中にも「一新社蔵」という蔵書印が押され、現在は興讓館高等学校斯道文庫に保存されている。その書籍の中に書籍回覧の際の文書が挟まれていたのである。今回の調査で『世界の大略』(井原出身の荻田筱夫著、明治五年十一月序、大坂心齋橋通北久太郎町積玉圃柳原喜兵衛蔵板)と福沢諭吉『西洋事情初編』(慶応二年に刊行されたものを明治三年に再刻したもの、慶応義塾蔵版)の中から確認できた。

『世界の略』は「児童必読、小学校緊要の珍本」として明治五年十一月に序文が書かれ、大坂心齋橋通北久太郎町、積玉圃柳原喜兵衛蔵板から

表1 一新社社員について

村名	名前	略歴	村名	名前	略歴	村名	名前	略歴
1 西江原村	坂田文平 (警軒)	教諭所詰	13 西江原村	平木虎五郎	大庄屋格。一新社世話係、明治7年小学教員伝習所詰合学区取締	25 八尋村 (安那郡)	池田太郎	
2 井原村	柳本瀧三郎	明治7年8月第8大区区会議員、戸長、県会議員当選辞退、井原商社社長、井原織物社長	14 西江原村	定光左右次	明治7年8月第8大区区会議員	26 八尋村 (安那郡)	池田喬三	
3 井原村	大津寄連太郎	幕末に庄屋取締役、井原の心学館世話役、明治7年8月第8大区区会議員	15 西江原村	山成五平	築瀬屋、明治5年細謹社参加、7年県勸業掛、9年西江原村会副議長	27 大江村	池田楠五郎	興讓館世話掛、明治元年大江村庄屋、下出部村兼帯庄屋
4 梶江村	渡邊昌一郎	明治7年1月第8大区後月郡会議員、第11小区副戸長	16 東江原村	田中貢太郎	明治7年8月第8大区区会議員、小7区副戸長	28 大江村	池田仲右衛門	
5 梶江村	渡邊本吉		17 木ノ子村	平木深三	木之子村庄屋の生まれ。明治7年8月第8大区区会議員、小田県会出席。明治8年12月補岡山県十五等出仕(11年第三課民地科)	29 大江村	谷禎太郎	
6 築瀬村	山成理一郎	明治5年細謹社参加、7年8月第8大区区会議員、10年第4戸長役場戸長、明治初年酒造業	18 木ノ子村	笠原準三	明治7年1月第8大区後月郡会議員、小6区戸長	30 大江村	大塚伊八郎	大江村庄屋の生まれ。上京して数学を学ぶ。明治7年3月興讓館算術教師、7月小田県教員伝習所教師。明治9年11月補岡山県十五等出仕(第三課地租改正御用掛)
7 築瀬村	山成潤太郎		19 木ノ子村	笠原保太郎	明治7年8月第8大区区会議員	31 下稲木村	妹尾大造	寺子屋師匠
8 与井村	池田楯右衛門		20 木ノ子村	渡邊省三	文久元年より寺子屋師匠	32 東江原村	田中礎太郎	
9 与井村	外山文之丞		21 走出村	名越白平	興讓館世話係、小田後月郡惣代、明治6年小田県会社務周旋、12年2月岡山県会議員	33 西江原村	相田嘉助	
10 与井村 (寅)	坂田雅夫	警軒の兄。待園。蘭医で開業していた。明治6年玉島に移る。	22 門田村	佐藤三郎	明治7年8月第8大区区会議員	34 高屋村	吉川喜七郎	明治6年小田県会社務周旋、7年小1区戸長、1月第8大区後月郡会議員、8月第8大区区会幹事
11 吉井村	三宅栗夫	明治5年小11区戸長、7年第8大区副区長、13年3月岡山県会議員、足次村長	23 西方村	小寺純一郎	明治7年小5区戸長、1月第8大区後月郡会議員、8月第8大区区会議員、小田県会出席。			
12 西江原村	片山山郎	興讓館設立当初からの世話掛、元庄屋	24 七日市村	佐藤正一郎	一新社世話係、明治7年小4区戸長、1月第8大区後月郡会議員、8月第8大区区会議員、同8年郵便取扱所、取扱人			

村名・人名は「興讓館諸書類」、略歴は『井原市史Ⅱ近現代通史編』『岡山県史料三、九、十一』等より作成

発行された。五大陸の形勢、各国の名前、人口、首都、交易などを国風の長歌に擬し、菱湖流の大字で記載している。上下巻の内、下巻の巻末に明治七年(一八七四)三月から四月に一新社社員でこの『世界の大陸』と東京日々新聞五四九号から五五二号を回覧した際の記録が挟まっていた¹⁶⁾以下資料を紹介したい。

戊第五号 東

記 「一新社蔵」(印)

一世界乃大略 上下 式本

一東京日々新聞誌

但五百四十九号より

五百五十二号迄 四枚也

合

此書見一名分三日限り、右御名前の順ヲ以無滞御廻し可被成候也

一新社用係

月番

戌三月二日 戸田与左衛門(印)

午前六時書

大山藻四郎 三月五日午前六時送ル

片山茂久郎 三月六日午前十時送ル

平木虎五郎 三月七日午前九時送ル

但、他行いたし候ニ付拝見義濟御廻し留、再見奉頼上候

相田嘉介 三月十一日午前七時送ル

定光左右二 同十二日午前九時送ル

山成五平 同十五日午前十時送ル

田中貢太郎 同廿二日石田より送ル

田中理太郎 同廿四日十一時名越君へ送ル

名越白平 四月一日笠原君江送ル

笠原治十三 同三日笠原へ送ル

笠原保太郎

渡辺省三

平木深三

右

各君

同十七日平木君へ送ル但前筆二付

二心廻達止りより興讓館江御返納可被成候

一人三日限りで名前順に回覧するように用係月番の戸田与左衛門より戊年（明治七年、一八七四）三月二日通知している。各人の名前の下に次の人に渡した日付が記入されており、大山藻四郎の三月五日午前六時より平木深三の四月十七日までの回覧の状況がよくわかる。その後興讓館へ返却された。また、冒頭に「戊第五号東」とあるのは社員の中でも東部の社員で回覧したことを表している。大山藻四郎は前出の明治五年六月段階での一新社社員には含まれていない。結社後の新入社員といえる。

挟みこみ文書が発見されたもう一方の『西洋事情初編』は、江戸幕府の命により万延元年（一八六〇）にアメリカ、文久二年（一八六二）にヨーロッパに渡ったのち、慶応二年（一八六六）に福沢によって初編三冊が刊行された。翌年の慶応三年（一八六七）再びアメリカへ渡り、その後明治元年（一八六六）に外編三冊を、明治三年（一八七〇）に二編四冊を刊行した。内容は政治、税制度、国債、紙幣、会社、外交、軍事、科学技術、学校、新聞、文庫、病院、博物館、蒸気機関、電信機、ガス燈などに及び、それぞれについて個別に紹介している。興讓館にはこの初編の再刻、外編、二編とも残されており、初編の再刻三冊目に明治七年三月から六月に回覧した際の記録が挟まっていた。

誌

西

甲戌第十八号

一西洋事情初編

三卷

右書見全六日限り

御順達可被成候

三月廿五日慶

一新社用係「片山」(印)

谷真太郎様 三月廿六日午後着、同卅日午後相進申候

池田仲右衛門様 四月二日送ル

池田楠五郎様 四月四日送ル

妹尾大三様 同十一日小寺江送

小寺純一郎様 同廿二日佐藤君へ送ル

佐藤三郎様 同三十日妹尾君へ送ル

妹尾邦太郎様 右三十日晚八着、五月六日朝佐藤君へ順送ス

佐藤正一郎様 五月十一日朝順送ス

吉水喜七郎様 五月廿二日順達仕候、他出仕延引御免

池田太郎様 五月廿七日順達仕候 (印)

池田喬三様 五月廿七日到來六月三日順贈延引御辞申候

大塚伊八郎様

『西洋事情初編』三冊は一人六日限りで名前順に回覧するように一新社用係の片山より通知している。三月二十六日に谷より六月三日大塚伊八郎まで回覧された。大塚は明治七年（一八七四）三月段階で興讓館の算術教師をしており、同年七月に興讓館内に設置される小田県教員伝習所の教師にもなった人物である。⁹⁾

回覧の記録が見つかった書籍はこの二件であるが、興讓館には一新社で購入された書籍が現在も残されている。昨八月の調査では加藤弘之の『交易問答』や福地源一郎訳『英国商法』など明治元年から七年刊行の翻訳啓蒙書が四十六冊確認できた。本稿末にその一覧(表2)を掲載しておきたい。

おわりにかえて

興讓館は一橋藩領江原代官友山勝次の企て以降、地域住民によって運営されていった。その中で、初代二代館長たちは明治初期の地域において、開国思想や合議説といった理念を提供しうるリーダーであった。本稿で確認したように、一新社の活動は、地域の運営を担う戸長や副戸長によって組織されており、その拠点に興讓館があった。この興讓館での試みは中央集権的な学制が整えられる過渡期において、地域で教育というものがどのように組み上げられていったかを再考する一材料となりうるだろう。また明治七年（一八七四）より小田県で開催される区会・県会を構成する人々で経営されていた点も見逃せない。

一新社において廻覧で読まれていた『西洋事情初編』三巻には、前述のように政治、税制度、国債、紙幣、会社、外交、軍事、科学技術、学校、新聞、文庫、病院、博物館、蒸気機関、電信機、ガス燈などの概説の他、アメリカ・オランダ・イギリスの歴史、政治、軍事、財政を詳述している。そこには議会制の仕組みや教育の意義についても説明されており、社員たちは新しい社会に必要とされる知識をそこから学習していたと推測できる。また、廻覧されていたもう一方の『世界の大陸』は、地域で経営されようとしていた小学において使用する教材を吟味または周知するために廻覧されていたと考える。明治初期に戸長らが金銭を出し合い、新しい知識を習得するために学習結社を営んでいた意義は決して小さくないだろう。

「はじめに」でも述べたように備中・備後地域では窪田次郎を中心に小学校の前身である啓蒙所が明治四年（一八七一）二月に始められた。高屋村では五年七月の段階で七〜一〇歳までの男女に対して、年々出版される翻訳書や新聞を読むことを提案するなど文明開化の潮流も取り入れた教育が構想された。同年六月から結社した一新社の活動とも時期が符号する。窪田や坂田が啓蒙書や医学書購入のために設置した細謹社は同年九月から

開始される。六年三月以降啓蒙所は小学へ切り替えられ、七年七月に興讓館内に小田郡小学教員伝習所が設置され、現職教員が交替で入所した。一新社社員であり、興讓館で漢学の他、翻訳書を用いて地理歴史、究理、化学、経済、農学、法学などの読書科を担当していた坂田と、数学・幾何学・測量学などの算術科を担当していた大塚伊八郎がこの伝習所の教師を務めた。また明治七年一月に小田県第八大区後月郡会議、八月には第八大区区会議、小田県会が行われる。二でみたように一新社はこれらの議員となる人々によって経営されていたのである。

今回調査で確認できた「一新社出納総計簿」や「廻覧の記録」はまさにこの時期（明治七年三月〜十一月）のものであり、一新社によって購入され興讓館の篋筒において管理されていた書籍が、地域の学びの基礎となっていたことは間違いないだろう。

表2 一新社蔵書印のある書物一覧

分類	書名	著者	巻冊次	出版年	出版社	表紙番号
全	西洋事情	福沢諭吉編輯	3	明治3年	尚古堂	15号
	西洋事情 外編	福沢諭吉編輯	3	明治5年	尚古堂	16号
	西洋事情 二編	福沢諭吉編輯	4	明治3年10月	尚古堂	17号
	政家必携 各国年鑑	英国マルチン氏著 東京川路寛堂訳	上下	明治7年2月	知新館	60号
世界地誌	世界の大陸	泰西 荻田藤夫	上下	明治5年11月	浪華書肆 積玉園	
	訓蒙海外 各国史略 全	谷井元次 田中耕造	上下	明治5年7月	東京 北畠 千鍾房	
	やまとふみ	久保扶桑 平井正	3	明治7年	益友社	58号
自然科学	天変地異 全	小幡篤次郎	1	明治元年		5号
	地学事始	横山棟菴訳	1	明治3年	尚古堂	
	ものわりの はしご	清水卯三郎	2	明治7年	瑞穂屋	41号
殖産興業	蚕種説	カルマルス	上	明治2年2月	吉田屋蔵板	(虫損)
	蚕種商法	吉田屋表二郎 榊原重兵衛	下	明治2年	吉田屋蔵板	第2号1番
	交易問答	加藤弘蔵	2	明治2年	東京谷山樓蔵	63号
	英国商法	福地源一郎訳	3	明治3年	山城屋佐兵衛	1号
	泰西農学	緒方儀一訳	初編上下	明治3年	大学南校	20号
	泰西農学 附録	緒方儀一訳	上下	明治3年	大学南校	23号
風俗	官版 会社辨 完	ウェイランド著 福地源一郎訳	1	明治4年6月	大蔵省	
	帳合之法	福沢諭吉訳	初編上下2	明治6年6月	慶応義塾 出版局	26号
風俗	牛店雑談 安愚楽鍋	仮名垣魯文	初〜五編	明治4〜5年	東京誠之堂	83号

(2015年8月興讓館高等学校斯道書庫調査分)

〔注〕

- (1) 窪田次郎は阪谷朗廬とは二従兄弟であり、若い時に朗廬に学んだ。窪田次郎と朗廬の関係については天野彩「地方知識人窪田次郎の活動と地域の社会・文化についての一考察―明六社員阪谷朗廬との関係を中心に―」（渡辺尚志編『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版、二〇〇六）に詳しい。
- (2) 『井原市史近現代通史編』一四九頁。
- (3) これまで小田県での洋学撰取の取組みは有元正雄『明治期地方啓蒙思想家の研究 窪田次郎の思想と行動』（溪水社、一九八四）以来、窪田を中心に研究が進められてきたが、その取組みは窪田個人の特異性の中で位置づけられてきた感がある。窪田の就学に目を向け阪谷朗廬との関係を取り扱ったのが前掲注1の天野氏であるが、興讓館での取組み自体には触れられていない。興讓館、一新社については『井原市史Ⅰ近世通史編』『Ⅱ近現代通史編』『Ⅲ近世史料編』『Ⅳ近現代史料編』に紹介されている。本稿はそれらと新出史料をもとにした試論である。
- (4) 「嘉永六年興讓館創立之時建物平面略図」によると講室の奥には館長の書斎、塾生の食堂、浴室、台所、館長家族の居室、使用人の部屋などがあり、東塾、西塾、北塾、新塾、土蔵、台所、裏門、西側の二階建ての塾舎の階下には書庫が設置されていた。この書庫は、後述する一新社蔵書が納められていた。興讓館の建物変遷については高田知樹「興讓館の建物の変遷について」（井原市文化財センター「古代まほろば館」年報二、二〇〇九）を参考にした。
- (5) 以上、井原市芳井歴史民俗資料館第四回特別展「創立一六〇周年記念 興讓館のあゆみ」冊子（平成二十五年作成）を参考にした。
- (6) 阪谷朗廬「壬戌夏田舎ばなし」（山下五樹『阪谷朗廬先生書簡集』柳本商店印刷部、一九九〇）
- (7) 山下敏謙『興讓館百二十年史』『興讓館百二十年史』刊行会、一九七二、八八頁、一三六頁。
- (8) 同右収録の阪谷芳郎「朗廬先生行状ノ記」（昭和五年一月十五日阪谷朗廬先生五十回忌記念号）八八頁。
- (9) 同右九〇頁。
- (10) 朗廬研究の一例をあげると大月明「変革期における思想形成」（一）（二）『人文研究』十二巻八号、一九六一、大阪市立大学、十三巻七号、一九六二）

をはじめ、小股憲明「阪谷素にみる伝統と啓蒙」（『季刊日本思想史』二六号、一九八六）、松本三之介「新しい学問の形成と知識人―阪谷素・中村敬宇・福沢諭吉を中心に―」（『日本近代思想大系一〇 学問と知識人』岩波書店、一九八八）、山田芳則「阪谷素論」（『就実女子大学史学論集』三、一九八八）などである。

- (11) 以上警軒の経歴は前掲注5と同様。
- (12) 『井原市史Ⅴ近現代史料編』九七九〜九八〇頁。
- (13) この史料は『井原市史』にも掲載されていない。井原市文化財センター専門員首藤ゆきえ氏からご教示いただいた。記して謝したい。
- (14) 荻田雲涯（一八三一〜一八七三）書家。本名嘯。筱夫とも称した（山下五樹『朗廬先生宛諸氏書簡集』一九九三、一三四頁）。後月郡井原村に生まれる。阪谷朗廬に学び、書の中島香城、篆刻は細川林齋に学んだ。書と篆刻に優れ、朗廬の重要な文書の浄書や遊覧、会合に必ず同行。一生民間で送った（『備作人名大辞典』臨川書店、一九七四）。
- (15) 明治五年（一八七二）二月二十一日創刊。東京最初の日刊紙。毎日新聞の前身。
- (16) 興讓館高等学校斯道文庫所蔵。本史料も『井原市史』には掲載されていない。興讓館高等学校藤原美恵子氏に資料調査で便宜を図っていただいた。記して謝したい。
- (17) 「興讓館開業願」（明治七年三月二十六日、「興讓館諸書類」興讓館高等学校所蔵）

〔付記〕

企画展調査において井原市文化財センターの職員の皆様、興讓館高等学校の皆様、資料所蔵者の方々には大変お世話になりました。末筆ながらお礼申し上げます。

（こんどう めぐみ 岡山県立記録資料館）

編集後記

第11号は特別寄稿、論文、調査報告2本、コラム、教育現場での記録資料活用案2本、企画展関連研究を掲載します。

特別寄稿は岡山県出身の広島大学名誉教授の岸田裕之氏にお願いしました。氏は明治期に民間人として製塩法改良に取り組んだ生本伝九郎と小野友五郎の往復書簡を翻刻し、これまであまり知られていなかった彼らの活動を岡山地域の近代塩業史の中に位置づけています。資料発掘と分析により時代認識を豊かにする歴史の懐深さを改めて示されました。

西山拙斎著『休否録』の伝本と概要を紹介された別府信吾氏は、当館の元職員です。昨年は当館発行の『岡山のアーカイブズ 4』に早田玄洞著「西山拙斎」を翻刻しています。今回は改めて西山拙斎に正面からとりくみ、岡山藩支藩の一学者の視点から寛政期の岡山藩と白河（桑名）藩の研究を深める可能性を提示されています。

調査報告は2本です。坂本昇氏は『中国民報』を創刊するなど明治期岡山政財界の重要人物であった坂本金弥の生涯を実業家の面から浮彫りにしています。当館所蔵の複製資料『山陽新報』『中国民報』をはじめとした氏の金弥研究はこれからも期待されます。

杉原康子氏は平成十六年夏杉原家土蔵で発見された、明治三十五年段階の足守藩主木下家資料の状況を記す「御所蔵品目録草案」を分析し、戦後の木下家資料の伝来についても丁寧に説明されています。

コラムを執筆した瀬戸裕子氏は、岡山シテイミュージアムで『桑華蒙求』版木の修復を担当されました。今回は『桑華蒙求』の内容を分析する過程の中で調べた叙文を解説していただきました。杉原・瀬戸両氏の研究により、備中足守藩主木下家資料を活用した成果がこれからも増えていくことが期待されます。

また本号の特色となったのが当館職員による教育現場での記録資料活用案の2本です。前田能成は高等学校の公民教育において公文書をいかに活

用することができると提案しています。上井良子は記録資料館の保存担当者として現物資料を活用した大学生への実践的な博物館実習を紹介しています。

企画展関連研究は近藤萌美が執筆しました。平成二十七年度企画展「岡山PRIDE」を担当し、岡山の誇るべきものを医療・教育・文化の視点から紹介しました。紀要では明治初期の興譲館を中心とした学習結社について、地域社会に果たした役割を考察しています。調査でお世話になった関係各所に末筆ながら感謝を表します。

今号もたくさんの方々のご支援のもと豊富な内容とすることができました。地域の歴史とはその地域の現在を深く知り、新たに未来を築いていく糧となるのではないかと思います。これからも地域の様々な側面を発信できる拠点となるよう努力してまいります。所存です。
(近藤)



岡山県立記録資料館 紀 要 第11号

発行日 平成28(2016)年3月31日
編集 岡山県立記録資料館
発行 〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1
☎(086)222-7838/FAX(086)222-7842
印刷 株式会社 三門印刷所
〒703-8233 岡山県岡山市中区高屋4116-7
☎(086)273-0550/FAX(086)270-8202

ISSN 1880-8506 Printed in Japan



本紀要は当館紀要編集委員会の審査協議の上発行しておりますが、執筆者の責任において述べられた意見および事実の説明は当館としての見解を示すものではありません。

